

令和8年度

事業計画書

屋久島町

目 次

【 一 般 会 計 】

総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	1
政 策 推 進 課	・ ・ ・ ・ ・	5
観 光 ま ち づ くり 課	・ ・ ・ ・ ・	18
町 民 課	・ ・ ・ ・ ・	31
福 祉 支 援 課	・ ・ ・ ・ ・	35
健 康 長 寿 課	・ ・ ・ ・ ・	38
生 活 環 境 課	・ ・ ・ ・ ・	46
産 業 振 興 課	・ ・ ・ ・ ・	54
建 設 課	・ ・ ・ ・ ・	63
地 域 住 民 課	・ ・ ・ ・ ・	67
会 計 課	・ ・ ・ ・ ・	68
議 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	70
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	74
監 査 委 員 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	75
農 業 委 員 会 事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	78
教 育 総 務 課	・ ・ ・ ・ ・	81
社 会 教 育 課	・ ・ ・ ・ ・	91

【 特 別 会 計 】

上 水 道 事 業	・ ・ ・ ・ ・	98
農 業 集 落 排 水 事 業	・ ・ ・ ・ ・	101
国 民 健 康 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	102
介 護 保 険 事 業	・ ・ ・ ・ ・	108
診 療 所 事 業	・ ・ ・ ・ ・	114
後 期 高 齢 者 医 療 事 業	・ ・ ・ ・ ・	116
船 舶 事 業	・ ・ ・ ・ ・	121
電 気 事 業	・ ・ ・ ・ ・	122

【 総務課 】

はじめに

我が国は、少子高齢化の進展、生産年齢人口の減少、価値観の多様性、大規模災害、デジタル社会の進展など社会状況は大きく変化しており、行政課題は更に複雑化・多様化している。

幸い昨年、町内で大きな災害等は発生しなかったが、一昨年は、1月に発生した能登半島地震、8月には初めて南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表され、本町においても台風10号による甚大な被害が発生するなど、大規模な事故や災害はいつ起こるか予測のつかない状況にあり、行政として人命を優先した迅速な対応が求められる状況である。

また、新型コロナウイルス感染症の発生以降、各種感染症に対する個々の意識は向上してきたが、本町のような医療体制の脆弱な地域にとっては、予防を含め、継続的かつ地道な対応が重要であり、また、地域経済の活性化にも取り組む必要がある。

このことから、本町まちづくりの指針として定めた第二次振興計画の重点目標として掲げる「加速する人口減少・少子高齢化に備え、限られた財源の中で最大の効果を発揮し、住民、集落、行政が協働する人情豊かなまちづくり」のもと、新たな発想を盛り込んだ実効性ある町勢発展を目指す。

1 行政運営

町政全般を支える基幹部署として、公正・透明で効率的な行政運営の確保を基本とする。組織体制や事務処理の見直し、業務分担の適正化を通じて、役場全体の効率向上を図るとともに、会計年度任用職員を含めた定員管理を適切に行い、必要な人材を計画的に配置することで、業務の安定的な体制づくりに努める。

職員の人材育成については、町の人材育成基本方針に基づき、法令遵守意識や業務遂行能力の向上を目的とした研修を計画的に実施する。また、職員の成長や課題の把握を目的とした人事評価制度を活用し、評価結果をフィードバックすることで、コミュニケーションツールとしても活用し、職員のやる気や意欲の向上を図る。

さらに、働きやすい職場環境の整備を重視し、ワークライフバランスへの配慮や、ハラスメント防止・メンタルヘルスサポートに加え、男性職員の育児休業取得の推進など、すべての職員が安心して働き、家庭生活との両立が図れる職場づくりに努める。

あわせて、デジタル技術の推進により、業務効率化を図り、限られた行政資源の有効活用を目指す。加えて、情報公開及び個人情報保護を適切に運用し、住民への説明責任を果たすとともに、住民からの相談や意見に丁寧に対応することで、町政に対する信頼の確保に努める。

2 文書広報

町報「やくしま」、町ホームページ、LINE、Facebook とそれぞれの機能を生かし、「読みやすく見やすくわかりやすい、見る人を引き付け、誰からも親しまれる」よう、住民の知りたい、住民に伝えるべき情報を伝達し、身近な行政となるよう取り組む。

町ホームページについては、令和7年度に全面リニューアルを行い、今後、本格的に運用を開始するため、本町の情報発信の基盤として、これまで以上に行政情報や町の魅力が伝わるホームページとなるように運用を行う。

3 電算管理

令和7年度末までに移行を完了した標準化基幹業務システムについて、関係団体と連携し安定運用と効果検証を進める。

また、令和4年度をもって町内全域で整備完了した「光ブロードバンド」については、地域の生活と経済活動を支えるインフラとして適切な管理を行う。

個人情報の保護によるセキュリティ強化はもとより、住民の情報資産保護のためにより一層の情報漏洩防止強靱化対策に努め、機器の管理や情報ネットワークの安定稼働、デジタル化による効率化に努め、住民ニーズに応じた効果的で合理的な行政サービスの充実に取り組む。

4 防災・減災事業

火災発生における消火活動はもとより、台風、集中豪雨、地震などの自然災害における救助活動や防除活動、更には事故や災害における救出活動など、あらゆる災害・事故に対処するため、常備消防・非常備消防と地域住民が一体となった消防防災体制の充実を図る。

令和8年度は、防災に対する意識高揚を図るため、令和7年5月29日に制定した「防災の日」に外部から講師を招へいし、中学生への防災講演や町民向けの防災講演会を実施し、町民の防災意識の更なる醸成を図る取組を推進する。

また、口永良部島における火山防災訓練についても、町単独で実施するとともに、災害時に災害対応の中核を担う、町職員向けへの災害対応訓練も実施していく。

(1) 消防活動

① 少子高齢化や地域連帯意識の希薄化が進む中、消防組織の維持と将来を見据えた強化を推進していく必要があるため、国が定めた基準に基づき消防団員の処遇改善や、消防活動での安全確保対策を図り、消防団員の安定確保に努める。

② 消防団員の消防に対する能力・技術のスキルアップを図るため、消防操法大会の開催、県消防学校教育研修課程や熊毛支部研修へ積極的に派遣する。

また、新入団員研修を開催し消防団員としての心得や規律の習得を図る。

- ③ 山岳遭難や水難事故発生時に、迅速適切に対処できるよう消防団山岳捜索隊・水難救助隊の訓練を行い、必要な装備の確保を行う。

(2) 防災活動

近年、大規模地震の発生や、局地的な集中豪雨による土砂災害の発生など日本全国でも自然災害による甚大な被害が発生している。本町においては、台風の襲来や気象警報が度々発表されることから、職員のスキルアップを図り不測の事態に備える。

また、災害による犠牲者を出さない上で最も重要となる、住民一人一人が、「自らの身の安全は自らが守る」という自助意識のもと、地域・職場・家庭等において互いに協力し、助け合って行動することが重要であり、特に災害時に支援が必要となる避難行動要配慮者への対応等各種マニュアルを、関係機関と連携の上、整理し、今後の活用を関係機関と検討し災害に強い町づくりを推進する。

(3) 消防防災施設整備

- ① 更新時期を迎えた消防資機材の整備として、安房分団安房班の水槽付消防ポンプ自動車及び永田分団吉田班の消防ポンプ付軽積載車を更新し、消防力の強化を図る。
- ② 消防水利の整備として、永久保地区に防火水槽1基を新設し、栗生分団中間班詰所の長寿命化に取り組む。
また、各消防分団や集落からの要望により、消火栓の新設及び消防ホースの更新等を実施し、消防設備の更なる充実を図る。
- ③ 防災行政無線のデジタル化により設備の充実が図られ、災害時において情報伝達に支障が生じないように、故障による交換、新築や転居等に伴う新設等、昨年度に引き続き、戸別受信機を追加購入し安定的な防災情報伝達体制の確立のため、定期的な保守点検、動作確認を実施する。

5 交通安全対策

屋久島警察署や関係機関と連携し、交通ルールの遵守及び正しい交通マナーの実践を促進するなど、町民に広く交通安全思想の高揚を図り、交通事故を未然に防ぐため交通安全対策として次の事業を行う。

- ① 各季に交通安全運動を実施するとともに、警察署、交通安全協会、安全運転管理協議会等の関係機関と連携し年間を通じて広報活動を行い、町民の交通安全に対する意識高揚に努める。
- ② 飲酒運転の撲滅に向け各課にアルコールチェッカーを配置し、運転記録簿にその結果を記載することを義務付ける。
- ③ 高齢者の交通事故を抑止するため、鹿児島県が行う巡回交通安全教室や健康長寿課が開催する高齢者向けの交通安全ナイトスクールと連携し高齢者の交通安全に対する意識の高揚に努める。
- ④ 関係機関と町内各地の道路診断や危険箇所点検を行い、カーブミラーの

設置、交換など交通安全施設の充実を図る。

⑤ 交通事故に遭遇した際の補償のため、交通災害共済の加入促進を図る。

6 空港管理及び気象観測業務

鹿児島県から受託する屋久島空港管理業務について、国の指針等に基づき定められた訓練の実施や空港管理を適正に行うとともに、福岡管区気象台から受託する航空気象観測業務を適正に行う。

【 政策推進課 】

屋久島町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画（令和元～10年度）」の基本構想の下、新たな人口動向分析も含めた「屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和7～11年度）」、「屋久島町公共施設等総合管理計画」、「公共施設個別計画」に基づく施策を、各種ヒアリングや予算編成等を通じて推進していく。

1 財産管理係	R 8 当初	R 7 当初	比較
2-1-4 財産管理費	63,520	85,442	△21,922

（1）町有財産の管理

資産の目的及び用途に応じた適正な管理に努めるとともに、未利用資産の貸付け及び払下げを積極的に行うことで、財政の健全化及び地域経済の活性化を促す。

また、所管である憩いの森公園や旧小瀬田中、住宅地に近接する未利用町有地などに加え、事業者が撤退した旧一湊中を管理し、安全面・衛生面の保安全管理に努める。春田定住促進団地においては、未売却地の販売促進を図るため、今年度不動産鑑定を行う。

（2）本庁舎の維持管理

- ① 電気工作物保安管理や消防用設備等の各種設備の定期点検を計画的に実施する。
- ② 来庁者にとっては安全で衛生的に使いやすく、職員にとっては適正な執務環境を保つため、日常的な庁舎内清掃を実施する。庁舎外については、昨年度実施したロボット草刈機による試験運転の成果がよかったため、今年度新規導入し、施設の適切な維持管理に努めたい。これを機に、今後、他の町有施設での利用拡大を模索し、将来的な人件費負担の軽減につながるか検討したい。
- ③ フォーラム棟・ホール棟・大屋根のひろばの貸館業務については、町民の利用に際してマナー遵守を指導しつつ積極的な利用を促し、本庁舎整備のコンセプトである町民や来島者に開かれた庁舎の環境整備に努める。

（3）公有物件共済事業

各課が所管する建物の災害共済及び公用車の損害共済について、一般財団法人全国自治協会が行う共済事業への継続加入を行い、各課への共済物件の適正管理を促すとともに、対象事案については、迅速かつ正確に情報収集し、適切に運用する。

（4）入札事務に関する事項

町が発注する工事及び工事に関する委託業務の競争入札について、競争性及び公平性に努める。

主な経費		予算額
・公有建物、自動車共済掛金	保険料	17,214千円
・春田定住促進団地不動産鑑定	委託料	600千円
・ロボット草刈機（3台）	備品購入費	2,500千円

2 企画調整係	R 8 当初	R 7 当初	比較
2-1-5 企画費	244, 591	210, 997	33, 594
2-5 統計調査費	1, 475	8, 075	△6, 600

(1) 重要計画等の取り組み

屋久島町の最上位計画である「屋久島町第二次振興計画」及び「屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき事業の調整を行う。

① 総合戦略推進会議の開催

(2) 特定地域（離島・過疎・辺地等）振興

離島振興法、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下、有人国境離島法）、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、条件不利地域である本町の住民生活の利便性向上を図る。

特に、令和8年度末に期限を迎える有人国境離島法について、関係団体とともに期限延長に向けた取り組みを行う。

- ① 関係する団体（離島振興協議会、過疎地域協議会等）と連携を図り、各種要望活動、離島行政懇談会などの諸活動を行う。
- ② アイランダー2026に関する取り組み
- ③ 全国離島交流中学生野球大会（島根県隠岐の島町開催）に関する取り組み
- ④ 特定有人国境離島地域航路・航空路運賃低廉化事業に関する取り組み

(3) 広域行政

熊毛1市3町で構成する種子島屋久島振興協議会において、熊毛地域における喫緊の課題や中長期的な課題解決に向けて各種要望活動等に取り組む。また、アイランダー2026等のイベントを通して地域のPR活動に取り組む。

(4) 交通政策

① 港湾及び航路

利用しやすい港湾や航路を目指し、クルーズ船対応の港湾施設の整備に関する要望や、町民の生活を確保するために必要な輸送能力を規定した海上運送法に基づく「指定区間」及び「サービス基準」の維持のため、関係機関と連携を図る。

② 空港及び航空路

令和6年度から事業開始となった屋久島空港滑走路延長事業については、これまで現地測量や用地測量が主であったが、今年度より事業用地の本格的な取得、付帯施設の設計等が始まる予定であり、町においても、県からの受託で事業用地の一部を取得する事務を行う。また、県港湾空港課及び屋久島事務所と立ち上げた現地推進本部において、情報共有及び発信を図る。

利用促進にあたっては、JAC等と連携した取り組みを行う。

③ 地域公共交通

屋久島町地域公共交通活性化協議会をとおして、厳しい事情を抱える地域公共交通事業者と連携を図りながら、今後の交通について課題解決に向けて取り

組む。また、地域間幹線バス路線の維持を図るため、特定の運行系統に支援を実施する。

(5) 屋久島高校魅力化プロジェクト

屋久島町と屋久島高等学校が締結する「屋久島高校魅力化プロジェクトに関する協定」に基づき、次の事業に取り組む。

- ① 地域みらい留学対面式合同説明会への参加
- ② 町外高校生の受入れ及び支援
- ③ 「スタディサプリ」アプリの導入補助
- ④ 寄宿舍運営

(6) 民間主導による賃貸住宅建設の促進

人口減少の抑制と地域経済の活性化を目的として、1棟2戸以上の住宅を新築する事業者等を対象に、一定の設備や面積の基準を設け、建設費用の一部を補助することで、居住可能な物件の供給拡大を推進する。

(7) 統計調査事業

本年実施される経済センサスー活動調査をはじめとする諸統計調査においては、本町統計調査指導員及び統計調査員と連携を図り、早めの準備及び情報の整理と共有に努める。

主な経費

・寄宿舍運営事業	委託料	6,120千円
・寄宿舍借上料	建物使用料	4,500千円
・全国離島交流野球大会(中学生対象:島根県隠岐の島)	負担金	3,000千円
・航路・航空路運賃低廉化事業	負担金	96,343千円
・地域みらい留学ネットワーク事業	負担金	1,320千円
・地域間幹線系統確保維持事業	補助金	6,832千円
・町外高校生受入支援金	補助金	1,320千円
・屋久島高校魅力化事業	補助金	2,003千円
・民間賃貸住宅建設促進事業補助金	補助金	30,000千円
・経済センサスー活動調査	調査員報酬等	1,229千円

3 財政係

2-1-17 財政管理費

R 8 当初

7,755

R 7 当初

4,141

比較

3,614

令和8年度予算概要

(1) 総括

政府は、令和8年度地方財政の見通しについて、物価高騰や社会保障関係経費の増加が見込まれる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供できるよう、一般財源総額(67.5兆円、前年度比3.7兆円増)の確保及び地方交付税(20.2兆円、前年度比1.2兆円増)の適切な措置を講ずることとしている。

本町においても、これら国の方針を踏まえ、安定的な財政運営を基本としつつ、人口減少・少子高齢化の進行、公共施設の老朽化対策、防災・減災への備え、産業の振興、物価高騰への対応等、本町が直面する諸課題に的確に対応することを基本方針として予算編成に取り組んだ。

限られた財源の重点的かつ効率的な配分に努め、持続可能な行財政運営と住民福祉の向上を図ることを基本として予算を編成した結果、令和8年度一般会計当初予算総額は11,260,000千円となり、前年度に比べ362,000千円減(3.1%減)となった。

本予算は、厳しい財政状況の中にあっても、本町の将来を見据え、必要な施策を着実に実施するための予算として編成したものである。

(2) 歳入増減の要因

歳入の増減要因については、国の地方財政対策を踏まえた地方交付税等の増減のほか、町税の動向、普通建設事業の増減に伴う国庫支出金及び県支出金の変動並びに町債発行額の変動等によるものである。

増額を見込んだ主なものは町税(前年度比(以下「同比」という。)30,588千円増、2.4%増)、寄付金(同比200,299千円増、46.5%増)、地方特例交付金(同比8,482千円増、305.5%増)、地方交付税(同比20,000千円増、0.4%増)等である。町税のうち個人町民税(現年)は、町民所得の向上により同比18,834千円の増、固定資産税(現年)は、家屋及び償却資産評価額の増加が見込まれることにより同比10,512千円の増となった。また、地方特例交付金の増は、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の廃止に伴う減収分が地方特例交付金により補填されること等によるものである。

一方、減額を見込んだ主なものは、分担金及び負担金(同比9,084千円減、41.5%減)、繰入金(同比49,384千円減、4.6%減)、環境性能割交付金(同比3,166千円皆減)、国庫支出金(同比193,302千円減、11.6%減)、町債(同比348,400千円減、37.3%減)等である。分担金及び負担金は、屋久島高校通学バス無償化に伴う分担金の減等により同比9,084千円の減となった。また、町債は、緊急自然災害防止対策事業債の皆減(同比209,200千円減)や過疎対策事業債の減(同比150,400千円減)等により348,400千円の減となった。

(3) 目的別歳出増減の要因

歳出を目的別に見ると、民生費が大きな割合を占めており、高齢者福祉及び子育て支援等の社会保障施策の充実を図っている。また、商工費、土木費、教育費、農林水産業費等についても、本町の実情に応じた重点的な事業配分を行い、地域課題の解決と持続的な発展に向けた取組を推進するための予算配分としている。

増額を見込んだ主なものは総務費(同比259,864千円増、13.8%増)、商工費(同比76,245千円増、29.8%増)等である。総務費の増は、ふるさと納税である「屋久島町だいき寄付金」の増額見込に伴う屋久島町だいき基金積立金の増(同比200,000千円増)及び固定資産(家屋)全棟調査業務委託(同比48,000千円皆増)等によるものである。また、商工費の増は、屋久杉自然館エレベーター改修工事(同比47,547千円皆増)や雇用確保対策事業委託(同比9,130千円皆増)等によるものである。

一方、減額を見込んだ主なものは、教育費(同比322,146千円減、24.4%減)、農林水産業費(同比140,344千円減、12.8%減)、衛生費(同比117,130千円減、7.4%減)等である。教育費の減は、小中学校用タブレット端末更新事業及び各地区公民館のAED更新事業の完了等によるものであり、農林水産業費の減は、栗生漁港水産基盤機能保

全事業の減（同比 150,000 千円減）等によるものである。

（４）性質別歳出増減の要因

歳出を性質別に見ると、扶助費、公債費等の義務的経費が財政運営において大きな割合を占めており、物価高騰及び社会保障関係経費の増加に伴い、今後も一定の財政負担が見込まれる。一方、投資的経費については、公共施設の老朽化対策及び防災・減災対策を中心に必要な事業を計画的に実施することとしている。

増額を見込んだ主なものは、維持補修費（同比 3,772 千円増、6.1%増）、補助費等（同比 141,157 千円増、6.7%増）、積立金（同比 203,153 千円増、43.8%増）等である。補助費等は、ふるさと納税関連経費の増のほか、民間賃貸住宅建設促進事業補助金（同比 30,000 千円皆増）及び学校給食費補助金の増（同比 31,523 千円増）等によるものである。

一方、減額を見込んだ主なものは、普通建設事業費（同比 500,003 千円減、28.8%減）、物件費（同比 146,869 千円減、8.1%減）、公債費（同比 13,340 千円減、1.1%減）等である。普通建設事業費の減は、ごみ処理施設整備事業及び栗生漁港水産基盤機能保全事業の減等によるものである。

（５）自主財源の状況

自主財源は、町税を中心とするものであるが、人口減少及び経済情勢の影響等により、依然として厳しい状況が続いている。

歳入全体に占める自主財源の割合は 29.8%であり、前年度（27.2%）に比べ 2.6 ポイント増加したものの、地方交付税及び国・県支出金等の依存財源に大きく依存する財政構造となっている。

今後も多様化する行政需要に的確に対応し、安定的な財政運営を行うため、町税の徴収強化及び使用料等の見直し等、自主財源の確保に引き続き取り組む必要がある。

令和8年度一般会計当初予算案（歳入）

（単位：千円、％）

区 分	R8年度	構成比	R7年度	増減額	増減率
自 主 財 源	3,357,075	29.8	3,157,193	199,882	6.3
町 税	1,292,848	11.5	1,262,260	30,588	2.4
分 担 金 及 び 負 担 金	12,781	0.1	21,865	△ 9,084	△ 41.5
使 用 料 及 び 手 数 料	172,005	1.5	164,811	7,194	4.4
財 産 収 入	84,233	0.7	75,715	8,518	11.3
寄 附 金	630,620	5.6	430,321	200,299	46.5
繰 入 金	1,014,493	9.0	1,063,877	△ 49,384	△ 4.6
繰 越 金	52,000	0.5	45,000	7,000	15.6
諸 収 入	98,095	0.9	93,344	4,751	5.1
依 存 財 源	7,902,925	70.2	8,464,807	△ 561,882	△ 6.6
地 方 譲 与 税	97,181	0.9	100,855	△ 3,674	△ 3.6
利 子 割 交 付 金	347	0.0	247	100	40.5
配 当 割 交 付 金	3,015	0.0	2,548	467	18.3
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,924	0.0	3,165	1,759	55.6
法 人 事 業 税 割 交 付 金	16,699	0.1	17,126	△ 427	△ 2.5
地 方 消 費 税 交 付 金	268,432	2.4	255,343	13,089	5.1
環 境 性 能 割 交 付 金	0	0.0	3,166	△ 3,166	△ 100.0
地 方 特 例 交 付 金	11,258	0.1	2,776	8,482	305.5
地 方 交 付 税	4,576,000	40.6	4,556,000	20,000	0.4
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1,168	0.0	1,088	80	7.4
国 庫 支 出 金	1,480,064	13.1	1,673,366	△ 193,302	△ 11.6
県 支 出 金	858,337	7.6	915,227	△ 56,890	△ 6.2
町 債	585,500	5.2	933,900	△ 348,400	△ 37.3
歳 入 合 計	11,260,000	100.0	11,622,000	△ 362,000	△ 3.1

令和8年度一般会計当初予算案（歳出：目的別）

（単位：千円、％）

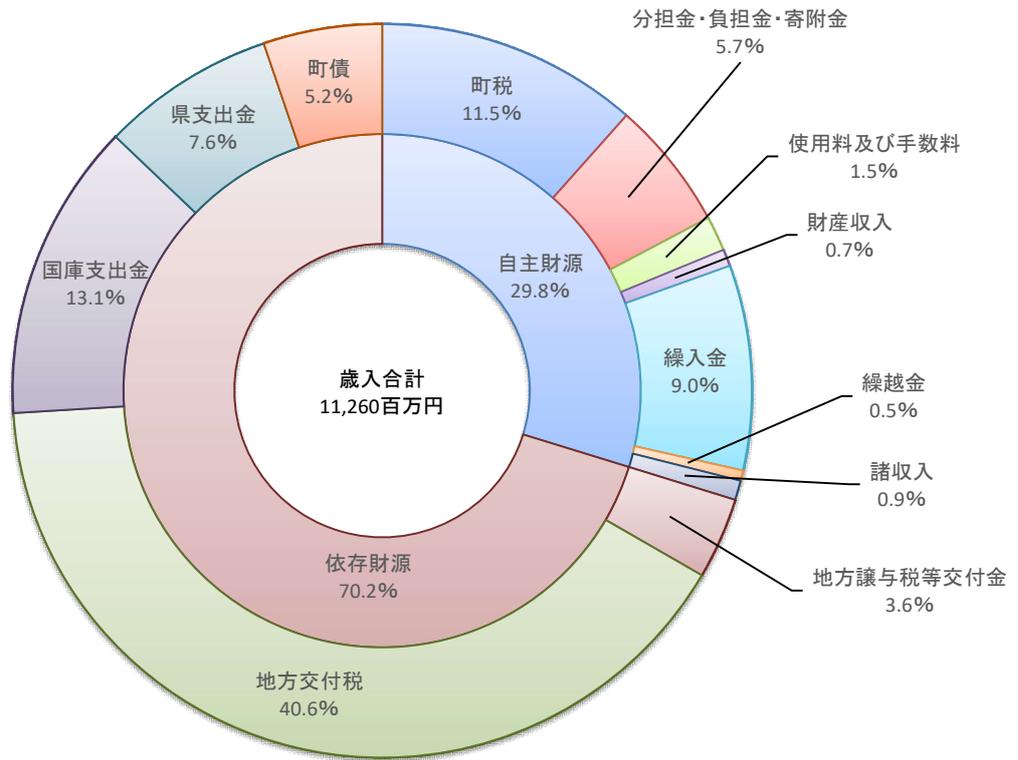
区 分	R8年度	構成比	R7年度	増減額	増減率
議 会 費	97,054	0.9	102,674	△ 5,620	△ 5.5
総 務 費	2,149,126	19.1	1,889,262	259,864	13.8
民 生 費	2,749,667	24.4	2,810,643	△ 60,976	△ 2.2
衛 生 費	1,463,364	13.0	1,580,494	△ 117,130	△ 7.4
労 働 費	20	0.0	20	0	0.0
農 林 水 産 業 費	960,334	8.5	1,100,678	△ 140,344	△ 12.8
商 工 費	332,278	3.0	256,033	76,245	29.8
土 木 費	746,150	6.6	800,106	△ 53,956	△ 6.7
消 防 費	521,822	4.6	518,714	3,108	0.6
教 育 費	999,946	8.9	1,322,092	△ 322,146	△ 24.4
災 害 復 旧 費	4,000	0.0	54	3,946	7,307.4
公 債 費	1,190,752	10.6	1,204,092	△ 13,340	△ 1.1
諸 支 出 金	31,925	0.3	25,893	6,032	23.3
予 備 費	13,562	0.1	11,245	2,317	20.6
歳 出 合 計	11,260,000	100.0	11,622,000	△ 362,000	△ 3.1

令和8年度一般会計当初予算案（歳出：性質別）

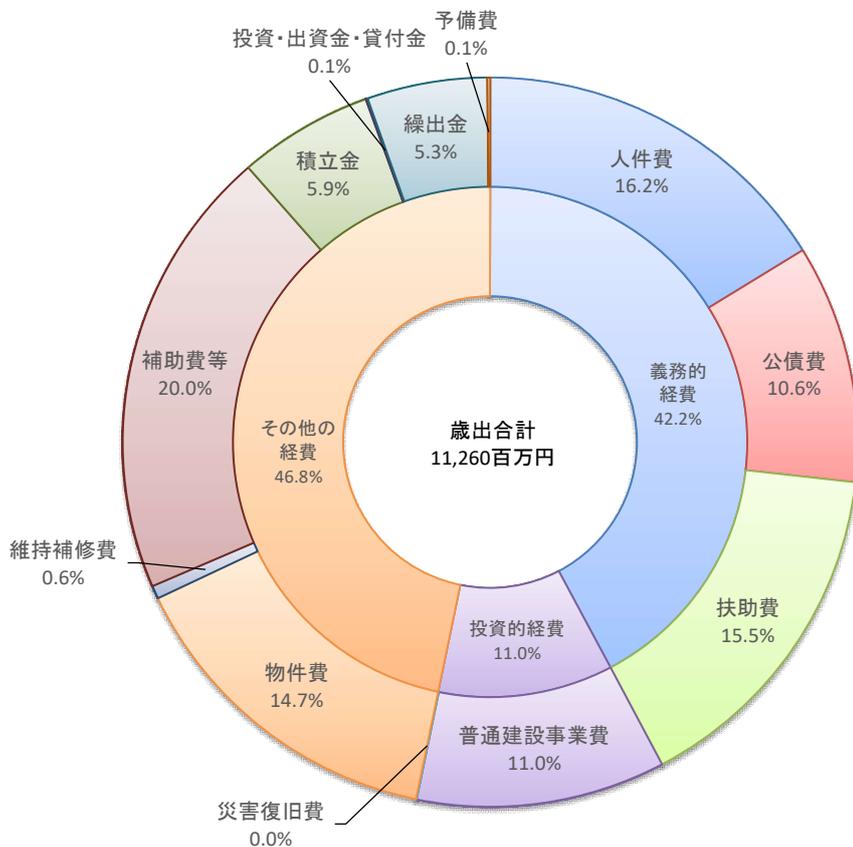
（単位：千円、％）

区 分	R8年度	構成比	R7年度	増減額	増減率
義務的経費	4,756,319	42.2	4,794,302	△ 37,983	△ 0.8
人件費	1,822,208	16.2	1,821,232	976	0.1
公債費	1,190,752	10.6	1,204,092	△ 13,340	△ 1.1
扶助費	1,743,359	15.5	1,768,978	△ 25,619	△ 1.4
投資的経費	1,238,889	11.0	1,734,946	△ 496,057	△ 28.6
普通建設事業費	1,234,889	11.0	1,734,892	△ 500,003	△ 28.8
災害復旧費	4,000	0.0	54	3,946	7,307.4
その他の経費	5,264,792	46.8	5,092,752	172,040	3.4
物件費	1,657,366	14.7	1,804,235	△ 146,869	△ 8.1
維持補修費	65,529	0.6	61,757	3,772	6.1
補助費等	2,255,236	20.0	2,114,079	141,157	6.7
積立金	667,335	5.9	464,182	203,153	43.8
投資及び出資金	0	0.0	0	0	0.0
貸付金	10,252	0.1	10,252	0	0.0
繰出金	595,512	5.3	627,002	△ 31,490	△ 5.0
予備費	13,562	0.1	11,245	2,317	20.6
歳出合計	11,260,000	100.0	11,622,000	△ 362,000	△ 3.1

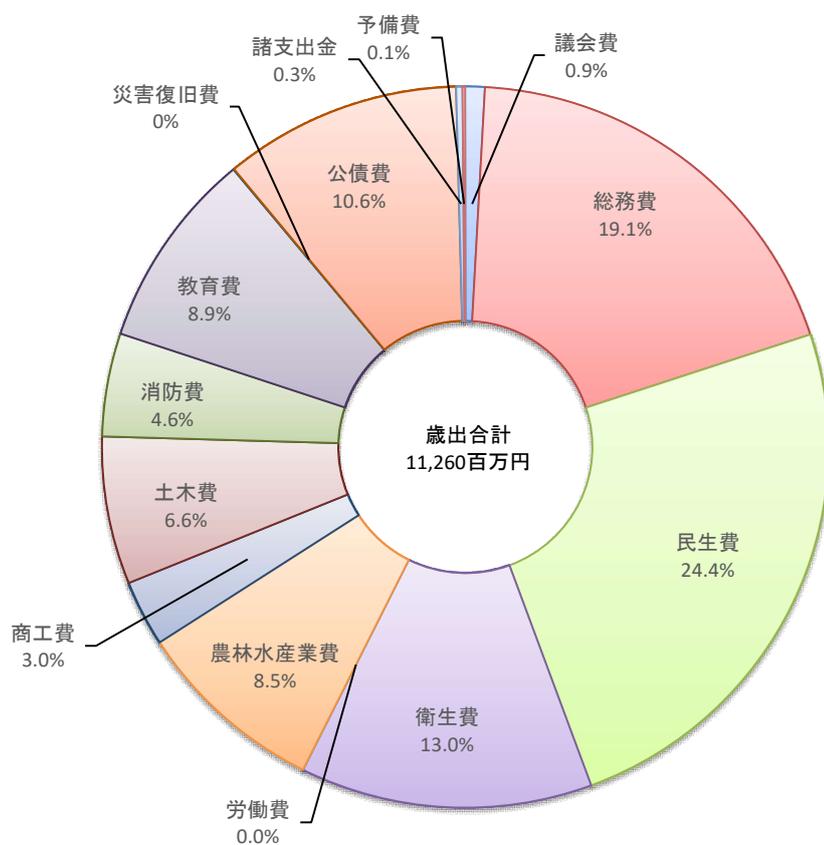
令和8年度一般会計歳入予算案



令和8年度一般会計歳出予算案(性質別)



令和8年度一般会計歳出予算案(目的別)



令和8年度予算における社会保障財源交付金（引上げ分の地方消費税交付金）の充当状況

(歳入)

社会保障財源交付金（引上げ分地方消費税交付金） 164,528 千円

(歳出)

社会保障4経費その他社会保障施策に要した経費 2,341,215 千円
 (※事務費、職員人件費は除く)

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳				
		特定財源			一般財源	
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交付金	その他
障害者福祉事業	474,955	348,722			23,498	102,735
特別障害児手当給付費	716	580			25	111
移動支援事業	1,380	1,035			64	281
障害者等相談支援事業	10,195				1,898	8,297
身体障害者日常生活用具給付金	2,400	1,800			112	488
障害者支援費	454,330	340,747			21,144	92,439
障害者措置費	3,240	2,430			151	659
特別障害者手当等給付費	2,694	2,130			105	459
高齢者福祉事業	180				34	146
高齢者保護措置費	180				34	146
児童福祉事業	887,546	627,078		6,325	47,309	206,834
児童手当	245,535	189,382			10,453	45,700
児童扶養手当	69,000	23,000			8,563	37,437
児童入所施設措置費	1,320	990			61	269
子どものための教育・保育給付（保育所開園運営費）	490,579	363,135		6,325	22,546	98,573
子育てのための施設等利用給付費	5,450	4,087			254	1,109
特別保育事業	9,477	6,316			588	2,573
放課後児童健全育成事業	60,252	40,168			3,739	16,345
準要保護児童生徒援助費助成金	5,933				1,104	4,829
母子福祉事業	8,653	1,513		17	1,326	5,797
乳幼児健診・乳児健診	436	195			45	196
妊婦健診	4,617				859	3,758
母子集団健診	534	100			81	353
乳幼児精密健診	18				3	15
乳幼児歯科健診	600				112	488
新生児聴覚検査	204				38	166
産婦健康診査	560	275			53	232
産後ケア事業	689	516		17	29	127
妊婦健診補助金	215	52			30	133
不妊治療旅費補助金	650	325			60	265
新生児聴覚検査費用補助金	30				6	24
産婦健康診査補助金	100	50			9	41
生活保護扶助事業	362,500	260,625			18,964	82,911
生活保護扶助費	362,500	260,625			18,964	82,911
小計	1,733,834	1,237,938		6,342	91,131	398,423

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	社会保障財源 交付金	その他	
社会 保 険	国民健康保険事業	140,129	77,419			11,674	51,036
	国民健康保険事業特別会計繰出金(保険基盤安定;保険料軽減分)	66,679	50,008			3,103	13,568
	〃(保険基盤安定;保険料支増分)	36,550	27,411			1,701	7,438
	〃(出産育児一時金分)						
	〃(財政安定化支援分)	36,900				6,869	30,031
	介護保険事業	196,365	20,212			32,791	143,362
	介護保険事業特別会計繰出金(介護給付分)	157,035				29,232	127,803
	〃(保険料軽減分)	26,954	20,212			1,255	5,487
	〃(地域支援事業分)	12,376				2,304	10,072
	後期高齢者医療事業	79,301	59,475			3,691	16,135
	後期高齢者医療事業特別会計繰出金(保険基盤安定分)	79,301	59,475			3,691	16,135
	小 計	415,795	157,106			48,155	210,534
保 健 衛 生	医療施策事業	73,050	33,075	16,000		4,463	19,512
	ひとり親医療費助成金	5,000	2,500			465	2,035
	更生医療給付費	14,000	10,500			652	2,848
	療養介護医療給付費	5,000	3,750			233	1,017
	育成医療給付費	100	75			5	20
	重度心身障害者医療費助成金	25,500	12,750			2,373	10,377
	臓器機能障害者旅費助成金	950				177	773
	子ども医療費助成金	22,200	3,500	16,000		503	2,197
	準要保護児童生徒医療費助成金	300				56	244
	感染症その他の疾病予防対策事業	22,436				4,176	18,260
	結核健診	1,812				337	1,475
	各種予防接種	20,624				3,839	16,785
	健康増進事業	20,081	1,488		5,427	2,451	10,715
	各種検診	18,111	1,375		5,427	2,105	9,204
	児童各種検診(小学校費)	1,278	49			229	1,000
	生徒各種検診(中学校費)	692	64			117	511
	診療所事業	76,019				14,151	61,868
診療所事業特別会計繰出金(施設維持管理経費を除く)	76,019				14,151	61,868	
小 計	191,586	34,563	16,000	5,427	25,241	110,355	
合 計	2,341,215	1,429,607	16,000	11,769	164,528	719,311	

令和8年度予算における入湯税の充当状況

(歳入)
入湯税

5,707 千円

(歳出)

環境衛生施設、消防施設、観光施設、観光振興に要する経費

214,999 千円

(単位：千円)

事業名	経費	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国・県 支出金	町債	その他	入湯税	その他	
環境衛生施設の整備	屋久島クリーンセンター設備等修繕	22,000				1,428	20,572
	屋久島クリーンセンター設備等修繕	40,000				2,596	37,404
	ごみ処理施設整備事業	20,000	6,666			865	12,469
	小計	82,000	6,666			4,889	70,445
消防施設の整備	水槽付消防ポンプ自動車(安房班配備)	50,000		50,000			
	消防ポンプ付軽積載車(吉田班配備)	6,500		6,500			
	消防詰所長寿命化事業(中間班詰所)	5,460		5,400		4	56
	防火水槽設置事業(永久保地区)	10,000		10,000			
	消火栓設置事業	1,050				68	982
	消防施設・消防水利修繕	2,250				146	2,104
小計	75,260		71,900		218	3,142	
観光施設の整備	各観光施設修繕	950				62	888
	屋久杉自然館内施設修繕	800				52	748
	屋久杉自然館施設改修事業(昇降機改修工事)	47,547		47,500		3	44
	小計	49,297		47,500		117	1,680
観光振興経費	インバウンド対策事業	5,662				367	5,295
	大型クルーズ船歓迎事業	280				18	262
	インバウンド推進事業(総合案内冊子増刷)	1,000			1,000		
	サイクリング屋久島負担金	500				32	468
	屋久島町里めぐり推進協議会負担金	500				32	468
	広域観光連携事業負担金	500				32	468
小計	8,442			1,000	483	6,959	
合計	214,999	6,666	119,400	1,000	5,707	82,226	

【 観光まちづくり課 】

観光まちづくり課は、屋久島憲章、屋久島町第2次振興計画、屋久島町観光基本計画並びに脱炭素マスタープランに基づき、自然資源の保護と地域振興が調和する屋久島らしい地域づくりを推進するため、個人・関係機関・地域団体と連携し次の各施策に取り組む。

1 地域活性化対策経費

(1) 地域の活性化に関する事項

令和2年度から実施している集落の活力アップ交付金及び、まち・ひと・しごと創生補助金等と共に、引き続き地域の活性化に取り組む。

＜集落の活力アップ交付金＞ 14,100千円

交付金により各集落が自主的に取り組む地域課題の解決を支援する。

歳入

過疎対策事業債 14,100千円

＜まち・ひと・しごと創生補助金＞ 2,000千円

『屋久島町まち・ひと・しごと創生総合戦略』に掲げる、本町の基本目標である雇用の創出や交流人口の拡大、人口減少の抑制などを目的とした事業を支援する。

歳入

だいすき基金 2,000千円

＜未来を担う人材育成事業補助金＞ 2,000千円

地域リーダーの育成に資することを目的として、青少年交流や研修会への参加に要する費用を支援する。

歳入

未来を担う人材育成基金 2,000千円

＜地域間交流事業（菊陽町・日田市）＞ 900千円

姉妹都市、友好都市である菊陽町のすぎなみフェスタや、日田市の天領まつりへ参加し、屋久島町のPR等交流を図る。

(2) 地域おこし協力隊に関する事項 26,603千円

地域おこし協力隊は、現在、屋久島で3名、口永良部島で1名が活動しており、今年度、新たに（一社）屋久島観光協会で観光に関する業務1名の採用を予定している。

(3) 移住・定住促進に関する事項

移住・定住の促進対策として、移住体験住宅や各種補助制度により、空き家の有効活用、若年層の島外転出の抑制、U・Iターン者の定住を促進し、人口減少対策に取り組む。

＜暮らし体験住宅＞ 226千円

屋久島島内に4棟設置しており、移住を検討している方や移住の準備をする方が月額1万円で3か月から1年の間利用できる制度。

＜移住定住促進事業＞ 1,846千円

移住イベントへの出展を積極的に行い、屋久島町の紹介や移住希望者の移住に向けてのサポートに取り組んでいく。

歳入

だいすき基金 1,800千円

＜移住促進家賃等補助金＞ 5,000千円

定住を目的として移住した方が、民間の賃貸住宅を借りて移住した場合、初期費用及び家賃の補助を行う。

歳入

だいすき基金 5,000千円

＜移住者住宅取得事業等補助金＞ 25,000千円

定住を目的として移住した方の住宅取得や空き家の改修及び引越しの荷物の運搬料等の移住費用に対する補助を行う。

歳入

だいすき基金 25,000千円

＜移住支援金＞ 9,800千円

鹿児島県内における移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資することを目的として鹿児島県と協働して、鹿児島移住就業・地方就学学生・起業支援事業のうち移住支援金を町で交付する。

歳入

かごしま移住・就業・起業支援事業補助金（県補助金） 7,350千円

＜婚活事業＞ 3,000千円

人口減少対策の事業として男女の出会い創出イベントを実施する。

歳入

だいすき基金 3,000千円

<結婚新生活支援事業補助金> 5,300千円

町内において、若者がそれぞれ希望する年齢で結婚することができる環境を整備することを目的に、婚姻に伴う住宅取得費用又は住宅賃借費用、引越費用、住宅リフォーム費用を対象に補助を行い、希望出生率の向上や、少子化対策に繋げ、地域の活性化を図る。

歳入

だいすき基金	2,600千円
結婚新生活支援事業補助金（県補助金）	2,650千円
合計	5,250千円

(4) ふるさと納税に関する事項

全国的に人気の高い農産物や海産物など、新たな返礼品の掘り起こしやPRを引き続き行い、寄附額の増加及び地域の活性化に寄与することを目指す。

また、全国にアピールできる、だいすき基金の活用事業についても検討していく。

寄附金は屋久島町だいすき基金に積み立て、基金の用途については屋久島町だいすき基金使途検討委員会において、各課からの要望を検討し充当事業を決定する。

<ふるさと納税関連経費> 900,000千円

歳入

屋久島町だいすき寄附金	600,000千円
だいすき基金	300,000千円
合計	900,000千円

(5) 男女共同参画に関する事項 175千円

男女共同参画については、本町で2名委嘱されている鹿児島県男女共同参画地域推進員と協力して、男女共同参画社会の実現を目指す。

また、令和7年度に策定した『第2次屋久島町男女共同参画基本計画』に基づいた取組を推進していく。

2 環境対策費

(1) 屋久島総合自然公園管理事業 14,389千円

ヤクシマシャクナゲをはじめとした屋久島の固有・希少植物の保護増殖を目的とした野生植物園の運営、広場及び野外ステージなどの公園管理を行う。

歳入

屋久島総合自然公園使用料	185千円
苗木売払収入	408千円
会計年度任用職員社会保険料等個人負担分	325千円
合計	918千円

(2) エコツーリズム推進事業

6,735 千円

屋久島憲章の理念に基づいた、屋久島の自然や文化の保全と持続的な活用により、地域振興及び観光推進に努めるため、屋久島エコツーリズム推進協議会事務局として、全体構想に位置付ける特定自然観光資源の検討を行っていく。

また、屋久島観光に訪れる旅行者に、質の高い体験と安心安全をお届けできるよう、公認ガイド制度の普及、拡充に努めるとともに、屋久島公認ガイド読本『屋久島学』の改訂に引続き取り組む。

永田浜ウミガメ上陸産卵観察会再開を機に、令和5年度より継続して特定自然観光資源への指定に向け永田区との協議を実施してきており、今後も永田浜の特定自然観光資源指定について協議を続け、指定を目指していく。また、栗生浜や中間浜、一湊浜など島内の上陸産卵地における保護と適正利用に取り組んでいく。

なお、本年が縄文杉発見60周年であるため、公認ガイドが中心となって屋久島高校生徒に50周年より行っている縄文杉登山を周年事業とし、エコツーリズム推進協議会として協力していく。

歳入

ウミガメ保護監視員設置費補助金(県補助)	612 千円
だいすき基金	3,000 千円
合計	3,612 千円

(3) 世界自然遺産関係事業

906 千円

世界自然遺産地域や原生自然環境保全地域の保全と利活用について、関係行政機関及び関係団体で課題や取組みを周知共有することで、環境保全の取組みを促進する。

また、屋久島世界遺産地域管理計画に基づき、世界自然遺産地域連絡会議をはじめとした諸会議をとおして、遺産地域の保全に係る各種制度を所管する関係行政機関と連携を図っていく。

今年度は世界自然遺産地域ネットワーク協議会(町長が会長)と世界自然遺産地域5地域会議(町長が副会長)の統合に向けた協議を行うこととなっており、各自治体や関係団体の関係強化につながるよう取り組む。

なお、本町は日本国内で5ヶ所のみ指定(1975年5月17日)されている原生自然環境保全地域を有しており、その関係町村で組織する全国原生自然環境保全地域連絡会に参加し、相互の連携により価値や魅力の発信を行っていく。

歳入

だいすき基金	900 千円
--------	--------

(4) ユネスコエコパークの取組み

6,387 千円

平成28年3月に拡張登録が認められ、屋久島・口永良部島ユネスコエコパークとして、国内10地域のユネスコエコパーク登録地と連携し、日本ユネスコエコパークネットワーク活動により、情報発信や普及活動を行い、観光推進を図る。

また、ユネスコエコパークの定期報告提出に向けて書類作成を進め、認定更新に

取り組んでいく。

歳入

だいすき基金

6,000 千円

(5) 権限移譲事務

県ウミガメ保護条例に基づくウミガメの捕獲行為等の許認可事務及び鹿児島県事務処理の特例に関する条例に基づく国立公園内における各種行為の許可申請に係る進達業務を行う。

令和8年度の交付額は、令和5・6年度処理件数の実績による算定。

歳入

権限移譲交付金（県交付金）

自然公園法関係 98 千円

ウミガメ保護条例関係 44 千円

合計 142 千円

(6) 自然に親しむ集い

10 千円

国立公園の健全な利用と価値を町民に普及するために、環境省、屋久島環境文化財団との連携により、自然に親しむ集い（各1回）を開催する。

歳入

参加料

1 千円

(7) 脱炭素社会の実現へ向けた取組み

45,000 千円

屋久島では、豊富な水資源を活用して、年間発電量の約99%を再生可能エネルギーである「水力発電」で賄っており、発電時二酸化炭素排出量が限りなくゼロに近い。このクリーンな電力を活用し、二酸化炭素排出量の多くを占める運輸部門での排出量削減へ向けて、町内の個人法人へ電気自動車の導入補助を行うとともに、令和6年度より行っている本町公用車の電気自動車への更新に引続き取り組む。

令和5年12月11日には「屋久島町ゼロカーボンアイランド宣言」において、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す旨の決意表明を行った。これにより、官民一体となり、更なる二酸化炭素の削減や、水素等の次世代エネルギー導入、燃料電池を活用した新たなモビリティの導入等に取り組む。

歳入

グリーンエネルギー 自動車導入 1,100 千円

だいすき基金 43,900 千円

合計 45,000 千円

(8) 屋久島学ソサエティの活動支援

町民と研究者が屋久島学を通じて連携し、地域の課題解決と地域づくりに向けた付加価値化につなげる屋久島学ソサエティの運営を支援する。

(9) 海中環境保全等事業

3,580 千円

屋久島憲章にも謳われているように、いつでもどこでもおいしい水が飲める水環境の保全と創造を行うため、屋久島の命の源である「海」の環境保全を実施する。

海底・海岸清掃については、関係機関と連携し地元事業者等で実施してきており、令和8年度においても同様の取組みを行う。

また、国連環境計画等が実施する環境に配慮したダイビングの国際的なガイドライン「green fins」の理念の浸透、海における利用と保全のバランスを図る取組みを実施するために令和6年度までに3年間セミナー等を実施してきた。令和7年度においては3年間の取組みをふまえ、今後の取組みについて協議を行った。

令和8年度においても、引き続き関係者と協議し、今後の取組みを含め、屋久島の海の魅力発信と海の事業をとおして交流人口の増加を目指す。

歳入

だいすき基金

3,500 千円

3 山岳部保全対策費

(1) 山岳部保全利用対策

103,667 千円

屋久島山岳部保全利用協議会の事務局として、世界自然遺産屋久島山岳部環境協力金事業を運営して山岳部の保全と利用に係る施策を協議する。

なお、町事務局では山岳部保全協力金の収受管理、し尿搬出業務の執行、バイオトイレ・淀川登山口トイレ・携帯トイレブースの管理など施設の維持管理を行い、現地事務局では職員管理や荒川登山バス運行や町道荒川線の通行規制に係る業務を主に行う。

また、令和4年度に環境省が策定した、「屋久島山岳ビジョン」に基づき、山岳部における山岳トイレの在り方や持続可能な処理方法など、課題解決に向け関係機関と連携した取組みを進める。

歳入

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金

30,300 千円

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金繰入金

30,300 千円

県営避難小屋及び山岳トイレ管理事業（県交付金

15,071 千円

合計

75,671 千円

4 観光費

観光推進にあたっては、本年度からの10年間（令和17年度まで）を計画期間とする『第2次屋久島町観光基本計画』に基づいて各種施策を展開することとしており、これまで指針としてきた「エコツーリズム」の理念を継承しつつ、持続可能、さらにはよりよい環境を志向する再生型の観光によるまちづくりを目指すこととしている。

近年、国の取組もあってインバウンド需要が特に好調となっており、また、国内観

光需要も回復していることから、本町においても誘客に向けて継続した取組とともに、新たな観光需要の掘り起こしや受入態勢の充実・強化を図りながら、観光消費額の増加・循環による地域経済の活性化を目指す。また、事業推進にあたっては、観光関連団体や事業者、関係機関・団体等との連携強化と協働の深化によって、各種課題に真摯に向き合って解決を目指しながら、観光産業の活性化を契機とした町内経済の好循環に寄与する効果的な事業展開に努める。

(1) 観光推進に関する事項

①観光基本計画推進事業（193千円）

世界に誇る類まれな自然環境をはじめ、多彩な観光資源を有する本町観光において、環境保全や観光資源の磨き上げのほか、町民が地域に愛着や誇りを持って観光客を迎えられるおもてなし精神の醸成を図り、何度でも訪れたい観光の島づくりを推進するため、また、令和8年度を始期とする『第2次屋久島町観光基本計画』の進行管理等を行っていくために「屋久島町観光推進会議」の適切な運営に努める。

②観光動態調査事業（1,324千円）

本町を訪れた観光客の属性やニーズ、消費動向等を把握・分析し、効果的な観光施策の展開や地域振興につなげることを目的として、港や空港において観光客等へのアンケート調査を実施する。調査結果は、町のホームページで公開している。

③観光推進事業（1,179千円）

屋久島町ファンの増加や特産品の知名度向上などを目的として、町議会、観光協会、商工会及び鹿児島県（屋久島事務所）等で組織する「屋久島町観光推進事業実行委員会」により、関係機関・団体等の緊密な連携・協働を図りながら各種事業を実施する。

(2) 国内誘客に関する事項

①国内向け観光PR事業（10,000千円）

観光客の誘客促進を図るため、令和4年度から町独自で実施している観光動態調査において回答者が多い傾向にある首都圏や関西圏、福岡県などを中心とし、関係機関等と協力して地域やターゲット層を絞った効率的かつ誘客拡大に向けての効果的なPR活動を展開する。

また、次代を担う子どもたちへの「環境教育」は、持続可能な社会の実現に向けて非常に重要であることから、環境教育をテーマとして制作した教育旅行案内動画などを活用したPR活動により教育旅行の誘致を図る。

歳入

だいすき基金

10,000千円

②滞在型観光促進事業（8,440千円）

旅行者に「もう一泊」したいと思わせる魅力ある地域性、独自性のある着地型旅行商品の開発と販売に取り組む事業者への支援を行うことで、他産業への経済的波及効果を促進して地域経済の活性化に資するため、本町の観光資源の活用や滞在延伸に繋がる着地型旅行商品の造成や販売を行う旅行会社に対し、有人国境離島法による補助制度を活用して経費の一部支援を実施する。さらに、3泊以上（5泊上限）の旅行商品については、町単独事業として宿泊費の助成を実施することで、町内における観光消費額を増加させ、地域内経済循環の促進による地域経済の活性化を図る。

歳入

特定有人国境離島地域社会維持推進交付金（国5.5/10、県1/10）	3,685千円
だいすき基金	4,700千円
合計	8,385千円

③クルーズ船誘致・受入事業（280千円）

令和5年度から外国船籍のクルーズ船や探検船の入港が再開され、宮之浦港火之上山埠頭の利用は年間15隻前後で推移している。本年度も外国籍船の寄港が例年どおりに予定されていることから、本町ならではのおもてなしができるよう関係機関や地域団体等との協力連携を図り、本町への寄港を旅の貴重な思い出としてもらえるように歓迎セレモニーや出港時のイベント（伝統芸能披露など）を実施してクルーズ船の誘致継続を図る。また、観光ボランティアのすそ野を広げるクルーズ船おもてなしサポーター制度の充実を図って町民一体となったホスピタリティの醸成に努める。

(3) インバウンド推進に関する事項

①国外向け観光PR事業（500千円）

鹿児島空港と国際定期便が運航されるなど誘客市場として有益であるとされている台湾や香港などの東アジア市場とともに、これまでの実績のある欧米豪市場を中心に継続した認知度の向上を図る。2026年のインバウンド市場の予測としては、東アジアは減少するものの欧米豪からは増加が見込まれていることから、鹿児島県の海外事務所や国内の自然遺産地域等と連携を図りながら、効率的かつ効果的な地域の魅力発信により来訪を促進する。

歳入

だいすき基金

500千円

②インバウンド対策事業（9,662千円）

本町を訪れる外国人観光客に対するおもてなしや観光環境の利便性向上を図るため、町ホームページや観光看板等の観光情報の多言語化を推進する。また、総合案内冊子等の英語版を作成（修正や最新情報への更新）し、観光関連施設に提供することで外国人旅行者への観光情報発信や各施設における各種案内機能の充実支援を継続して実施する。さらに、訪日外国人旅行者に質の高い観光案内を提供するため、特定の地域において通訳案内を行う「地域通訳案内士」の制度導入と適切な運用を行い、本町の貴重な観光資源である自然環境への理解と適切な利用の周知とともに訪日旅行の満足度向上を図る。

歳入 だいすき基金 4,000千円

（４）観光情報発信に関する事項

①観光パンフレット等による情報発信（4,916千円）

観光地間競争が激化する中で、旅行先を選定するためには“旅マエ”情報の提供が非常に重要なポイントとなることから、観光パンフレットや観光ポスターを活用し、本町の魅力を発信することで来訪の促進を図る。

歳入 だいすき基金 4,900千円

②WEBサイト等による情報発信（198千円）

町ホームページをはじめ、これまでに制作した観光PR動画サイト(A Fulfilling Journey)や滞在型観光PRサイト(屋久島にもう一泊)を活用し、タイムリーな情報発信に努め、交流人口の拡充を図る。また、英語ページの充実を図るとともに、世界自然遺産を活用した観光振興事業や民間企業の社会貢献活動の一環として行われている事業などを活用して多言語発信を行うなど、経費節減にも配慮しながら情報感度を高めて幅広い情報発信による国際的な認知度の向上を図る。

③SNS等による情報発信

町公式InstagramやYouTubeを活用し「屋久島町の魅力」の情報を発信する。今後さらなるフォロワーの獲得を目指し、潜在的な屋久島町ファンを増やすことにより、来訪の促進を図る。

（５）他地域と連携した観光振興に関する事項

①指宿・屋久島広域観光推進協議会（500千円）

平成24年2月から高速船で繋がる指宿・屋久島の周遊観光を促進するため、両地域の特色を活かした観光ルートのPR等を実施してきた。令和8年4月からの高速船の指宿港への寄港休止を受けて、今後の連携の在り方などについて協議検

討を行う。

②観光かごしま大キャンペーン推進協議会（940千円）

新しい観光かごしまの魅力を全国的にPRするため、県内の関係機関や団体、業界等と一体となって積極的な観光広報宣伝を展開することによって、県内各地への観光誘客を図る。本年度も継続して県外に向けた積極的なセールスやプロモーションを展開するほか、重点戦略地域として参画することにより、一層の観光誘客を図る。

③世界自然遺産を活用した観光振興事業

国内において世界自然遺産登録地を有する各自治体が連携し、世界自然遺産のブランドイメージを活用した観光振興事業におけるシンポジウムや商談会に参加し、旅行会社への商品造成折衝等を行う。

（連携：東京都、北海道、青森県、秋田県、鹿児島県、沖縄県）

④観光事業者団体等への支援

本町観光推進の一翼を担う屋久島観光協会は、令和7年10月に一般社団法人として組織強化が図られたところであり、効率的かつ効果的な業務遂行及び安定的な運営が図られるよう連携を強化する。また、里の魅力の発信や旅行客が減少する冬期の誘客に繋がる各種団体の活動に対し、支援と適切な助言を行う。

- | | |
|------------------------------|----------|
| ・（一社）屋久島観光協会補助金 | 12,000千円 |
| ・サイクリング屋久島負担金 | 500千円 |
| ・屋久島町里めぐり推進協議会負担金 | 500千円 |
| ・屋久島レクリエーションの森保護管理協議会運営資金貸付金 | 3,000千円 |

5 観光施設整備費

観光客をはじめとする観光施設利用者の満足度向上のため、指定管理者制度による運営管理や業務委託等による維持管理で質的向上と効率化を図り、観光施設の安全・安心な利用環境の提供によって町内観光振興を図る。観光施設は、広範囲にトイレ・公園等が点在しており、老朽化も進んでいることから計画的な修繕を進めるとともに、抜本的な改修と今後の施設のあり方についての検討も必要となっている。施設設置者として利用者の安全と衛生保持のために清掃美化に取り組みつつ、必要に応じて代替施設を検討する等の適正管理に努める。

（1）観光施設の維持管理に関する事項

①指定管理者による管理運営（1,560千円）

指定管理者制度の導入により、民間事業者等の創意と工夫に基づいた管理運営における質的向上と効率化を図ることで、観光振興と地域の活性化を目指す。

- ・ 屋久島青少年旅行村 (令和7年度～令和9年度)
- ・ ヤクスギランド休憩施設「森泉」 (令和8年度～令和12年度)
- ・ 口永良部島本村温泉 (平成6年度～令和10年度)

②業務委託等による維持管理 (20,617千円)

観光施設等は、山岳部から里地まで広範囲に点在することから、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、業務委託又は会計年度任用職員による管理により各施設の適切な維持管理に努める。

(i) 人件費	10,304千円
(ii) 清掃等維持管理委託経費	3,653千円
(iii) (ii)を除く物件費及び維持補修費等	6,660千円
歳入	
雑入(観光施設トイレチップ)	2,915千円

③海水浴場の開場に係る運営管理 (8,691千円)

夏期の重要な観光資源となっている海水浴場の運営にあたり、町内3カ所の海水浴場における水難事故の未然防止のために場内監視体制の充実を図り、観光客等の利用者に安全で快適な海水浴場の提供に努める。

(監視業務委託費、サメ除けネット設置、トイレ施設等維持管理経費)

歳入	
だいすき基金	7,800千円

④観光施設大規模改修等事業『山河公園転落防止柵改修』(5,500千円)

観光施設は、観光客をはじめとして町民の憩いの場としても利用されるなど、町民と来訪者をつなぐ重要な交流の場となっているが、経年による老朽化が進んでいる施設については計画的な修繕を進め、安全・安心な利用環境の提供によって交流人口の増加による観光振興を図る。

歳入	
だいすき基金	5,500千円

⑤観光案内板景観等向上事業 (500千円)

本町を訪れた国内外からの旅行者や観光客の快適な旅をサポートするとともに様々な観光素材の魅力が効果的に伝わるよう、町内各所にある観光施設や県道沿いに設置されている各種観光案内板等について、多言語化を含めての改修を行うなど景観向上に努める。

歳入	
だいすき基金	500千円

6 屋久杉自然館管理費

「屋久杉と屋久島のすべてを語る総合博物館」として、歴史や文化に限らず観光情

報等の発信に努めるとともに、「地域の博物館」として町内外の教育機関や旅行者、町民まで幅広く入館いただける施設として展示の充実を図りつつ、次世代に引き継ぐべき貴重な収蔵資料の保存と活用を行う。

(1) 施設の管理運営に関する事項

①施設の維持管理（47,702千円）

施設内外の適切な維持管理に努めて入館者の満足度を高め、来館者の増加等による観光振興を図る。また、老朽化による設備等の不具合については、現状把握に努めて来館者の安全かつ快適な利用や観光地としてのイメージ向上などのために適切な施設の維持管理及び管理運営に努める。

・ 人件費	35,144千円
・ 物件費及び維持補修費等	12,558千円
歳入	
使用料（入館料、使用料、行政財産占有料）	13,101千円
財産収入（書籍等売払収入）	7,060千円
その他の収入（ガイド機使用料等）	414千円
合計	20,575千円

②施設の利用促進（1,147千円）

展示内容の充実や写真展・特別展の実施、近隣施設と連携したイベント等を開催することで利用の促進を図る。例年実施している写真展に加え、世界自然遺産登録30周年を機に実施した巨樹・著名木調査の結果などを活用した『屋久杉』に関する特別展の継続実施やイベントを開催して入館者の増加を図る。

③施設の大規模改修（47,547千円）

平成元年10月の開館から35年以上が経過し、施設の内外観及び各種設備の老朽化が進んでいる。本町唯一の博物館施設であることから、安全・快適な利用のための長寿命化などとともに来館者に喜ばれるような展示内容の充実を図るため、計画的に大規模改修を実施していく必要がある。本年度は開館当時から稼働している油圧式エレベーターについて、令和7年度に改修のための設計業務が完了したことから改修工事を実施する。

歳入

過疎対策事業債	47,500千円
---------	----------

④林政史料収集整理事業「100年の証言プロジェクト」（2,450千円）

屋久島の歴史は屋久杉利用の歴史であり、歴史をひもとくためには資料の存在が非常に重要である。その代表と言える資料は『郷土誌』であるが、旧屋久町は

約20年前（第4巻刊行）、旧上屋久町では約40年前に編纂されたものである。本事業において、1923（大正12）年の「安房～小杉谷間の森林軌道の完成」による本格的な国有林野事業の開始以降の100年の歴史を正確に整理・保存することにより、屋久杉自然館の学芸活動の充実を図るとともに、本町の貴重な森林資源の保全と活用の林政史を次世代に継承するという博物館施設としての重要な役割を果たす。

歳入

だいすき基金

2,400千円

【 町民課 】

当課が所管する戸籍及び住民基本台帳の管理並びに町税全般の賦課徴収等、行政運営の基盤となる事務について、関係法令や通達等に基づいて適切に執行する。また、各種証明書等の申請受付及び交付、各届出書の受理等の窓口業務や町税の徴収業務において町民と接する機会が多いことから、本庁は元より各出張所においても同様な対応ができるよう地域住民課と連携を図り、公平な行政サービスの提供に努める。

戸籍制度の改正関連では、昨年5月より運用開始となった氏名の振り仮名表記について、令和8年5月より未届分について職権による公証が実施となる。令和8年度においては、地方公共団体情報システムの標準化や離婚時の共同親権等の法改正に向け、戸籍システム改修などの関連事務に遅延、遺漏が無いよう取り組むこととする。

マイナンバーカードの制度運用では、健康保険被保険者証や運転免許証の一体化が始まり、本年6月から在留カードの機能付加が追加予定されるなど、国では今後もマイナンバーカードの利用価値を高める運用が想定される。本町では、こうした国の動向を注視していくとともに、引き続きマイナンバーカードの普及を推進し、有効期限を迎えるカードや電子証明書の更新手続き等、円滑な事業運営に努めるものとする。

税務事業については、町民の生活スタイルの多様な変化や交通弱者にも対応するため、スマートフォン等の電子決済アプリや口座振替を推進する。徴収事務については、税の公平性、収納率向上に向けた取り組みとして、預金、不動産等の財産調査の強化を図り、滞納処分を実施する。固定資産税賦課業務については、固定資産税の適正な課税、公平性及び自主財源の確保を目的として、町内一円の全棟調査を実施し、課税漏れ家屋及び増築家屋の把握に努める。

1 戸籍・住民基本台帳事務等（住民係）

戸籍法、住民基本台帳法及び番号利用法等の関係法令に基づき、適正かつ丁寧で迅速な対応に努めるとともに、個人情報の保護に留意しながら文書や電子情報を厳格に管理する。

(1) 戸籍

戸籍は、日本国民の国籍とその親族的身分関係を登録し公証する制度であり、民法、戸籍法などの法令、通達及び判例によりその根拠が明確にされている。

戸籍情報の取り扱いについては、正確かつ慎重な事務の執行が求められることから、法務省鹿児島地方法務局主催の戸籍事務定例会や事務従事職員研修に積極的に参加し、法令や実務に関する必要な知識や技術の習得に努める。

また、関係帳簿の保管に関しては、戸籍法施行規則や鹿児島地方法務局戸籍事務取扱準則の規定に則り厳格に管理する。

(2) 住民基本台帳

住民基本台帳は、住民の住所の異動等の情報を記録管理する制度であり、地方公共団体の多種多様な事務を執行するうえで根幹を成す事務の一つであるといえる。この事務は、戸籍事務と同様に正確性が求められるほか、住民にとって身近な行政サービスであるため、迅速な手続きが求められる。事務の執行に当たっては法令や通達を遵守し、台帳に異動が生じる事項の手続きには、複数の職員で確認して保存するなどケアレスミスを未然に防止するよう努める。

(3) 印鑑登録等

印鑑登録は、町民が各種の申請や契約行為に使用する印鑑証明書の交付に必要な手続きであり、市区町村固有の事務とされている。制度運用の根拠は、条例、規則に定めており、手続きについてはこれを遵守し、不明な取扱いが生じた場合には、国の『印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治省通知）』を参考にするとともに、他の市区町村の運用を参考にするとともに慎重な事務を執行するものとする。

(4) 旅券発給申請の受付及び交付

鹿児島県からの権限移譲により旅券（パスポート）の申請受付及び交付事務を実施しており、発給申請者は昨年3月より電子申請が可能となったことから更に増加傾向にある。不正な旅券取得は、日本の国際的な信用低下を招く恐れがあるため、旅券法や外務省の事務処理基準に基づき細心の注意を払い事務を執行するものとする。

(5) 封印及び自動車臨時運行許可

道路運送車両法に基づき、自動車のナンバープレートの封印や臨時運行の許可を実施するとともに、これらの事務に係る物品を適切に管理する。

(6) 中長期在留者住居地届出等

中長期在留者及び特別永住者は、出入国管理庁に住居地の届出をする必要がある。その届出は市区町村を経由して行うため、住民基本台帳事務と併せて正確な記録管理に努める。

また、特別永住者は、住居地の届出の他に特別永住者証の交付も市区町村で行うため、許可申請から交付手続きまで注意を払い事務執行する。

(7) 鹿児島県離島航空割引カードの交付

申請の受付及びカード交付を実施する。住民の大半が利用する制度であるため、『鹿児島県離島航空割引カードの交付事務に関する要領（屋久島）』に基づき、公平な事務を執行する。

2 賦課業務（課税係）

(1) 自主申告指導のための研修会の開催

公正公平な申告事務を行うため、各種研修会に参加し知識向上に努める。

(2) 未申告者に対する申告指導

未申告者に対する申告指導を行うことにより、税の適正な賦課処理に努める。

(3) 納税意識向上のための租税教室等の開催

例年どおり町内小中学生へ向けた租税教室を開催する。

3 徴収業務（債権管理係）

(1) 徴収体制の強化

年間を通じ納期限到来後の督促・催告・処分のサイクルを徹底し、滞納繰越額を縮減するため、特に出納整理期間においては全税務担当職員にて催告及び徴収に取り組む。

また、8月・12月は国保税の県下統一強化月間であるため、時期を逸することなく文書及び電話による催告を徹底し、強制徴収等による滞納整理の推進を図る。

なお、電話催告にあたっては、公用携帯のメッセージ機能を活用し文書催告と同様の効果を得つつ、必要に応じ開庁時間外（夜間・休日）の訪問を含む催告活動に取り組む。

(2) 納付機会拡充のための取り組み

コンビニ納付や電子決済、税統一QRコード等の導入により、納税者が自身の環境に応じて柔軟に納税できるよう多様な手段を整備したことから、町報等を活用した周知に努め自主納付の推進を図る。

(3) 差押処分の実施（預金・給与・不動産等）

滞納者の徹底した財産調査を実施し、納税相談時における効果的な交渉材料として活用するほか、納税への誠意を示さない滞納者に対しては躊躇なく差押可能な財産を換価し滞納の解消を図る。

(4) 搜索・公売の実施

財産調査等で直ちに換価可能な財産が発見できない滞納者に対しては、家宅搜索を実施し動産差押を執行する。

なお、差押えた動産は町単独開催による公売会または官公庁インターネット公売による換価を基本としつつ、効果が高いと見込まれる場合は県合同公売会への参加についても検討する。

(5) 口座振替の推進

納税者の来庁時や臨戸訪問、電話催告の際に口座振替を推奨し、納税者の納め忘れ等の対応による催告業務の低減及び納期内自主納付を推進する。

(6) 相互併任制度の活用による住民税滞納額の縮減

鹿児島県及び熊毛地区1市3町の税務職員が相互に辞令を受け、より広域な滞納整理にあたる目的で協定を締結している。大規模な搜索事案などに県職員の協力を得るなど、町域をまたいだ事案に関する情報交換や協力要請を行う。

(7) 臨戸納税相談及び臨戸徴収

高齢者やその他配慮が必要な納税者へは、口座振替による納付方法を推奨するとともに、必要に応じて訪問徴収に対応する。

また、電話相談だけでは理解を得られない内容もあるため、高齢者や外国人、納税意識の希薄な者に対しては、催告を兼ねて臨戸訪問による納税相談を実施する。

(8) 徴収事務（実務）研修会への参加

県や郡内協議会等が開催する各種研修会へ積極的に参加し、町税吏員としての知識習得に努める他、催告及び納税相談における交渉技術や、財産調査能力の向上による徴収率の向上を図る。

また、町外で開催される研修会への参加にあたっては、出張先での財産差押や転出者への催告及び実態調査を兼ねるよう、効率的効果的に用務を遂行する。

(9) 滞納処分の執行停止要綱の適切な運用

無財産、生活困窮者、所在・財産が不明等の理由で徴収不能となっている滞納案件に対し、『屋久島町滞納処分の執行停止に関する取扱要綱』を適切に運用し、執行停止処分による滞納整理を行うことにより、時効到来による不納欠損件数の低減を図る。

【 福祉支援課 】

「だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる」
福祉サービスの拡充をめざして

【基本方針】

福祉事務所業務における生活保護をはじめ、障がい者、高齢者を対象とした福祉全般、子ども子育て支援、母子保健等について、だれもが・住み慣れた場所で・自分らしい暮らしができる公平公正で身近なサービス提供に努める。

家族の絆や地域との関係の希薄化が、核家族や近隣への無関心と孤立に連鎖し、生活困窮、母子家庭の増加、障がい者等の社会参加の阻害要因となる。高齢者においては孤独や不安の増大が懸念される。要援護者の支援体制を構築、情報共有し、地域の繋がり、家族の絆の再認識のためのしくみづくりに努める。

本年度も、町民にとって身近で信頼されるきめ細かで迅速な対応を心がけ、安心して相談ができる環境づくりに努める。

1. 社会福祉事業

事業費 150,214千円

町社会福祉協議会では、低所得者、高齢者、障がい者等の支援や福祉センター縄文の苑、こまどり館での介護保険サービス事業など各種事業に取り組む中、縄文の苑では2年目の空調設備改修工事を行う。老朽化した両施設の管理に努めることで、地域福祉活動の推進のため社会福祉協議会を支援する。

社会福祉の一環として、町民の死去に際し遺族に対して弔慰金を、火災その他不測、不可避の災害による被害に対しては、その被災した町民、遺族に対し災害見舞金を支給し、哀悼の意をささげる。

また、人権擁護委員と連携を図り、年3回の人権相談所を開設するなど人権擁護活動に努めるほか、本年度は一湊小学校において人権の花運動に取り組み、人権啓発活動に努める。

民生委員・児童委員の活動は、社会の変化、生活圏域の拡大に伴い低所得者対応から多面的分野に日々広がっていることから、人材育成のため各種研修により幅広い知識習得や積極的な活動の支援に努める。なお、欠員となっている地区の民生委員・児童委員については、各集落の協力をもらい、定員確保に努める。

援護対策として、戦没者追悼式の開催や、遺族に対して5年に一度の特別弔慰金の給付手続きを継続して行う。

災害時に備えて、災害時要支援者名簿の整備や令和6年度に個別に作成した要援護者行動計画の更新に努め、町社会福祉協議会や関係機関と連携し、南北福祉避難所「こまどり館」、「縄文の苑」の整備を進める。

令和7年度に各福祉計画の上位計画として策定した「地域福祉計画」に基づいて、計画を推進していく。

自殺対策基本法により「誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町」を目指して、気づき、つながり、見守っていけるよう、「屋久島町第2期自殺対策計画」を推進していく。また、自殺対策推進協議会を開催し、事業計画の取組状況や、自殺を防ぐ「ゲートキーパー」(命の門番)の役割を担う人材育成を目的

とした研修会を開催するとともに、自殺に対応できるセーフティネットの構築と自殺対策の充実・強化を図り、引き続き公認心理士による心の健康相談会を実施する。

2. 障がい福祉事業

事業費 529,896千円

障がい者(児)の福祉対策は、「屋久島町第2期障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」に基づき、相談支援体制の充実・強化、福祉人材の確保を図りながら必要な障害サービスを検討し、個々の課題解決、支援の充実に努める。町自立支援協議会(こども部会、せいかつ部会)や基幹相談支援センターと連携し、障がい者(児)が健常者とともに住み慣れた場所で自分らしく暮らしていくことができるインクルーシブ社会を目指す。

なお、計画期間は令和8年度までのため、新たに「第3期障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画」を策定する。

3. 高齢者福祉事業

事業費 14,471千円

高齢社会の到来で長寿社会となる中、住み慣れた場所で自分らしい暮らしができるよう、「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」による各種サービスを推進していく。核家族化による独居世帯の増加、老老介護、認知症の増加など取り巻く環境は依然厳しく、DV(配偶者による暴力)など困難事例も増加する中、老後不安を訴えるケースが多くなっている。日常生活の支援や悩み、不安など、多様化する課題の改善のため、南北地域包括支援センターや関係機関及び医療・福祉団体との連携を図る。

また、老人クラブへの支援と敬老祝い金支給事業を継続するとともに、高齢者及び免許証返納者の移動手段の確保と交通事故防止の観点から、高齢者バス利用制度の安定的運用を行い、利用促進と周知に努める。

シルバー人材センターについては、設立準備委員会を設置し、必要経費、事務所の位置、民間事業所との調整、町民への広報など設置に向けた具体的な活動を進める。

4. 児童福祉(子ども子育て支援)事業

事業費 956,116千円

子ども子育て支援については、「第3期屋久島町子ども・子育て支援事業計画」に基づき社会的支援の必要性が高い子どもやその家族を含めた、すべての子どもにとって最善の利益が実現される姿を目指す。

経済的支援としては、児童手当や児童扶養手当等に加え、子ども医療費やひとり親医療費、子ども通院費等助成事業による医療費等の助成を行い、安心して子育てができる環境を支援する。子どもの健全育成については、令和7年度に設置したこども家庭センターにおいて、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行い、子育て支援センターの運営や母子保健事業と連携した育児支援をはじめ、保育事業の安定した運営への支援を行いつつ、一時預かり・延長保育、さらには放課後児童クラブ等、切れ目のない子育て支援事業の内容充実を推進する。

また、将来的に移住定住につなげるための事業として、新たに短期の保育園留学事業を実施する。

特段の支援や見守りが必要な子どもについては、乳児家庭全戸訪問事業や子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業などを活用しながら、こども家庭センターを中心に計画的な見守りや支援を行う。特に虐待対応については、要保護児童対策地域協議会を中心に児童相談所や教育委員会、保健所、警察、学校、医療機関等と連携して子どもが安心して生活できる環境の確保に努める。

ひとり親家庭等対策については、自立に向けた相談体制の強化、専門職資格の取得など就労促進や融資制度の積極的な利用を進める。

子どもの貧困問題対策の一環として、子ども（地域）食堂実施団体への支援を継続する。

5. 児童福祉（母子保健）事業 事業費 26,964千円

母子保健事業においては、妊婦に母子健康手帳を交付し、妊娠期から子育て期までを通して、親子を対象とした保健指導や新生児の訪問指導及び健康診査等を実施し、1か月健診の費用助成による経済的支援を行う。産前産後サポートとして、産前産後宅配弁当購入費用助成事業を実施し、“孤育て”を防ぐ見守り体制を構築し、子育てしやすい環境づくりを行う。

また、発達障がい児等の早期発見や適切な支援が重要であることから、1歳6か月・3歳児健診や発達相談会、5歳児健診などを通して早期発見・早期対応に努める。さらに児童福祉法、母子保健法改正により、児童虐待の予防や早期発見に資することが明記されたことから、こども家庭センターを中心に、妊婦のための支援給付と一体的に実施する妊婦等包括相談支援事業や子育てアプリの活用、子育て支援センターとの連携等により、児童虐待予防対策に努める。

妊産婦への経済的支援として、遠方の分娩施設で出産する際の交通費及び宿泊費の助成事業も継続して取り組む。

6. 生活保護・生活困窮事業 事業費 390,619千円

生活保護業務については、生活保護法令制度の基本原則に基づき、相談支援体制の構築に努め適正な職務推進に努める。県からの事務権限移譲以降、相談、申請とも増加する中、疾病、障がい等の理由で失業し、身体的に自立困難となり、高齢者、障がい者が同居する家族構成で就労できないなど、保護対象の家族形態は複雑多様化している。今後も保護対象者の生活歴や職歴、人生観を受容しながら専門的知識、技術の修得に努め公平公正で適正な事業運営に努める。

また、生活困窮者自立支援法の施行に伴い、年々相談が増えている生活保護が適用されない生活困窮者の自立支援策を強化するため、自立相談支援事業の実施や住宅確保給付金の支給など支援事業の充実に努める。

【 健康長寿課 】

1 健康づくり事業

健康増進法に基づく健康増進事業は、町民の壮年期からの健康づくりと、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康増進に資することを目的とする。町では、その他の世代についても同様の目的のもと、以下の健康づくり事業を実施する。

(1) 健康教育

「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とし、健康教育を実施する。自分の現在の健康状態とこれまでの変遷を知り、今後を予測することで主体的な生活習慣改善の実践を促す。

内容は、町の健康課題を反映したものにする。

集団健康教育 24回/年(受講者見込み数 1,650人)

(2) 健康相談

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的に健康相談を実施する。

①総合健康相談 *「心の健康相談」を含む。

・「心の健康相談」(訪問等相談・ルピナス相談室)

48件/年(実人数11名)

・健康イベント等での総合健康相談

②重点健康相談 *国保保健事業(重症化予防)と同時実施

高血圧、脂質異常症、糖尿病、骨粗鬆症、歯周疾患、女性の健康、病態別(肥満、心臓病等)

13回/年(相談者見込み数 延べ91人)

(3) 訪問指導及び保健指導(面接・電話等)

健康診査の要指導者や療養上、保健指導が必要であると認められる者及びその家族に対して保健師や看護師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握して必要な指導を行う。対象者については、国保部門や介護部門等の関係部署と連携し選定する。

5回/年 実人数5人

(4) 健康増進事業で実施する検診等

①歯周疾患検診

歯の喪失の原因の一つである歯周病を早期に発見し、その予防や重症化を予防することと、「かかりつけ歯科医」を持つことを目的とする。対象は令和8年度中に20歳、30歳、40歳、50歳、60歳及び70歳を迎える者とし、個別通知する。検診は委託した町内の歯科医療機関で個別受診とする(口永良部島のみ離島巡回歯科診療でも受診可)。

受診者見込み数 50人

②骨粗鬆症検診

骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。健康増進事業の一環として、令和8年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳を迎える女性を対象に無料クーポン券の配布を行う。特定健診【補助（県2/3）】と同時に実施する。

受診者見込み数 150人

③肝炎ウイルス検診

肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、検診の受診促進を図り、もって住民が自身の感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康被害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的とする。対象は令和8年度中に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳及び65歳を迎える者で過去に肝炎ウイルス検診に相当する検診を受けたことがない者を対象とする。特定健診と同時に実施する。

受診者見込み数 100人

④健康診査

生活習慣病予防に着目した健康診査を行う。対象は40歳以上の生活保護世帯の者を対象とする。

受診者見込み数 10人

(5) がん検診事業

がんの予防に関する正しい知識の普及と早期発見・早期治療を通じて、がん死亡を減少させることを目的とし、次のがん検診を実施する。対象は40歳以上の者。ただし胃がん検診は40～79歳とする。

新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業により、子宮頸がん検診は21歳、乳がん検診は41歳を対象にクーポン券を配布し、がん対策を強化する。

- ・胃がん検診 300人
- ・大腸がん検診 1,000人
- ・肺がん検診 1,480人
- ・子宮がん検診 563人（うち、クーポン券対象者は集団2人、個別1人）
- ・乳がん検診 600人（うち、クーポン券対象者は集団15人、個別5人）

(6) その他の健診等事業

疾病の早期発見・早期治療と、生活習慣病の予防・健康増進のきっかけとするため、次のとおり健康診査及び検診を実施する。

- ・腹部超音波検診 1,300人
- ・前立腺がん検診 200人
- ・特定健康診査 *国保、生保以外 2人

- ・骨粗鬆症検診 *節目外 500人 肝炎ウイルス健診 *節目外 20人
- ・胃がんリスク検診 50人
- ・心不全リスク検診 80人
- ・すい臓がん検査 100人

(7) 健康づくり情報の提供

自然とともに生きる元気な屋久島町を目指して、令和元年度に策定した第3次屋久島町健康づくり計画『健康やくしま21』で掲げた6つの領域について、引き続き目標達成に向けた具体的な活動を展開する。令和8年度は特に「たばこ」を重点テーマとして保健事業を行うこととし、町報や特定健診結果報告会、各種検診等の場を利用して情報提供を行う。

2 食生活改善事業

(1) 食生活改善推進員・8020運動推進員活動への支援

町民の食生活改善に対する正しい考え方と知識を普及し、健康で心豊かに過ごすことができるよう、身近で細やかな指導を行う食生活改善推進員の活動を支援する。活動の内容については、町の健康づくりの方向性と整合性を持たせた内容で活動ができるように研修会を開催し、加えて食生活改善推進員が兼務し歯科保健・口腔保健の大切さを普及する8020運動推進員としての活動の支援も行う。

委嘱者	10人
研修会	8回（町主催 4回、自主研修 4回）

(2) 栄養士による栄養指導

健診や健康教室、面談、電話等において相談に応じ、妊婦、乳幼児から高齢期までのあらゆるライフステージに応じた栄養指導を行い、町民の健康増進並びに疾病予防を図る。

- ・個別栄養指導見込み 80人
- ・集団栄養指導見込み 120人

3 感染症対策事業

予防接種法に基づく予防接種は、広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、接種率の向上に努めるとともに予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にする。なお、結核予防については、広報を強化し集団検診の受診率向上に努める。

(1) 結核予防事業

結核の新規患者は全国的には減少傾向だが、世界的にみると日本は結核の中蔓延国と位置付けられている。県は新規患者の増減を繰り返しており全国平均に比べると減少傾向にあるものの、本町においては令和3年から0名であった新規患者が、令和6年は4名登録されている。結核への感染予防及び蔓延防止対策を図ることが不可欠である。町民に対しては引き続き正しい知識の普及啓

発を行い、BCG接種の未接種者の減少や集団検診の受診率向上に努める。

- ・ BCG 接種（7～8か月児健診と同時実施） 予定接種者数 50人
- ・ 結核検診（65歳以上：肺がん検診と同時実施） 受診予定人数 1,350人

（2）予防接種法による定期予防接種

広域的な疾病の発生防止及び個人の健康の保持増進を図るため、予防接種の正しい知識の普及を行い接種率の向上に努める。未接種者への対策としては、各種健診（特に3歳児健診時）や育児相談時に接種歴を確認し、接種スケジュール等についての指導を行い、希望者が積極的に接種できるよう支援する。

また、令和8年度からは、初めて妊婦に対する定期予防接種（RSウイルス）が追加されたり、定期予防接種で扱うワクチンの種類が変更になったりするものがあるため、対象者へ正しい周知を行うと同時に、引き続き医療機関と連携を図りながら実施する。

さらに、予防接種による健康被害を未然に防止するため、関係機関との連携を密にとり体制を整える。

種 別 ・ 区 分	予定接種者数 (件数)
五種混合（百日咳・ジフテリア・破傷風・ポリオ・ヒブ）	100
ヒブ	4
小児肺炎球菌	130
B型肝炎	80
ロタウイルス	60
B C G	50
水痘	50
MR（麻しん・風しん）	70
日本脳炎	200
二種混合（破傷風・ジフテリア）	90
子宮頸がん	80
RSウイルス（妊婦）	10
インフルエンザ（高齢者）	2,600
高齢者肺炎球菌	150
帯状疱疹（高齢者）	220

（3）小児インフルエンザ対策

ワクチン接種における保護者の経済的負担を軽減させ、子どもたちに公平に予防接種機会を与えることを目的として、小児のインフルエンザワクチンの接種に対し、公費補助を実施する。

対象者は生後6か月～19歳未満（生後6か月～13歳未満は2回接種）で、補

助額は1回につき1,000円である。

接種見込み者数 600人

4 保健センターの管理運営

町民の健康増進及び健康管理の推進のための拠点施設として、健康づくり事業、食生活改善推進事業、母子保健事業、介護予防関連事業など、各種事業において町民の利便性を考慮し、保健センターの活用を図る。

また、定期的な施設点検を行うとともに、必要に応じ補修等をしながら、安全性に配慮を行う等、施設の管理運営を行う。

5 献血事業の推進

医療需要に応じた血液製剤の安定供給に資するため、町献血推進対策協議会の取り組みを主体にして町民に対する普及啓発を推進し、献血者数の増加に努める。

具体的には、国や県の献血推進計画を踏まえ、鹿児島県及び鹿児島県赤十字血液センター等の関係機関が果たす役割を明確にして事業を推進し、例年、県が設定する地域ごとに確保すべき血液の目標量を十分満たすことができるよう、広報活動や巡回献血を実施していく。

6 緊急時供血者登録制度の取り組み

町内医療機関において、血液製剤を確保できない緊急時の迅速な対応を図るため、「屋久島町緊急時供血者登録制度」に基づいた名簿を作成し運用している。時間的猶予がない状況下において、島内で輸血用血液の確保を完結することを目的に、屋久島保健所、熊毛地区消防組合及び本事業に賛同する協力団体と連携し、一人でも多くの命を救うため本制度の安定的な運営に努める。

7 口永良部島巡回診療等の取り組み

特定診療科の診療機会が少ない口永良部島地域で、疾病の早期発見や治療の促進、さらには住民の経済的負担の軽減を図るため、県保健医療福祉課及び県歯科医師会を始めとする関係機関と連携し、専門医の巡回派遣による「特定診療科巡回診療」や歯科診療を引き続き実施する。

- ・ 特定診療科巡回診療（皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科） 年1回
- ・ 歯科診療（こじか号） 年2回

8 口永良部島における救急搬送等の取り組み

口永良部島診療所の医療従事者が看護師1名のみであるため、口永良部島地域における緊急時の患者輸送は、熊毛地区消防組合、地元消防団、栗生診療所医師及び永田へき地出張診療所医師と遠隔診療を用いた連携等により対応していく。

搬送手段は、県ドクターヘリ、県消防防災ヘリ及び海上保安庁ヘリの運用が選択肢となるが、状況に応じて口永良部島出張所、町総務課にも協力を求め対応するこ

ととする。

また、ヘリ搬送ではなく、渡船による急患搬送に対しては、費用の一部補助を行い、経済的負担の軽減を図る。

9 地域医療懇話会

本町の保健医療に携わる医師及び関係機関（町、保健所）と協議をする場を設けることで、情報共有を図り、地域医療の在り方について協議していく。

10 私的二次救急医療機関補助事業

町民等が疾病又は負傷により緊急対応のため、救急車を要請した際の適時適切な診療が受けられる体制を確保することを目的として、私的二次救急医療機関の搬送傷病者受入れに対し交付要綱に基づき補助金を交付する。

11 国民年金

国民年金の業務は、主に日本年金機構で行われているが、加入・届出などの窓口に関する業務は市町村に委任されている。手続き漏れをなくするとともに、口座振替・クレジット納付の前納推進に取り組む。

給付手続については、住民の福祉の増進を図ることを基本とし、法令等に基づき正確迅速な対応に努める。

鹿児島北年金事務所及び福岡広域事務センターと業務連携を図り、計画に基づき納付勧奨件数や相談件数を増やすよう努める。

保険料免除制度、前納制度、クレジット納付制度について広く周知するとともに、長期未納者や外国人加入者への訪問等を実施し、無年金者の減少に努める。

○介護保険事業に係る一般会計計上分

1 低所得者保険料軽減強化事業

公費を投入し、介護保険法に基づく所得段階の第1段階（第1段階：住民税非課税世帯で前年度合計所得と課税年金収入の合算額80万円以下の人）の低所得者介護保険料の軽減を実施する。国費（負担率50%）、県費（負担率25%）は、一般会計にて受け入れ、町分（負担率25%）を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出す。

事業費26,950千円（国庫支出金 13,475千円・県支出金 6,737千円）

2 介護保険利用者負担対策事業

訪問介護サービスの介護報酬については、「離島等における特別加算」が加算されるため、均衡を図る目的で自己負担が1割軽減される。そのうち利用者負担対策として1/2を町が事業所へ補助する。この町負担の3/4分を県が町に補助するもので

ある。

事業費 420千円 (県補助金 315千円)

3 高齢者等配食サービス事業

高齢者や要支援介護者等の居宅を定期的に訪問し、食事の提供をするとともに安否確認を行う団体に補助金を交付する。

事業費 300千円

4 地域デビューでポイントアップ！元気度アップ！推進事業

高齢者を含む任意のグループが主体的に行う互助活動に対しポイントを付与し、商品券へ交換する事業である。

①商品券に対する経費 県補助 100%

②市町村事務経費 県補助 50%

事業費 760千円 (県補助金 710千円)

5 地域包括支援センター費

要支援1・2の高齢者に対する介護予防支援事業実施にかかる経費である。

事業費 13,216千円 (介護予防支援 4,129千円)

6 地域包括支援センターICT導入事業

高齢化の進展に伴い、地域包括支援センターの総合相談支援業務や介護予防支援業務は増加の一途をたどっている。センターの限られた人員の中、業務の効率化及び負担を軽減するため、ICT機器を導入する。

事業費 1,144千円

7 介護保険特別会計繰出金

介護保険特別会計への繰出し金は、介護給付分として157,035千円、地域支援事業分として12,927千円を繰出し、また、低所得者保険料減額分として26,950千円を繰出することとする。

○その他支援事業

がん患者アピアランスケア支援事業

がん患者が、手術、放射線療法、化学療法等のがんの治療に伴う脱毛や乳房切除による精神的負担を軽減するため使用するウィッグ等や乳房(胸部)補整具の購入

について、予算の範囲内において費用の一部を助成する。

事業費 100 千円

女性がん検診助成事業

女性がんの早期発見、町民の健康維持を図るため、女性がん検診にかかる費用の一部を助成する。（口永良部島に住所を有する 20 歳以上の女性が対象）

事業費 99 千円

難聴者補聴器購入費補助事業

住民の福祉向上のために提供するひとつとして、聴力機能の低下により、日常生活を営む上でコミュニケーション等に支障がある難聴者の補聴器購入に対して、予算の範囲内において費用の一部を補助する。

事業費 300 千円

医療機関物価高騰対策支援金交付事業

エネルギー価格、原材料価格等の高騰により影響を受けている町内の医療機関に対し、予算の範囲内において、支援金を交付することにより、地域における医療提供体制の維持を図る。

事業費 3,050 千円

【 生活環境課 】

生活環境課は、水道・ごみ処理・し尿処理・生活排水処理・火葬業務等、町民が安全に安心して衛生的な生活を送ることができるよう、日々の暮らしを守ることを目的とした課である。令和8年度の本課の事業は、上記の目的を遂行するため、所管する施設が適正に稼働するよう維持管理に取り組むなど、以下の事業を実施する。

※事業費の内訳は主なものを記載。

1 火葬場事業 4. 1. 7

屋久島町斎場については、引き続き住民サービスの向上に努める。高齢化が進み増加する火葬件数に対応し、法に基づき円滑な業務遂行を図る。また、火葬場周辺の環境整備、施設内の緑化など維持管理に努める。

なお、同施設は運用開始から10年以上が経過し、施設機器類等の不具合が散見されていることから、点検及び整備を強化し、安定した施設運営に努める。

【歳入】	2,116 千円
火葬場使用料	1,940 千円
残骨処理手数料	176 千円
【歳出】	52,688 千円
会計年度任用職員給料及び手当等	11,368 千円
共済費等（会計年度任用職員）	1,971 千円
消耗品費	406 千円
光熱水費	2,362 千円
修繕費（資外）	750 千円
燃料費	1,827 千円
役務費（通信運搬費・手数料）	178 千円
電気保安管理委託	372 千円
消防設備等点検委託	43 千円
浄化槽保守点検維持管理委託	98 千円
機械機器保守管理委託	220 千円
空調設備更新工事	33,000 千円
原材料費	34 千円
研修・講習等負担金（チェーンソー・刈払機）	37 千円

2 水道施設事業 4. 1. 10

上水道事業特別会計の安定的な運営を確保するため、一般会計から必要な補助を行い、持続可能な水道事業経営を支援する。

【歳出】	
上水道事業特別会計補助金	177,169 千円

3 不快害虫等蔓延防止対策事業 4. 1. 11

住民の生活に多大な被害を及ぼしているヤンバルトサカヤスデの蔓延を防止するため、駆除作業及び環境整備を実施する。また、必要に応じてヤンバルトサカヤスデ対策検討委員会を開催し、各地区の発生状況等について情報共有を行うとともに、駆除方法や蔓延防止対策についての検討を進める。さらに、不快害虫の発生地区が主体となり蔓延防止対策を実施する場合は、交付金を交付することにより、各地区の自主的な活動を支援する。

この他、ガジュマル等の樹木に多大な被害を与えているオキナワイチモンジハムシについても駆除作業を実施する。また、ヤクシカの里地への生息拡大によるヤマビル駆除対策についても地区の要請に応じ、薬剤散布や配布を行い、蔓延防止に努める。

【歳入】	5,904 千円
社会保険料	287 千円
雇用保険料	17 千円
繰入金（だいすき基金）	5,600 千円
【歳出】	10,159 千円
会計年度任用職員報酬及び手当等	3,105 千円
共済費等（会計年度任用職員）	843 千円
対策委員会会議費（委員謝金・費用弁償）	171 千円
消耗品費（駆除薬剤費等）	1,492 千円
燃料費	189 千円
不快害虫等蔓延防止対策事業業務委託	4,215 千円
ヤンバルトサカヤスデ蔓延防止対策交付金	18 千円

4 生活衛生事業 4. 1. 12

(1) 墓地、納骨堂の経営許可及びその他生活衛生に関する事務

町内における墓地及び納骨堂の経営許可、並びに埋葬等の手続が、公衆衛生及び公共の福祉の観点から適正に行われるよう、関係事務を適切に実施する。

また、災害発生時における床上・床下浸水箇所の消毒については、迅速な対応を行い、感染症の発生予防及び蔓延防止に努める。

(2) 犬の登録及び狂犬病予防注射の実施

狂犬病は発症した場合の致死率が極めて高い感染症であることから、狂犬病予防法に基づき、生後 91 日以上の子犬について登録及び予防注射の徹底を図る。

また、年 2 回の集合注射を実施するとともに、広報活動や動物病院との連携を通じて接種率の向上に努める。

(3) 放浪犬対策・適正飼養等の推進

町内巡回や集落の協力により放浪犬の実態把握を行い、保健所と連携してその減少に努める。捕獲時には、鑑札及び注射済票の装着を徹底し、飼い主の早期特定を図るとともに、狂犬病予防法に基づく飼い主の責務について周知及び指導を行う。

あわせて、犬猫の適正飼養、無秩序な繁殖の防止、終生飼養の重要性について啓発を行い、無責任な餌やりの防止等についても、保健所と連携して取り組む。

(4) 飼い主のいない猫不妊去勢手術補助事業の実施

近年、各集落において猫に起因する生活環境上のトラブルが増加していることから、地域住民による TNR 活動（T：捕獲し、N：不妊去勢手術の実行、R：元の場所に戻す）を支援する。

飼い主のいない猫による被害の軽減及び生活環境の改善を図るため、不妊去勢手術を実施する地域団体等に対し、手術費用の一部を補助することで、継続的な取組を促進する。

【歳入】	1,804 千円
権限移譲交付金（墓地、化製場）	40 千円
畜犬登録手数料	75 千円
狂犬病予防注射済交付手数料	189 千円
繰入金（だいすき基金）	1,500 千円
【歳出】	2,273 千円
普通旅費	22 千円
医師謝金及び費用弁償	19 千円
消耗品費（薬剤・予防注射済票等）	179 千円
修繕料（動力噴霧機）	30 千円
通信運搬費（航送料等）	102 千円
使用料及び賃借料（船舶借上料）	99 千円
霊柩輸送費助成金	322 千円
飼い主のいない猫不妊去勢手術補助金	1,500 千円

5 廃棄物対策事業 4. 2. 1

屋久島町クリーンサポートセンターにおける可燃ごみ及び資源ごみ等の中間処理・再資源化を通じて、資源循環型社会の構築を推進する。

また、ごみ処理新施設の稼働及びし尿処理施設の現状を踏まえ、ごみ・し尿処理を一体的に捉えた一般廃棄物処理基本計画の策定を進める。

(1) 一般廃棄物処理対策事業

紙類やプラスチック類等の分別排出を一層推進し、ごみの発生抑制及び減量化に取り組む。第 11 期分別収集計画に基づき、適正な分別収集及び処理を徹底する。

また、住民サービスの向上を基本に、分別収集体制や収集ステーションの整備を進めるとともに、環境美化推進員や集落と連携した周知・啓発活動を行う。

(2) 旧焼却場整理事業

旧尾之間ごみ焼却場に保管されている各種ごみについて、分別作業を行い、屋久島町クリーンサポートセンターへ運搬し、適正な処理を進める。

あわせて、金属類の搬出、粗大ごみの破碎、空き瓶等の処理を行うため、必要な設備整備及び旧施設の整理を計画的に実施する。

(3) 不法投棄対策事業

関係機関で構成する連絡会議を中心に、不法投棄監視パトロール体制を強化する。

一般廃棄物及び産業廃棄物の不適正処理や野焼き等について、連携した調査・指導を行い、法令遵守意識の向上を図る。

(4) 使用済自動車等海上輸送費補助事業

自動車リサイクル法に基づき、使用済自動車の適正処理を推進するため、本土への海上輸送費の一部を助成する。あわせて、町民に対し適正処理の周知・啓発を行い、不適正な放置車両の解消を図る。

(5) 生ごみ堆肥化事業

家庭から排出される生ごみの堆肥化を推進し、地域内で循環する資源循環型システムの構築を図る。

特に口永良部島においては、家庭用コンポストの普及を進め、堆肥化の定着を目指す。

(6) 口永良部島し尿処理事業

口永良部島で収集されるし尿及び浄化槽汚泥については、屋久島への輸送が必要であることから、町が当該輸送費を負担し、生活衛生の確保及び環境保全を図る。

(7) 廃家電海上輸送費補助事業

家電リサイクル法に基づく廃家電の適正処理を推進するため、海上輸送費の一部を助成する。

(8) 公害対策事業

環境保全協定に基づき実施されている事業活動の影響を把握するため、町内において二酸化硫黄の測定調査を継続し、住民生活への影響を確認する。

(9) 海岸漂着物地域対策事業

台風や季節風により漂着するごみへの対応として、関係補助制度を活用し、重要海岸における回収・分別・処理を実施し、良好な景観及び生活環境の保全を図る。

【歳入】	49,817 千円
一般廃棄物処理手数料（指定ごみ袋等）	33,985 千円
一般廃棄物処理業許可手数料	12 千円
海岸漂着物地域対策事業（県費）	2,100 千円
使用済自動車リサイクル出捐金	6,309 千円
家電リサイクル離島対策事業協力金	4,755 千円
【歳出】	268,998 千円
廃棄物減量等推進審議会委員報酬	128 千円
職員給与及び手当等	49,931 千円
共済費	10,474 千円
会計年度任用職員給料及び手当等（ごみ袋管理配達等業務）	3,583 千円
共済費等（会計年度任用職員）	759 千円
環境美化推進員委員活動等謝金	1,357 千円

旅費（普通旅費・費用弁償）	199 千円
消耗品費（指定ごみ袋・分別収集関係）	18,810 千円
光熱水費	139 千円
修繕料（資外）	310 千円
印刷製本費（ごみ収集券）	499 千円
燃料費	370 千円
通信運搬費	1,975 千円
手数料（廃棄物処分費・事務手数料）	1,309 千円
指定ごみ袋交付手数料	3,906 千円
自賠償保険料	16 千円
一般廃棄物基本計画作成業務	20,000 千円
硫酸化物測定業務委託	300 千円
空き缶処理業務委託	4,847 千円
生ごみ処理業務委託	29,354 千円
旧焼却場整理業務委託	15,484 千円
ごみ収集業務委託	86,827 千円
海岸漂着物地域対策事業委託	1,700 千円
全国都市清掃会議負担金	80 千円
使用済自動車海上輸送費補助金（480 台分）	6,310 千円
家電リサイクル離島対策協力補助金 （エアコン271台 テレビ446台 冷凍冷蔵庫389台 洗濯機389台）	4,756 千円
コンポスト購入費補助金	20 千円
口永良部島し尿収集運搬助成金	1,012 千円
環境保全対策交付金	4,524 千円
公課費	19 千円

6 ごみ処理施設管理事業 4.2.2

関係法令及び条例に基づき、屋久島町クリーンサポートセンターにおいて一般廃棄物の処理及び資源ごみの分別回収を実施する。

再資源化物については、関係事業者と連携し、町内外での有効利用を推進するとともに、効率的かつ安全な施設運営を通じて、コスト削減及び環境負荷の低減に努める。

また、環境調査やごみ組成調査を継続して実施するとともに、学校や各種団体の視察を受け入れ、分別意識の向上及び適正処理の啓発を図る。

【歳入】	5,362 千円
ごみ処理施設直接搬入手数料	516 千円
有価物売払収入	4,846 千円
【歳出】	346,379 千円
普通旅費	410 千円
機械・機器等消耗品費	5,000 千円
光熱水費	30,000 千円
リサイクル設備修繕料	22,000 千円

燃料費	5,401千円
通信運搬費	961千円
手数料	1,153千円
町有施設管理委託（屋久島町クリーンサポートセンター）	188,760千円
紙類・プラスチック類再資源化委託	4,000千円
炭化物再資源化委託	33,000千円
容器リサイクル法処理委託	135千円
環境調査委託	4,325千円
一般廃棄物分別業務委託	2,900千円
飛灰処分委託	7,700千円
廃蛍光管処分委託	1,000千円
施設運営モニタリング業務委託	6,000千円
有償廃棄物再資源化委託	7,059千円
焼却灰処分委託	15,400千円
磁性物・異物中間処理施設	9,818千円
車両借上料	77千円
重機借上料	305千円
土地借上料	924千円
公課費	51千円

7 し尿処理施設管理事業 4. 2. 3

関係法令及び条例に基づき、し尿処理施設において適正な処理を行う。

当該施設は供用開始から25年が経過し、設備の老朽化が進行していることから、施設停止等のリスクを低減するため、予防保全を重視した点検・整備及び予備品の確保を行う。

次期施設については、廃棄物減量等推進審議会の答申を踏まえ、現施設の延命化を基本としつつ、各種計画の策定及び見直しを進める。

また、運転管理においては、経費削減と技術力の確保の両立を図り、運転効率の向上に努める。

【歳入】	2,046千円
庁舎等使用料	78千円
し尿投入手数料	1,968千円
【歳出】	106,350千円
会計年度任用職員給料及び手当等	8,812千円
共済費等（会計年度任用職員）	1,730千円
普通旅費	111千円
消耗品費（薬品等）	18,999千円
光熱水費	14,511千円
施設機械・機器修繕料	40,000千円
燃料費	7,803千円
通信運搬費	165千円
手数料	406千円

電気工作物保安管理委託	450 千円
自動扉点検整備業務委託	600 千円
受入貯留槽清掃業務委託	4,000 千円
環境調査委託	1,980 千円
焼却灰処分委託	6,765 千円
車両借上料	14 千円
県し尿処理施設協議会負担金	4 千円

8 合併処理浄化槽設備費補助事業 4. 2. 4

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的として、小型合併処理浄化槽の設置者に対する補助を行い、生活排水処理の普及を推進する。

令和8年度からは、物価上昇等を踏まえ、汲取り槽から合併浄化槽への転換についても補助の上乗せを行い、計画的な更新及び転換を促進する。

補助金額		単位：千円				
区分	人槽等	補助金額	財源内訳			
			国	県	町	町上乗分
新築	5人槽	423	166	0	166	91
	7人槽	502	207	0	207	88
	10人槽	647	274	0	274	99
単独浄化槽 から転換	5人槽	604	166	83	83	272
	7人槽	681	207	103	104	267
	10人槽	836	274	137	137	288
	撤去費	150	75	37	38	0
	配管費	330	165	82	83	0
汲取り槽 から転換	5人槽	604	166	83	83	272
	7人槽	681	207	103	104	267
	10人槽	836	274	137	137	288
	撤去費	120	60	30	30	0
	配管費	330	165	82	83	0
合併浄化槽 の更新	5人槽	604	0	0	0	604
	7人槽	681	0	0	0	681
	10人槽	836	0	0	0	836
	撤去費	150	75	37	38	0

【歳入】	12,702 千円
浄化槽設置整備事業（国庫）	10,048 千円
浄化槽設置整備事業（県費）	2,654 千円
【歳出】	28,465 千円
普通旅費	91 千円
県浄化槽推進市町村協議会負担金	61 千円
小型合併処理浄化槽設置費補助金	28,313 千円

9 ごみ処理施設整備事業費 4. 2. 5

新施設稼働により不要となった旧ごみ処理施設について、将来的な解体に向けた解体仕様書の作成業務を実施する。

【歳入】

ごみ処理施設整備事業（国庫）	6,666 千円
----------------	----------

【歳出】

解体仕様書作成業務委託	20,000 千円
-------------	-----------

10 農業集落排水業費 6. 1. 13

農業集落排水事業特別会計の安定的な運営を確保するため、一般会計から必要な補助を行い、持続可能な農業集落排水事業経営を支援する。

【歳出】

農業集落排水事業特別会計補助金	36,140 千円
-----------------	-----------

【 産業振興課 】

近年のウクライナ情勢や物価高騰、円安等、国内外の様々な要因によって本町産業を取り巻く環境は依然として厳しい状況である。

このような中、国は新たな食料・農業農村基本計画や現下の米をめぐる情勢を踏まえ、農業構造転換集中対策を着実に実施し、食料安全保障の強化、農業の持続的な発展、農村の振興、環境と調和のとれた食料システムの確立等に向けて農林水産業施策を推進することとしている。

本町産業を推進するために重要なことは、地域の人々が自らの地域資源を十分に把握し、最大限に活用しながら、生産者や製造業者、事業者や関係機関などが共通課題を認識し、課題解決に向けて連携して施策を展開する総合力を高めることである。

そのため、産業振興課では、本町産業の振興に向けて、関係機関・団体との連携を図りながら、労働生産力を向上させ、地域力の強化と競争力のある産業の振興に取り組む。

※事業費の内訳は主なものを記載。

(1) 農業費

本町の農業については、高齢化、担い手・後継者不足や遊休農地化等が進んでおり、依然として極めて厳しい状況にある。このことから、屋久島町担い手育成総合支援協議会のもと関係機関・団体と連携の上、担い手不足の解消等、取り組みを充実させ、担い手育成を総合的に推進する。

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い令和6年度末に策定した地域計画を必要に応じて見直しを図っていく。

令和7年度より初出荷された屋久島牛等、屋久島の農林水産物のPR事業を令和7年度に引き続き実施し屋久島農林水産物のブランディングの確立、知名度向上、生産者の所得増加及びふるさと納税の増収に取り組む。

農業管理センターについては、担い手の高齢化対策や試験園運営等、今後ますます重要な位置付けとなることが予想されるため令和8年度においては老朽化したトラクター1台の更新を図る。

物価高騰対策としては、令和7年度同様地方創生臨時交付金を活用し、肥料・飼料の農業資材物価高騰対策支援の実施と茶工場の燃油補助を実施する。

遊休農地対策については、引き続き多面的機能支払交付金を活用し、組織の共同活動により農地等の保全管理を行っており、今後も活動を支援する。

長年、基幹作物として取り組んでいる果樹については、気象災害等の影響や老木化に伴い、生産量の低迷が続いている。このため老木等の更新や改植に向け、果樹経営支援対策事業の推進や、果樹苗木購入に対する補助を実施することで樹園地の更新を図り、引き続き栽培面積の維持・拡大に努める。今後もたんかんの産地維持

拡大に向けて施策の投入、栽培指導を適時行っていく。また、営農において種苗の確保が重要であることから農家の支援を目的として営農支援センター硬質プラスチックハウスを利用し育苗を行い農家支援に取り組んでいる。令和4年度より取り組んでいるパッションフルーツ苗を育成し一部販売しているが、令和8年度についても農業管理センターに栽培管理委託しさらなる生産強化に努める。

果樹試験園においては、ぼんかん・たんかんの大苗育苗についての試験を行い収益性の検討を行う。新たに香酸柑橘類（レモン類；りのか）及びスモモ類等の苗木購入補助を令和7年度同様実施する。

試験園の運営については、農業管理センター等と連携し管理体制を整え圃場の整備を行っていく。現在、試験園の一部をたんかんの試験圃場として整備を進めており、屋久島での新規就農者が参考となるような、たんかん栽培のモデル園及び研修園としての活用を図っていく。そのほか、収穫時期の分散化による未収入期間の縮小を目的として、ぼんかん、たんかんなどの主力品目を補完する品目となる香酸柑橘類等の検討を行うためにも果樹試験園の活用を図っていく。

輸送費支援については、今後も「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」や「離島活性化交付金」を活用し、農林水産物の出荷や原材料の輸送にかかる費用の低コスト化による生産者の経費負担軽減を支援し農林業の振興を図る。

農地の流動化・耕作放棄地解消については、農地中間管理事業を活用し、農地の有効利用（担い手農家へ農地集積・集約等）を図りながら、バレイショ等の面積拡大・反収増にむけて関係機関、団体と連携しながら推進を図るなど、農家の経営安定と所得向上に向けて取り組んでいく。

環境に優しい農業の推進に向けて、有機栽培に取り組む農家への支援を行うとともに、農業用廃プラスチック類の適正処理に取り組んでいく。また、GAP、みどり認定への取り組みを推進する。

青年就農者の確保に向け、経営開始資金等を活用し、農業を志す人の就農意欲の喚起と就農後の定着へ向けた取り組みを進める。

特殊病害虫対策については、侵入警戒調査を継続し、再侵入の早期発見に努めるとともに、発生時の防除を迅速に行うために関係機関の連携を深める。

有害鳥獣による農林業の深刻な被害に対処するため、鳥獣被害防止総合対策事業により、協議会の開催や、新規狩猟者の確保に向けた助成、猟友会が実施する有害鳥獣捕獲等に対する活動補助の強化等、駆除及び被害防除対策を講じていく。国有林内においても、「屋久島国有林内におけるシカ対策推進協定」に基づき、屋久島森林管理署・屋久島町・上屋久猟友会・屋久町猟友会で連携し、共同で取り組むことにより、捕獲強化及び被害防除対策を実施していく。また、ヒヨドリ等による農作物への被害が毎年見られるため、防除対策として、サンテ、防鳥ネットの購入に対して補助を行い、また令和7年度から獣害対策に使用する資材についても対象を拡大し鳥獣被害の軽減を図っている。

有害鳥獣捕獲が重要施策である一方、捕獲鳥獣を地域資源として利用することも

重要であることから、鹿肉処理加工施設業者や猟友会、関係機関等と連携し、ジビエ利用拡大に努めていく。

口永良部島ではヤギ、シカの生息数が著しく増加し、農業等に被害を与えていることから、引き続き駆除を実施する。

畜産については、両町営牧場を活用し子牛の商品性をたかめるとともに、飼料費が高騰していることから、自給飼料の拡大による経費節減に向け経営指導を行う。肥料高騰及び町内資源有効活用の観点から牛糞等の堆肥活用の仕組みづくりを検討する。

町営牧場運営については、引き続き民間事業者が有する専門知識や経営資源を活用する指定管理者による牧場運営を継続し繁殖農家の省力化及び繁殖雌牛の飼養頭数の確保を図るとともに適正な預託牛及び町有牛の管理運営、牧場運営の合理化に努める。飼料については採草地の適正管理、自給飼料を確保し経費の削減に努める。

養豚、採卵鶏については、生産・育成技術の向上や衛生対策の徹底等を図り、環境と調和した経営を振興し安定的な生産・販売を図る。

・農業総務費（73,271千円）

人件費、施設管理経費、各種協議会負担金 他

・農業振興費（109,402千円）

農畜産物PR事業委託	10,000千円
原材料費（試験園苗木購入）	100千円
果樹試験園管理委託	1,760千円
トラクター購入	6,000千円
農業管理センター負担金	6,000千円
産業祭補助	2,000千円
環境保全型農業直接支援対策事業補助金	2,985千円
輸送コスト支援事業補助金	40,120千円
特認事業補助金	1,200千円
果樹苗木購入補助金	650千円
荒茶加工施設燃油助成事業補助金	1,695千円
農業資材物価高騰対策支援金	30,000千円
地域資源活用モデル事業	1,000千円

・農地費（16,321千円）

多面的機能支払交付金 16,028千円

・農業後継者対策費（7,255千円）

新規就農者育成総合対策事業補助金（経営開始資金）	6,000千円
農業次世代人材投資資金	600千円
農林漁業修学研修資金	252千円

・ 特産品加工販売施設等管理経費 (5, 181 千円)	
光熱水費	2, 760 千円
修繕料	480 千円
・ 畜産費 (3, 539 千円)	
種子島家畜衛生処理組合負担金	1, 193 千円
・ 町営牧場管理運営費 (102, 121 千円)	
修繕料 (資外)	11, 950 千円
手数料	6, 654 千円
委託料 (町有施設管理委託)	79, 870 千円
備品購入費 (ロータリー・テッダー)	3, 500 千円
・ 鳥獣被害対策費 (33, 733 千円)	
鳥獣被害対策実践事業補助金 (推進・緊急)	21, 450 千円
有害鳥獣捕獲対策事業補助金	10, 750 千円
有害鳥獣被害防除対策補助金	500 千円
・ 特殊病虫害対策事業費 (352 千円)	
消耗品費他	

(2) 林業費

林業については、2050年の脱炭素社会の実現へ向けた国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された森林環境譲与税を活用し、皆伐地の再造林のための苗木生産補助や森林整備促進を図るための林道の維持管理費用の一部補助、施業地の現地調査及び測量、除伐作業等の補助、高性能林業機械のリース費用及び購入の一部補助やGPS等測量機器の機材導入費用の一部補助等を行う。また、林業に係る各種研修や資格取得等の費用並びに従事者に義務付けられている健康診断に係る費用を一部補助することで、林業の担い手の確保を図る。

利用期を迎えている森林資源を活用するため、主伐再造林（皆伐）を実施する森林所有者負担分の一部補助や再造林の際に植栽する苗木代の補助を行うことで森林資源の循環利用を促進する。加えて、間伐を促進するための所有者負担分の一部補助や木材の陸送運搬費用の一部補助、島内産材の活用促進を目的とした住宅建設等に関する補助を行うことで、林業・木材産業の振興を図る。また、安全対策装備の購入費用や労災保険にかかる費用の一部を補助することで、林業労働災害の抑止や安全意識の向上を目指し、林業従事者の就労環境を安全で衛生的なものへと改善を図る。

木育の推進については、令和3年度に創設した新生児への木材製品贈呈事業を契機に、さらなる展開を目指し、幼児や小学生を対象とした「木育インストラクター」による普及・啓発事業を実施することで、島内における木育の推進及び島内外に向

けての島内産材の普及・販売促進を図る。

間伐材等の島外出荷に取り組んでいるところであるが、内地と比較して輸送にコストが嵩むため、森林所有者への還元が少ない現状である。海上輸送にコストが嵩む離島においては、価格的に有利な販売先の確保やこれらに対応した生産・出荷体制の構築、島内での利益率を高める取り組み等、関係者間での情報共有が重要となる。

このため、間伐材等の安定的な供給体制を確立するため、「屋久島地杉販売プロジェクト」等の推進や林業関係者による各種定例会の開催により、関係機関と連携した取り組みを推進する。

さらには、国の海上輸送支援事業を活用した輸送費の補助を行うことで、林業振興を図る。

また、国・県及び町並びに島内林業関係者で構成される「屋久島地域森林整備推進協定」に基づき、民有林・国有林共に連携した間伐等の推進による森林整備を進める。

島内における松くい虫による被害については、被害木の伐倒処理や焼却・埋設処理の実施により減少傾向であるが、公益的機能の高い松林への被害発生が懸念されている状況である。そのため、伐倒処理や焼却・埋設処理を継続するとともに、薬剤の地上散布や樹幹注入を実施することで、被害の予防及び拡散・拡大の防止を図る。

離島が故の地理的不利な条件下にある本町の林業・木材産業の振興を図っていくためには、世界自然遺産に登録された屋久島の特異な森林資源の有効活用や自然環境に配慮した森林情報整理及び利用計画等を策定し、持続可能な林業・木材産業振興に向けた取組方針を発信していく必要がある。具体的には、適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証し、それを販売する「J-クレジット制度」や環境省が掲げる2030年までの「ネイチャーポジティブ：自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる」の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30 by 30」の方針を組み合わせた屋久島独自の森林ビジョンを策定することで、賛同される企業や関係機関等の協力を得ながら森林資源の活用と保護の両面に渡る取り組みを推進する。

・ 林業総務費（4,284千円）

施設維持管理経費、各種協議会負担金

永田前浜、栗生宮原松林保全委託 600千円※税対応

屋久島町木材加工センター備品購入 2,500千円※税対応

・ 林業振興費（186,733千円）

松くい虫防除委託（地上散布・伐倒処理・樹幹注入） 10,218千円※税対応

木材加工業務委託（新生児への木材製品贈呈事業） 800千円※税対応

屋久島森と人との共生ビジョン策定事業委託 7,958千円※税対応

森林整備促進事業補助金 16,081千円※税対応

島内産材需要拡大対策事業補助金	2,500千円※税対応
戦略産品輸送支援補助金	106,172千円
林業就業者研修補助金	500千円※税対応
屋久島地杉苗再興推進事業補助金	750千円※税対応
屋久島町木育推進事業補助金	2,500千円※税対応
林業活性化モデル事業負担金	1,980千円

(3) 水産業費

水産業を取り巻く環境は、資源状況の悪化や漁業就業者の減少・高齢化に加え、燃油をはじめとする物価高騰など厳しい状況が続いている。本町は、周辺海域に県有数の好漁場を有し、恵まれた海域条件にあるが、トビウオ、サバ漁等の地域を代表する水産物の水揚げ量の減少やサメの食害による漁業被害も深刻化している。

このような状況の中、漁業の再生、振興を図ることを目的とした離島漁業再生支援交付金を活用し、漁業集落が実施する稚魚放流や有害生物の駆除、産卵床の整備など、漁業の生産性の向上に関する取り組みや、他集落の視察や加工施設での研修、新たな漁法の開発や魚食普及活動など、漁場の再生に関する実践的な取り組みへの支援・指導を行っていく。

老朽化によって、安全面の確保が困難となっている安房漁港内上架施設の軌条や台車を新設し、円滑な漁船修理が行える環境を整備する。同じく老朽化している一湊漁港内の給油タンクの更新を行い、燃油の安心・安全な貯蔵と配給を行う体制を整える。2施設の整備については、種子島周辺漁業対策事業補助金を効果的に活用し、円滑で安全な漁業運営を図る。

高齢化や後継者不足による漁業従事者の減少により漁業の衰退が危ぶまれているため、新規漁業就業者への漁労研修期間の生活者支援と独立後の機材購入費等の支援を行い漁業就業者の確保、定着を促進することにより漁業の再生を図る。

魚価の高騰を図るための取り組みとして、令和5年度に導入した急速冷凍機を活用し、魚の安定供給と付加価値を付けた販売を促進しているところである。県や屋久島漁業協同組合と連携し、急速冷凍機を活用した新たな商品開発を行い、ふるさと納税や地元販売店においてさらなる販路拡大を目指す。

屋久島地区水産業改良普及推進協議会の取り組みとして、町広報誌を活用した水産物の情報発信や町内各小中学校での魚食普及活動を実施することで、地元食材への理解を深め地産地消の促進や販路拡大を図る。

トビウオの日本有数の漁獲地である長崎県平戸市と新上五島町、屋久島町とあごだしの商品を多く手掛けている久原本家グループの4者において発足した「九州あご文化推進委員会」においてSNSを活用した情報発信や福岡市での販促イベントを実施し、トビウオのさらなるPRと九州に伝わるあごの食文化を広げていくこと等による普及活動を展開していく。

・水産業総務費（981千円）	
各種協議会負担金 他	981千円
・水産業振興費（66,656千円）	
種子島周辺漁業対策事業補助金	45,241千円
離島漁業再生支援交付金	9,402千円
新規漁業就業者支援補助金	3,400千円
・漁港管理費（1,644千円）	
漁港施設維持管理経費、負担金等	1,644千円

（４）商工費

町内の経済活動は、物価高騰や最低賃金の引上げなどを受け、消費者・事業者ともに厳しい状況にあり今後の社会経済の動向を見据えた、より一層の対策強化が必要である。こうした状況を打開し、持続可能な地域社会を構築するため、事業者に対する商工業安定資金貸付事業や利子補給事業等といった従来の支援策を継続するとともに、新たな課題に対応するための対策を行う。本年度の新たに実施する事業・強化する事業は、「重点支援地方創生臨時交付金」を活用した地域経済の活性化事業、人手不足の解消と多様な働き方を目指す雇用確保対策事業、ECサイトの充実による特産品の販路拡大事業、そして創業者向けの支援事業である。

国の「重点支援地方創生臨時交付金」を活用した事業として、プレミアム商品券事業とポイントカード会普及支援事業を実施する。プレミアム商品券事業は「Payどん」を利用したプレミアム商品券を販売することで、町民の物価高騰に対する家計への支援を行うとともに、事業者のキャッシュレス化を促進する。ポイントカード会普及支援事業は、令和6年度にだいき基金を活用し導入したクラウドシステムを活用するもので、町内の経済活性化とDX化を一体的に進める。

雇用確保対策事業については、雇用確保の効率化を図るためデジタル技術を活用した求人求職マッチングシステムを構築することで課題解決を目指す。現在町内における人手不足は、業務の遅延や売上機会の損失といった大きな課題となっている。その一方で、短時間勤務を希望する子育て世代や、専門的なスキルを持つ高齢者など、柔軟な働き方を希望する住民も存在しており、潜在的な労働力を十分に活用できていないという課題もある。求人求職マッチングシステムを導入することにより人手不足に悩む事業者と多様な働き方を望む求職者をつなぎ、安心して柔軟な雇用就労ができる環境を整備する。

ECサイトでの販路拡大事業については、ポータルサイトの充実をはかることで、情報発信力と販売力を強化する。現在、各事業者が個別に運営しているECサイトを集約した屋久島町特産品ポータルサイトを令和5年度より運営しているが、サイトへの集客が課題となっている。アクセス数を増やすため、事業者や特産品を取り上げた記事の作成に加え広告配信を活用することで、横断的な供給体制の確立及び利益率の向上を図り、特産品のPR・販売に繋げる。

創業者への支援については、令和7年12月に国の認定を受けた創業支援等事業計画に基づき、創業者への支援を一層充実させる。商工会と連携し、創業予定者及び創業して3年以内の事業者を対象とした創業塾を開催する。創業塾では、事業計画の策定、資金調達、販路開拓、経営ノウハウの提供など、準備段階から事業の定着・成長に至るまで、切れ目のない支援を提供する。また、既存事業者への支援については、中小企業庁が設置する鹿児島県よろず支援拠点による「よろず相談会」を月に1度実施することで、中小事業者の経営相談に対応する。

「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」を活用した雇用機会拡充事業については、創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対する運営支援と町内の雇用機会を拡充する有効な事業として、制度周知を図るとともに費用対効果を検証しながら適切な執行管理を行う。

消費者トラブルへの対策については、相談件数が増加している返金詐欺やインターネット通販に関するトラブル等に対し、県消費生活相談センター・弁護士会・警察等の専門機関と連携し、相談体制を強化する。特に被害が拡大している若年層に向けては、成人式の機会を活用しパンフレット等の配布による啓発活動を行い、消費者トラブルの未然防止に努める。

・ 商工総務費（87,314千円）	
雇用機会拡充事業補助金	33,000千円
商工会助成金	4,518千円
商工業振興資金利子補給補助金	2,000千円
商工業販路拡大助成金	500千円
イベント運営費補助金	3,800千円
商工業安定資金貸付金	3,000千円
屋久杉加工協同組合運営資金貸付金	4,000千円
特産品ポータルサイト運営補助金	1,500千円
雇用確保対策事業委託料	9,130千円
・ 共同店舗施設管理費（16,172千円）	
光熱水費	10,308千円
修繕料	1,000千円
工事設計委託料	4,000千円
・ 特産品展示館管理費（1,491千円）	
光熱水費	617千円
修繕料	50千円
電力量計取替等業務委託	70千円
空調設備購入費	450千円

（5）労働諸費

失業者の生活の安定と早期就労を支援するため月2回の資格認定業務を行い、受給者の資格認定業務求職申込みの受付、求人票の整理を行い早期就労を支援する。

雇用保険の受給資格取得（初回認定）等、所要の事務処理について、ハローワーク熊毛と連携し受給者のニーズに沿ったより効率的な取次業務を行う。

- ・ 労働諸費（20 千円）

【 建設課 】

令和 8 年度建設課関係事業計画は、「屋久島町第二次振興計画」基本構想を最上位計画とした、「町地域強靱化計画」及び「町公共施設等総合管理計画」の位置付けの下、生活基盤施設及び産業基盤施設関係の「各施設長寿命化修繕計画」等との整合を図りながら、一体的な交通環境づくりと災害に強いまちづくりを進め、住民の財産と安全を守るため各施策を推進する。

1. 農業農村整備事業経費

農業生産力の向上に向けて、農道、農業水利施設等の点検とそれを踏まえた効果的な長寿命化や円滑な更新を促進するため、県営事業負担金を支出し農業生産の向上に努める。

・ 県営中山間地域総合整備事業負担金（屋久）	18,750千円
・ 県営農地整備事業負担金（第二屋久島）	10,258千円
・ 県営農地整備事業負担金（第三屋久島）	4,849千円
・ 県営水利施設整備事業負担金（屋久島南部）	14,920千円
・ 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（中間）	12,800千円
・ 県営農業水路等長寿命化・防災減災事業負担金（第一永田）	4,000千円

2. 農業施設整備経費

農業の基盤である農道等の整備・維持補修等に努める。また、屋久島土地改良区に補助金を支出し団体運営の支援を図る。

・ 施設修繕料	1,500千円
・ 農道台帳統合業務委託	5,000千円
・ 重機借上料（タイヤショベル・バックホウ）	490千円
・ 農道等危険箇所整備工事	5,000千円
・ 屋久島土地改良区運営費補助金	15,500千円
・ 屋久島土地改良区畑総償還助成金	6,120千円

3. 林道施設整備経費

林道は、森林の適正な整備及び保全を図り、効率的かつ安定的な林業経営を確立するために必要不可欠な施設であるため、適切に管理し整備・維持補修に努める。

・ 施設修繕料	1,200千円
・ 屋久島北部線用地測量業務委託	2,000千円
・ 林道改良事業（東部 1 号線）測量設計業務委託	12,000千円
・ 林道改良事業（一湊線）測量設計業務委託	8,000千円
・ 林道口永良部線測量設計業務委託	5,000千円
・ 県単林道改良事業（前嶽線）測量設計業務委託	6,500千円
・ 維持管理業務委託（屋久島南部線）	1,650千円
・ 重機借上料（タイヤショベル・バックホウ）	400千円
・ 県単林道整備工事（前嶽線）	5,400千円

・土地購入費（北部線）	2,000千円
・立木補償	1,499千円

4. 漁港維持経費

漁船の安全係留及び漁業の基盤整備を充実するため、漁港施設の機能保全と維持補修に努める。また県営事業に負担金を支出し事業の推進を図る。

・施設修繕料	1,500千円
・県営漁港整備事業負担金（口永良部漁港 農村漁村、離岸堤）	12,750千円
・県営漁港整備事業負担金（口永良部漁港 県単・道路）	2,000千円

5. 水産基盤機能保全事業経費

水産基盤機能保全事業による栗生漁港B護岸新設工事を進める。

・栗生漁港B護岸鋼矢板改良工事	100,000千円
-----------------	-----------

6. 土木総務経費

町内の景観及び住環境の向上並びに安心安全を確保するため、危険家屋撤去の支援を図る。

・危険家屋解体撤去補助金	2,000千円
--------------	---------

7. 道路維持経費

町道等の安全な通行を確保するため、年中の維持・補修・美化に努めるとともに、年次計画による道路整備を図る。また各地区等からの改善要望に対し緊急度・重要度に応じて年次計画的な対応を図る。

・施設修繕料	5,000千円
・町道維持管理業務委託（管理公社）	9,330千円
・町道維持管理業務委託（口永良部島）	7,268千円
・町道維持管理業務委託（荒川・淀川）	1,000千円
・重機借上料（タイヤショベル・バックホウ）	400千円
・重機リース料（タイヤショベル・バックホウ）	6,000千円
・集落内道路整備工事（全域）	5,000千円
・道路整備工事（恵比須通線）	21,000千円
・尾之間道路整備工事	30,000千円
・町内危険箇所整備工事	5,000千円
・道路環境整備工事（荒川・淀川 だいすき基金事業）	20,000千円
・町内舗装補修工事（全域）	5,000千円
・工事材料費	1,885千円
・小型バックホウ購入（特定離島）	5,500千円

8. 社会資本整備総合交付金事業経費

地域住民の利便性及び安全性を高めるため、地域にとって真に必要な社会基盤の整備を進める。

・竹山線道路改良工事	65,000千円
・中通線舗装補修工事	70,000千円
・鯛之川線道路改良工事	20,000千円

9. 道路メンテナンス事業経費

道路橋りょう長寿命化修繕計画に沿った橋りょう補修事業を進める。

・永田中央線土面歩道橋設計業務委託	2,000千円
・橋梁長寿命化点検業務委託（26橋）	15,000千円
・一湊海岸線橋梁補修工事（湊橋）	32,000千円
・永田中央線橋梁補修工事（土面橋）	38,000千円
・安房主要幹線橋梁補修工事（安房3号橋）	15,000千円

10. 河川総務経費

河川の氾濫や土砂災害の未然防止に努め、住民の生命財産を守り、安全安心な生活を確保するとともに、自然環境に配慮した河川施設整備に努める。

・施設修繕費	1,500千円
・水門等管理委託（4河川13箇所）	1,473千円
・重機借上料（タイヤショベル・バックホウ）	240千円

11. 港湾管理経費

港湾施設の機能保全と維持補修に努める。また本町海上交通の要である宮之浦港・安房港の整備を促進するため、県営事業負担金を支出し港湾施設の整備を進める。

・施設修繕費	500千円
・県営港湾事業負担金	
宮之浦港（統合補助・補修）	5,800千円
宮之浦港（防災安全）	27,000千円
安房港（防災安全）	15,000千円
栗生港（海岸メンテナンス）	1,290千円

12. 都市計画総務経費

社会・経済構造の変化等に対応し、持続可能で災害に強いまちづくりを実現するため令和10年度の都市計画決定を目指す。また良好な都市環境の形成や住民に安らぎと安心を与えるため、街路の整備・維持に努める。

・都市計画マスタープラン作成業務委託	2,233千円
・立地適正化計画作成業務委託	14,223千円
・宅地耐震化推進事業変動予測調査業務委託	4,884千円

・宮之浦街路灯設備工事	5,000千円
・県営街路事業負担金 (宮之浦中央通線ふれあいとゆとりの道づくり事業)	2,000千円

13. 町営住宅事業経費

公営住宅等長寿命化計画に基づき、町営住宅の維持・保全と計画的な修繕に努め、公営住宅の効率的かつ円滑な維持管理を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげる。

・施設修繕料	13,186千円
・深川団地防水外壁改修工事（1・3号棟）	75,000千円
・深川団地玄関ドア取替工事（4・5号棟）外	21,660千円
・修繕用原材料費	2,832千円

【 地域住民課 】

地域住民課は、宮之浦、安房、尾之間、栗生、永田、口永良部島の6出張所で構成され、通常の窓口業務において多くの個人情報を取り扱う機会が多いことから、職員一人ひとりが個人情報保護の認識を持ち情報漏洩のないよう業務を行う。

町民の生活に密着した幅広い住民ニーズに対応し、法律に基づいた厳正な本人確認や審査を行い、住民異動届や戸籍届の受付、税関係の証明書発行、各課からの依頼に基づく申請受付の受領、町税や使用料等の収納業務等において公平、公正、適切に行い、関係する各課と連携し丁寧かつ迅速な住民サービスの提供に努める。また、マイナンバーカードの申請・発行や臨時運行許可申請に係るナンバープレートの貸出、離島割引カードの新規・更新、船員法に基づく船員手帳の発行等の業務についても引き続き適切に行う。

総合センターの管理は宮之浦・安房各出張所で清掃業務員（会計年度任用職員／各1名）を雇用し、施設の維持管理を行い、随時施設の修繕等を行うなど、当該施設の保全・維持を図る。

宮之浦、安房、尾之間出張所の警備体制については、機械警備による夜間、閉庁日の管理業務を行う。

令和8年度の歳入・歳出は次のとおりである。

【歳入】

総務手数料

総合センター使用料	360 千円
行政財産占有料	942 千円
船員法事務手数料	1 千円

雑入

コピー複写代	100 千円
--------	--------

【歳出】

宮之浦出張所費	73,188 千円
尾之間出張所費	5,526 千円
安房出張所費	635 千円
栗生出張所費	169 千円
永田出張所費	4,119 千円
口永良部出張所費	1,039 千円
総合センター管理費	17,067 千円
離島開発総合センター	(9,973 千円)
安房総合センター	(7,094 千円)

【 会計課 】

地方自治法の規定により予算の調製及び執行、財産の取得・管理及び処分等の事務は町長が処理し、現金・物品等の出納及び保管、並びに決算の調製等の会計事務は会計管理者が処理することになっている。これは、予算執行等の事務とこれに伴う現金及び物品等の出納・保管管理事務を分離し町長と会計管理者が相互に牽制をしつつ一定の秩序をもってその機能を果たすことにより会計事務の公正を確保しようとするものである。

今後も町の財政及び事務事業の健全化及び効率化を図るよう努めていく。

1 会計事務について

- ・現金の出納及び保管
- ・現金の記録・管理
- ・調定伝票及び収入に関する確認
- ・支出負担行為及び支出に関する確認
- ・決算を調製

2 指定金融機関及び収納代理金融機関について

- ・指定金融機関 種子屋久農業協同組合
- ・収納代理金融機関 株式会社 鹿児島銀行
株式会社 南日本銀行
株式会社 ゆうちょ銀行
九州信用漁業協同組合連合会

3 資金管理について

毎月、各課・事務局から歳入歳出予定表を提出してもらい、翌月の歳入及び歳出を把握することで計画的な財政運営に努める。

4 例月出納検査について

地方自治法第235条の2に基づき実施される監査委員による例月出納検査を受けるため検査調書を作成し、通帳・証書の残高（現金残高）と会計処理済み台帳の確認及び伝票審査を行う。

5 基金の運用について

地方自治法第241条第2項に基づき、基金を管理する関係課と協議を図りながら、確実かつ効率的な運用を図っていく。

6 手数料について

指定金融機関及び収納代理金融機関において、システム維持更新や人材確保及び育成等に伴う各種手数料の増額が予想されることや、これまで無料で

利用できていた口座振替等のデータ伝送中継サービスが令和9年度から有料になるなど、今後は収納事務手数料の支出が増えることから、金融機関や他市町と協議しながら経費削減に繋がる事務を検討したい。

●手数料 公金振替手数料 14,255 千円

【 議会事務局 】

議会事務局は、地方自治法第138条第2項により設置され、本町における行財政全般に係る意思決定機関である議会の機能が十分に発揮できるよう、各種法令及び会議規則を遵守した議会運営に関する事務、議員共済事務等の議会に関する全ての事務を総務課及び鹿児島県町村議会議長会と連携を図り運営する。

令和8年度の事業計画は、例年どおり定例会及び臨時会の開催、常任委員会及び特別委員会の運営等のほか、郡議長会研修、議員大会等へ参加する予定である。

また、住民の意見を議会運営に反映し、議会機能の活性化を図るため、議会基本条例に定められた、「町民との意見交換会」を開催する。

開かれた議会を目指し、住民に向けた「議会だより」を年4回発行し積極的な情報発信を図る。

1 議会等の開催について

(1) 定例会・臨時会の開催

条例・規則に基づいて、3月、6月、9月、12月の計4回の定例会を開催する。

事務局においては、議事日程作成などの議会運営に係る事務や一般質問の集約、請願・陳情整理表の作成、常任委員会審査に係る諸事務処理を行う。

臨時会については、必要があるとき特定の事件に限り、その事件を審議するために招集する。

●主な主出（費用弁償） 出会旅費 320 千円

(2) 議会運営委員会（7名）の開催

議会を円滑かつ効率的に運営するための委員会であり、定例会においては、開会日の5日前までに、臨時会においては、必要に応じて開会前までに開催する。

●主な経費（費用弁償） 出会旅費 51 千円

(3) 常任委員会について

屋久島町議会は、委員会主義を採用しており、本会議において付託を受けた案件についての議案や請願・陳情について調査、審査を行うため、総務文教常任委員会（7名）と産業厚生常任委員会（7名）の常任委員会を設置している。

令和8年度は、2年に1度の所管事務調査の年であり、各常任委員会で視察先を決定後、補正予算を計上予定としている。

(4) 特別委員会について

前年度の各会計歳入歳出決算が、例年9月議会において提出されるため、決算審査特別委員会（7名）を設置し、審査を行い、12月議会において、審査決果を報告する。

屋久島町交通対策特別委員会（8名）については、令和7年度は、鹿児島県議会議長に対し、屋久島空港滑走路延長事業の早期完成に関する要望書を提出し、

意見交換を行った。令和7年10月改選後、第4回定例会にて、新たに島内交通の課題も含めて協議していく、屋久島町交通対策調査特別委員会（13名）が設置された。引き続き、船会社や鹿児島県及び国を対象に調査することに加えて、島内の交通に関する課題解決に向けて協議していく。

また、令和8年第1回定例会において、屋久島町介護（高齢者・障がい者等）対策特別委員会（7名）を設置し、屋久島町の介護・福祉分野における課題の調査・研究を行う予定としている。

(5) 広報委員会について

議会の公開原則及び議会活動の周知のため、議会広報委員会（4名）を設置し、定例会ごとに議会だよりを発行している。

広報委員会の運営に要する費用は、議員からの会費により支出しているが、印刷製本費については、単価見積りにより随意契約を行い支出している。広報委員は、本年度も県町村議会議長会主催の広報研修に参加し、議会だより製作についての技術習得に努める。

●主な支出（印刷製本費）議会だより発行×4回	1,053千円
（費用弁償）広報委員研修	124千円

(6) 全員協議会について

議会の円滑な運営のための意見調整や、提出される議案についての事前調整、事務事業等の進捗状況の把握・情報共有のため、全員協議会を開催する。出会費用については、出来るだけ他の会議と併せて開催することとし、支出の削減を図る。

●主な支出（費用弁償）出会旅費	76千円
-----------------	------

(7) 議員報酬等について

議員報酬については、毎月22日を基準に支給する。

●主な支出（報酬）	39,780千円
（期末手当）	11,852千円
（共済組合負担金）	9,793千円

(8) タブレットについて

令和6年12月議会定例会よりタブレットの運用を開始した。議会や各会議で活用することで、ペーパーレス化に取り組んでいる。

●システム利用料	726千円
----------	-------

2 鹿児島県町村議会議長会について

鹿児島県町村議会議長会は、県下24の町村議会で組織され、事務局を自治会館内に設置し、研修会の企画、適正な議会事務処理のための調査・研究、町村の懸案事項解決のための相談受入れ、市町村非常勤職員公務災害補償・新団体補償制度に関する事務を行っている。

●主な支出（負担金・補助及び交付金）	
--------------------	--

・ 県町村議長会負担金	1,299 千円
・ 県離島振興議長会負担金	50 千円
・ 全国離島振興議長会負担金	50 千円
(費用弁償)	
・ 全国議長会・県議長会・離島議長会関係	414 千円
・ 議員研修会	434 千円
・ 議長、副議長研修 (全国・県)	302 千円
(普通旅費：事務局分)	
・ 県議長会、離島議長会関係	151 千円
・ 事務局長研修	31 千円
・ 職員研修	124 千円

3 熊毛郡町議会議長会について

熊毛郡内3町（中種子町・南種子町・屋久島町）議会の情報共有や連絡協調を図り、議会の円滑な運営と各町の振興発展に寄与することを目的に活動する。

令和8年度は、屋久島町が事務局を務める。

●主な支出（負担金・補助及び交付金）郡議長会負担金	58 千円
(費用弁償) 臨時総会	31 千円
(普通旅費：事務局分) 定期・臨時総会	74 千円

4 種子島屋久島議会議員大会について

1市3町が抱える当面の諸課題等の共有と、その対応を審議するため毎年開催している。

大会で採択された事項については、県議会や県関係機関及び国関係機関に対して要請活動を実施する。

なお、令和8年度は、大会事務局が南種子町で、大会開催地については鹿児島市を予定している。

●主な支出（費用弁償）県、国要望活動	151 千円
(普通旅費：事務局分) 県、国要望活動	151 千円

5 会議録の調製について

会議録は、定例会及び臨時会における本会議の音声データ反復及び50部の印刷製本を委託する。契約については、1時間当たりの単価による競争見積もりにより決定する。

定例会における委員会記録については、音声認識システムによる変換及び事務局職員の修正によって作成し、各常任委員長の確認のうえ、事務局において保管する。

- 主な支出（委託料）議事録作成委託 858 千円
- 6 議長及び議会選出議員の公務費用
必要に応じて、関東屋久島会、熊毛植樹祭等へ出席する。
- 主な支出（費用弁償） 120 千円
- 7 町民との意見交換会（旧議会報告会）について
町民に対し、議会の説明責任を果たすとともに、広く町民の意見を吸い上げ、議会運営の充実を図るため、町民との意見交換会を行う。
- 主な支出（費用弁償） 30 千円
（使用料及び賃借料）公民館使用料 21 千円
- 8 音響・映像機器について
議場及び委員会室の音響・映像機器について、保守点検等を実施する。
- 主な支出（委託料）議場・委員会室機器保守委託 1,309 千円
音声認識システム利用料 1,056 千円

【 選挙管理委員会 】

選挙の適切な管理執行を基本とし、以下のとおり計画している。

1 選挙管理委員会

以下の業務に係る執行経費として、7,549千円を予算計上している。

- (1) 定例会の開催（毎月1回）

委員報酬	委員長	月額	44,600円
	委員（3名）	月額	31,600円
- (2) 臨時会の開催（選挙時等必要に応じて開催）
- (3) 選挙人名簿の定時登録事務 年4回（6月・9月・12月・3月）
- (4) 選挙人名簿の選挙時登録事務（選挙ごと）
- (5) 検察審査員候補者の選定事務 毎年1回（9月）
- (6) 裁判員候補者の選定事務 毎年1回（9月）
- (7) 鹿児島県選挙管理委員会連合会総会・研修会、選管連熊毛支会総会（5月開催予定）、選管連熊毛支会委員・職員研修会（開催時期未定）等への参加
- (8) その他報告関係事務等

2 選挙啓発

以下の業務に係る執行経費として、409千円を予算計上している。

- (1) 町明るい選挙推進協議会総会の開催（5月開催予定）
- (2) 県明るい選挙推進協議会熊毛支会総会への参加（5月開催予定：鹿児島市）
- (3) 明推協熊毛支会指導者研修会への参加（11月開催予定：西之表市）
- (4) 選挙啓発活動
常時啓発活動として、申請のあった小・中・高校への出前授業（主権者教育）や、中学校生徒会役員選挙（10月予定）に投票記載台と投票箱の貸出し、「二十歳の集い」参加者へのリーフレット配布などを実施している。
- (5) 選挙啓発冊子「しろばら」の全戸配布（1月実施予定）

3 鹿児島県議会議員選挙

令和9年4月2日告示、4月11日選挙期日予定の鹿児島県議会議員選挙に係る準備経費として、2,016千円を予算計上している。

【 監査委員事務局 】

監査委員の業務については、町の財政に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行について、各法令の規定に基づき監査・検査・審査を行い、その結果、必要があるときは意見を添えて報告及び公表することになっている。

監査委員事務局は、監査委員の業務が、円滑かつ適正に行われるよう、情報の提供、資料の収集、助言等、補助・補佐する機関として設置されているところである。

本町における財政状況は、更に厳しい状況に推移していくことが予測されており、その状況の健全化を図るためには、歳入面にあつては、確実な自主財源の確保、歳出面にあつては、徹底した無駄の排除、経費の削減に努めるべきであり、このことは職員各位が認識し、不断の努力が必要であると、これまでの監査等の都度報告してきたところである。

したがって、その取組を促す監査効果を発揮するため、各種テーマの随時監査で補完を予定し、本町の財務に関する事務の執行が地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に則って行われているかどうか特に意を用い、監査等を行うことに必要な業務経費及び事務局の運営経費を予算計上している。

なお、それぞれの監査等においては、過去に実施した同様の監査等において指摘した点や、意見を付した件についての改善・検討状況等のフォローアップを併せて行うことで、監査委員による監査等が一過性のものに終わることなく、町の財政及び事務事業の健全化に資するよう努めていく。

1 監査委員について

監査委員は屋久島町監査委員条例第2条の規定により2名が選出されている。識見を有する者から選任される委員は、平成23年12月26日に選任され、令和5年12月26日から4期目の任期に入っている（1期4年）。議会議員から選出される監査委員は、令和7年10月1日に選出されている。

報酬については、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、月額報酬を支給する。

識見監査委員	令和5年12月26日～令和9年12月25日
議選監査委員	令和7年10月1日～令和11年9月30日

●主な支出（監査委員報酬）×2名 1,317千円

2 例月出納検査について

地方自治法第235条の2第1項の規定により、検査基準日を前月末とする例月出納検査を原則毎月10日に実施する。

検査の方法としては、通帳・証書残高（現金残高）と会計処理済台帳並びに監査委員が指定する検査調書との照合を行う。併せて財務に関する事務の適法性・効率性の検証を行うため伝票（歳出伝票、流用伝票、調定伝票等）の審査を実施する。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 32千円

3 定期監査について

地方自治法第199条第4項及び屋久島町監査委員条例第4条に規定する定期監査として、令和8年9月末を基準とする令和8年度一般会計及び特別会計の執行状況を始めとする財務に関する事務の執行及び経営に係る事務管理の監査を実施する。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 10千円

4 決算審査について

地方自治法第233条第2項及び屋久島町監査委員条例第9条の規定による令和7年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算、同法第241条第5項の規定による基金運用状況の審査とともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査、同法22条第1項による公営企業ごとの資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査を行う。

●主な支出（費用弁償） 出会旅費 10千円

5 その他監査の実施について

地方自治法第199条第5項の規定に基づく随時監査として、貯蔵品監査を引続き実施するほか、監査委員が随時必要と認める監査（財政援助団体監査、工事監査、行政監査を含む）を実施する予定としている。

●主な支出（費用弁償）

随時監査（屋久島内）	11千円
（口永良部島）	26千円
（普通旅費：事務局分） 随時監査（口永良部島）	13千円

6 鹿児島県町村監査委員協議会会員としての活動

鹿児島県町村監査委員協議会は、県内の監査委員が会員となり構成されており、県内外での監査業務に係る情報提供はもとより、本町の監査業務に関する相談窓口にもなっている。当協議会が実施する調査への協力及び総会・研修会に参加する。

(1) 令和7年度監査活動に関する調査

(2) 監査委員・補助職員研修会の参加

令和8年7月開催予定

(3) 定期総会及び監査委員・補助職員研修会の参加

令和9年2月開催予定

●主な支出（費用弁償）	県監査協議会研修会	126千円
	（負担金） 県監査協議会	63千円
	（普通旅費：事務局分） 県監査協議会研修会	62千円

7 熊毛郡監査委員協議会会員としての活動

熊毛郡監査委員協議会は、熊毛郡内の監査委員で組織されており、熊毛管内の情勢に則した監査等実務の情報交換を行う組織となっている。

なお、本協議会の事務局については熊毛3町が2年ごとに受け持つことになっており、令和7～8年度は南種子町が事務局となっている。

(1) 定期総会

令和8年7月開催予定（県研修会に併せて開催）

(2) 研修会

年1回開催予定

●主な支出（費用弁償）	郡監査協議会研修会	63千円
	（負担金） 郡監査協議会	10千円
	（普通旅費：事務局分） 郡監査協議会研修会	31千円

【 屋久島町農業委員会 】

I. 事業方針

農業委員会組織は「農業委員会等に関する法律」の改正を踏まえ、従来からの法令業務に加えて、担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規就農や新規参入の促進といった「農地利用の最適化の推進」のための取り組みと目に見える成果が求められている。

また、令和4年5月の農業経営基盤強化促進法等の一部改正によって、将来目指すべき農地利用の姿を明確化させるための目標地図を含んだ「地域計画」の策定が法定化され、令和7年3月に屋久島町を6地区に分けた地域計画を策定した。今後は必要に応じて地域計画の見直しを行うとともに、これまで以上に地域農業者との関わりを深め、地域担い手への農地の集積・集約等、農地利用の最適化への重点活動が求められている。

本会ではこうした情勢を踏まえ、農業委員会活動の実践と農地行政の適正執行に取り組むため、以下のとおり事業推進を図っていく。

II. 事業計画

1. 会議の開催

(1) 農業委員会総会

農業委員会の基本的な案件及び農地法に基づく各種申請案件等を審議するため、毎月25日を基準に開催する（定例会は毎月1回）。

(2) 農地利用最適化推進会議

農地等の利用の最適化に関する業務を推進するため、農業委員と農地利用最適化推進委員の情報共有や各関係機関（県・県農業会議・県中間管理機構）との連携を図る。通常、熊毛1市3町合同で開催される（3年に1度は県内全域合同開催。次回令和9年度）。

(3) その他の会議

関係機関及び関係団体等との連絡調整を図るため、また各種業務研修のため諸会議へ参加。

全国農業委員会会長大会、鹿児島県農業会議総会、熊毛地区農業委員会連絡協議会 他

2. 法令業務関連

(1) 農地法等関連業務

①農地法に基づき適正な権利移動の許可や農地転用に係る意見を決定する。

②新規参入に係る農地の権利取得及び周辺農地との調和要件の確認を行う。また、法人にあっては、農地所有適格法人の資格要件の審査並びに毎年の事業報告等、

適正な指導を行う。

- ③遊休農地の発生防止・解消に向けた農地利用状況調査、農地利用意向調査の実施。
- ④農地中間管理機構との連携を強化し、農地中間管理事業の活用促進を行う。
- ⑤農地基本台帳（サポートシステム）の整備・管理。

（2）農地利用最適化推進業務

①担い手への農地集積・集約化

農業委員・農地利用最適化推進委員は、地域での話合いの場に積極的に参加し、戸別訪問やアンケート調査により意向把握を行い、担い手への農地集積・集約化を推進する。

②遊休農地の発生防止・解消

定期的な農地パトロールを行い、新たな遊休農地、無断転用の早期発見に努めるとともに、8～9月にかけて農地利用状況調査により全農地の調査を行い、適切な指導と対策を行い遊休農地の解消活動に取り組む。

③新規参入の促進

新規参入希望者へ支援策等の情報提供や農地のあっせんを行い、新規参入者の確保を図るとともに、参入後の相談・支援等を行う。

3. 地域計画策定に係る業務

令和7年3月に10年後の目標地図を含めた地域計画を策定した。今後は地域計画区域内の農地転用などは地域計画の見直しが必要となるため、農地転用計画者等への説明を行う。

また、地域計画における協議の場に農業委員と農地利用最適化推進委員が積極的に参加し、地域農業の在り方の明確化、担い手への農地の集積・集約化に向けた活動を行う。

4. その他業務

（1）農業者年金の加入推進

農業者年金制度の普及及び加入推進にあたっては、JAや農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携し、農業者の老後の生活安定のため周知に努める。

（2）全国農業新聞による情報提供

全国農業新聞及び農業図書の普及推進を行い、知識の充実・情報の提供を図るため購読普及に努める。

（3）広報誌等を活用した情報提供

農業委員会の活動状況、農地の賃借料情報等を町広報誌やホームページに掲載する。

（4）家族経営協定の締結促進

熊毛支庁屋久島事務所農林普及課と連携し、家族経営協定の普及に取り組む。

(5) 農業委員・農地利用最適化推進委員の改選

現在の農業委員・農地利用最適化推進委員の任期が令和8年7月19日までとなるため、改選事務を進める。農業委員における女性委員の割合を増やすよう国からの働きかけがあることから、女性委員の登用について積極的に推進する。

【 教育総務課 】

< 基本方針 >

本町教育振興基本計画の基本目標である【夢と希望に満ちた未来を創造する屋久島の人づくり ～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会～】を目指し、「第4期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権教育・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりで満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』『地域とともにある学校運営の推進』『家庭教育支援の推進』『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

教育行政の責任執行機関である教育委員会と、その構成員である教育委員が地域住民の意思を反映し、その期待に応え、自らの責任を十分に果たせられるよう、引き続き自己研鑽に努める。

また、町長と教育委員会が、円滑に意思疎通を図り、本町教育の課題及び目指す姿等を共有しながら、同じ方向性のもと、連携して効果的に教育行政を推進していくことを目的としている、屋久島町総合教育会議に積極的に参加する。

学校教育においては、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成することを通して、「自分のふるさとを大切にし、ふるさとで生きる子供」、「知識だけでなく知恵を身に付けた子供」、「人権感覚と自尊感情を持った子供」、「危機管理ができる子供」、「人生設計ができる子供」を育て、発達の段階に応じた選択や判断ができ、持続可能な社会の創り手となる人づくりに努める。

学習指導要領の着実な実施に努め、「個に応じた指導」の充実を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善を進め、子供たちに「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力」を育む。

障害のある児童生徒や教育上特別な配慮を必要とする児童生徒に対して、学校全体で支援する体制の充実を図る。

また、関係機関などとの円滑な連携・協力を図りながら、児童生徒の実態や児童生徒と保護者の意向やニーズなどを踏まえた計画的・継続的な支援に努める。

また、世界自然遺産の島ならではの「屋久島型E S D（持続発展教育）」を継続しながらSDGs目標等に発展させる取り組みを進め、さらに子供たちが安心・安全に学べるように、いじめ防止対策や不登校対策を強化する。

そのため、各種研修会を実施し教職員の資質向上を図り、「子供の姿に結果を出す」教職員を育成するとともに、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域とともにある活力ある学校づくりを推進する。学校づくりには、引き続き学校における働き方改革を進め、安全・安心な学習環境づくりに努め、老朽化した学校施設機能の改善や長寿命化を図る。

また、国の学校施設のICT環境整備方針等を踏まえ、学校におけるICT環境の整備と積極的な活用を進める。

学校給食においては、安心・安全な食の提供を実施するために最大の注意を払いながら、心身ともに成長発達段階にある子供たちに栄養バランスのとれた給食を提供し、健康の増進体位の向上を図るとともに、食に関する正しい理解と望ましい習慣を養い、心豊かな学

校生活と食育の推進を図る。

また、今後施設の老朽化に加え、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少、調理員等の人材確保が懸念されることから、現在ある学校給食施設の再編を含め、新学校給食センターを建設することを目的に基本計画を作成し、協議検討を進める。

主な事務事業は次のとおり。

1 教育委員会費（予算額 1,909千円）

定例並びに臨時教育委員会において、本町教育行政の諸計画・施策等の策定、関係機関施設の管理運営等についての議決をはじめ、当面する教育課題等についての協議、情報提供及び意見交換並びに学校訪問や行事参観等を通して本町教育行政の推進に資するとともに、「屋久島町教育大綱」に沿った町長部局との連携により教育行政の充実を図る。

さらに学校経営説明会及び報告会を開催し、学校長から直接学校経営や概況について説明を受け、学校の経営状況等を把握する。

また、地域住民の意思を反映し、その期待に応えるための自らの責任を十分果たせるよう、研修会等へ積極的に参加し、教育委員としての資質の向上を図る。

- ・教育委員報酬 1,517千円
- ・委員会費用弁償及び旅費 392千円

2 事務局費（予算額 115,744千円）

(1) 教育支援委員会

特別な支援が必要な幼児及び児童生徒に対し、適正な就学判断と継続支援を行うため、教育支援委員会を年3回開催する。

- ・事業費【歳出】 152千円（報酬78千円・費用弁償74千円）

(2) 地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガードリーダー配置事業）

スクールガードリーダーを北部地区1名、南部地区1名を配置し、子供の登下校時や学校等の巡回による防犯対策を行う。また、スクールガード（安全ボランティア）との連携や指導等を通して、その取組を支援する。

- ・事業費【歳入】 457千円（県補助金 地域ぐるみ学校安全体制推進事業）
- ・事業費【歳出】 687千円（報償費673千円・消耗品費12千円・保険料2千円）

(3) スクールカウンセラー（SC）及びスクールソーシャルワーカー（SSW）の配置・派遣

SCは、学校における児童生徒の心のケア、教職員・保護者の相談等に対応するため、専門的な立場からの指導・助言を行う。SSWは、問題行動等に対応する校内支援体制の構築や支援の在り方のアドバイス、関係機関等との連携強化を図る。

- ・事業費【歳出】 1,328千円（報償費1,000千円・費用弁償328千円）

(4) いじめ問題防止対策

いじめ防止等に関する機関及び団体の連携、いじめ防止の実効的対策、重大事態発生時における対処を図る。

(5) 小中学校情報教育環境整備（教職員校務用端末機）

学校教職員の業務効率化のための全校全教職員向け校務用パソコン機器のリース経費。

- ・事業費【歳出】 9,165千円（使用料及び賃借料）

(6) ネットワーク機器等保守業務

校内ネットワークは校務の重要な基盤であることから、ネットワークの不都合や障害に対する復旧及び点検を行う。

・事業費【歳出】 1,584千円（委託料）

3 教育振興経費（予算額 269,953千円）

(1) 外国青年招致事業（英語助手）

プログラムコーディネーターとして外国青年等4名を任用し、小学校英語教科に対応し国際性豊かな児童生徒の育成のための国際理解、異文化理解学習の推進に努めるとともに、小学校及び中学校における外国語授業会話の補助、教員に対する現職研修への協力等を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図る。

・事業費【歳出】 7,770千円（4人報酬6,300千円・共済費1,315千円・費用弁償155千円）
254千円（ALT公用車経費120千円・国際化協会負担金134千円）

(2) 学校用務員の配置

学校の環境の整備並びにその他学校が必要な用務に従事する学校用務員11名を配置する。

・事業費【歳出】 36,062千円（10人 報酬21,519千円・手当等8,339千円
共済費4,825千円費用弁償1,379千円）
5,087千円（1人 公共施設管理公社委託料）

(3) 特別支援教育支援事業

小・中学校において教育上特別の支援を必要とする児童生徒（広汎性発達障害、知的障害、自閉症、情緒障害、LD、ADHD等の疑いのある児童生徒）、肢体不自由児童に対して、学校生活の介助及び学習活動上のサポート等適切な教育を行うため、11校2施設に合計25名（内1名は中種子特別支援学校高等部屋久島支援室、施設は北部及び南部教育支援センター）の支援員を配置する。

・事業費【歳出】 63,710千円（報酬35,610千円・手当等15,054千円
共済費10,603千円・費用弁償2,443千円）
・配置校等 宮浦小・一湊小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小
中央中・岳南中・安房中・中種子特別支援学校高等部
北部及び南部教育支援センター

(4) 学校司書補の配置

学校図書等の整理、児童生徒への対応、図書室環境整備、利用統計、読書啓発活動等の学習支援のため、学校司書補4名を配置する。

・事業費【歳出】 12,928千円（報酬7,426千円・手当等2,878千円・共済費2,180千円
費用弁償444千円）

(5) 部活動指導員派遣事業

専門的な技術指導力を備えた地域の指導者を3中学校の5運動・1文化部活動に派遣し、競技の技術向上を図り、部活動を支援するとともに、教員の負担軽減に繋げる。

・事業費【歳入】 2,240千円（県補助金 部活動指導員派遣推進費）
・事業費【歳出】 3,374千円（報酬3,360千円・役務費14千円）

(6) 教職員健康診断・教職員ストレスチェック診断事業

学校保健法及び労働安全衛生法に基づき、学校教育の円滑な実施に資するため、教職員の健康診断及びストレスチェックを実施し、治療の勧告やその他保健上必要な助言を行い、健康管理と保健指導に努める。

・事業費【歳出】 1,250千円（役務費747千円・健診検査委託料503千円）

(7) スクールバス委託事業及び高校通学バス委託事業

遠距離通学をしている児童生徒及び高校生の交通の安全確保を図るため、スクールバス等の運行に必要な事業を実施する。

- ・事業費【歳出】 102,796千円
 - ・南部小中学校通学バス委託料 35,921千円
 - ・北部小中学校通学バス委託料 31,647千円
 - ・屋久島高校通学バス委託料 35,228千円

(8) 自然体験学習事業

郷土教育の視点から、児童生徒が郷土の自然に対する体験的な学習を通して、郷土についての理解を深め郷土愛と自然を守る豊かな心を育むことを目的に、教育環境の整備や実践活動の推進を図る。

(9) 山海留学事業

地元児童と留学児童の相互作用により教育効果の向上と振興を期し、あわせて校区の活性化と発展を図るため、永田小（かめんこ留学）、栗生小（まんてん留学）、八幡小（じょうもん留学）、一湊小（黒潮留学）、金岳小中（南海ひょうたん島留学）において山海留学事業を実施する。

- ・事業費【歳入】 3,840千円（国補助金 離島活性化交付金）
- ・事業費【歳入】 1,575千円（県補助金 特定離島ふるさとおこし推進事業費）
- ・事業費【歳出】 16,835千円
 - ・南海ひょうたん島留学委託料 1,920千円
 - ・かめんこ留学委託料 2,400千円
 - ・まんてん留学委託料 2,160千円
 - ・じょうもん留学委託料 3,120千円
 - ・屋久島黒潮留学委託料 5,280千円
 - ・山海留学実施委員会運営委託料 1,000千円（5地区）
 - ・その他山海留学事務費 955千円（報償費・旅費・需用費
印刷製本費・役務費）

(10) 特別支援学校在籍児童生徒教育扶助事業

本町の児童生徒が島外の特別支援学校等に在籍したとき、保護者の定期的訪問に必要な旅費の一部を扶助することにより、対象世帯の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳出】 332千円（扶助費）

(11) ESD（持続発展教育）推進事業

世界自然遺産や伝統文化等を素材とした学習を通して、体験活動と地域の人とのつながりから「学び、考え、行動する力」と「自尊感情」を高めることを目的として、屋久島らしい特色ある教育を推進する。

- ・事業費【歳出】 205千円（印刷製本費100千円・講師謝金105千円）

(12) 統合型校務支援システム運用事業

令和2年度に導入した校務支援システムの安定稼働により、教職員に係る事務負担を軽減し働き方改革の推進に努め、さらに教育委員会及び各学校間の連携充実を図る。

- ・事業費【歳出】 3,246千円（使用料及び賃借料）

(13) 離島高校生修学支援金交付事業

へき地教育振興法等に基づき、離島高校生修学支援費が設けられたことに伴い、高校が設置されていない金岳中学校卒業者の高校進学（2名）に対する保護者の負担軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 455千円（国補助金 離島高校生修学支援費）
- ・事業費【歳出】 912千円（補助金）

(14) 教育支援センター事業

不登校の状態にある児童及び生徒を対象として、北部・南部地区にそれぞれ1箇所教育支援センターを設置し、児童・生徒の自立を促し集団生活への適応力の向上を図り、在籍する学校への復帰を支援する。

- ・事業費【歳出】 500千円（人件費を除く維持経費）

(15) 学校災害共済事業

全児童生徒等が学校管理下での不慮の事故等による怪我や疾病に備え、災害共済給付制度に加入する。

- ・事業費【歳入】 1,361千円（保護者負担金461千円・スポーツ振興センター給付金900千円）
- ・事業費【歳出】 1,835千円（スポーツ振興センター負担金935千円・保護者給付費900千円）

4 教職員住宅事業費（予算額 6,665千円）

小・中学校に勤務する教職員が安心して職務に専念できるように、教職員住宅の住居環境の整備を図る。また、教職員住宅の修繕等を行う。

- ・事業費【歳入】 23,136千円（教職員住宅貸付収入）
- ・事業費【歳出】 5,700千円（修繕料）

5 小学校学校管理費（学校配分予算額 18,833千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各小学校へ管理費を配分する。

6 小学校学校管理費（事務局費予算額 63,208千円）

(1) 就学時健康診断事業

学校保健法に基づき、就学前の健康診断を通して、健康で安心して就学するための手立てとして必要な助言・指導の機会とする。

- ・事業費 197千円（報償費186千円・費用弁償11千円）

(2) 児童各種健康診断事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

- ・事業費【歳入】 49千円（国補助金 心臓検診費）
- ・事業費【歳出】 3,029千円
 - ・学校医・歯科医・薬剤師報酬 1,751千円
 - ・眼科検診委託料 391千円
 - ・心臓検診委託料 166千円
 - ・耳鼻咽喉科検診委託料 391千円
 - ・尿検査委託料 330千円

(3) 小学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

- ・事業費【歳出】 25,580千円
 - ・教材、備品購入費 9,230千円

・施設修繕費	5,000千円
・小学校トイレ様式化工事	2,000千円
・小学校校舎証明LED球取替工事	7,550千円
・各種解体工事	1,800千円

7 小学校教育振興費（学校配分予算額 860千円）

特別支援学級を設置している学校への支援を通し、支援の必要な児童一人一人のニーズに応じてきめ細やかな特別支援教育を推進する。

- ・特別支援学級設置校 宮浦小・一湊小・小瀬田小・栗生小・八幡小・神山小・安房小

8 小学校教育振興費（事務局費予算額 13,784千円）

(1) 遠距離通学支援

遠距離通学をしている栗生小児童の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

- ・事業費【歳出】 275千円（役務費）

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する児童及び要保護準要保護児童の保護者の経済的負担の軽減を図り、義務教育の円滑な実施に資する。

- ・事業費【歳入】 443千円（国補助金 特別支援就学奨励費）
- ・事業費【歳出】 3,311千円
 - ・学用品費等 2,669千円
 - ・医療費 200千円
 - ・特別支援教育 442千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常生活で直接経験できない自然や異文化に触れることで、広く豊かな心の醸成を育み、集団生活の楽しさや学校における教育活動をさらに充実させるとともに、保護者の経済的負担の軽減を図る。

- ・事業費【歳入】 781千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）
- ・事業費【歳出】 2,990千円

(4) 小中学校情報教育環境整備

小学校の情報教育のための児童用ICT機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 4,289千円

9 中学校学校管理費（学校配分予算額 10,278千円）

学校の円滑な運営及び活力ある学校の創造的経営を図るため、各中学校へ管理費を配分する。

10 中学校学校管理費（事務局費予算額 55,078千円）

(1) 生徒各種健康検診事業

学校保健法に基づき、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱により、児童の健康診断を実施し、心身の健全な発達や健康の保持増進に努め、学校教育の充実を図る。

- ・事業費【歳入】 64千円（国補助金 心臓検診費）
- ・事業費【歳出】 1,539千円
 - ・学校医・歯科医・薬剤師報酬 847千円
 - ・眼科検診委託料 138千円

・心臓検診委託料	242千円
・尿検査委託料	174千円
・耳鼻咽喉科検診委託料	138千円

(2) 中学校施設等整備事業

学校施設等の老朽化に対処するため、補修及び改修等を行い、児童が安心して学ぶための施設整備を図るとともに、学校教材、学校備品の充実を図り、教育環境の充実に努める。

・事業費【歳出】	37,380千円
・教材・備品購入費	4,580千円
・施設修繕費	2,000千円
・安房中体育館床改修工事設計	1,000千円
・金岳中家庭科室解体工事設計	800千円
・中学校校舎照明LED改修工事	9,000千円
・安房中学校体育館床改修工事	20,000千円

11 中学校教育振興費（学校配分予算額 340千円）

特別支援学級設置校に対し支援することで、生徒一人一人が自己の存在感を認識するとともに相互の存在価値を認め合う、心身ともにたくましい生徒の育成に努める。

- ・特別支援学級設置校 中央中・岳南中・安房中

12 中学校教育振興費（事務局費予算額 17,205千円）

(1) 遠距離通学支援

教育支援センターに通所している生徒の安全確保を図るため、バス定期券の交付を行う。

・事業費【歳出】	55千円（役務費）
----------	-----------

(2) 特別支援教育就学奨励費及び就学援助事業

特別支援学級に在籍する生徒及び要保護準要保護生徒の保護者の経済的負担を軽減するため援助することにより義務教育の円滑な実施に資する。

・事業費【歳入】	180千円（国補助金 特別支援就学奨励費）
・事業費【歳出】	3,696千円
・学用品費等	3,264千円
・医療費	100千円
・特別支援教育	332千円

(3) 高度へき地修学旅行費補助事業

日常の生活で直接経験できない自然や文化に触れ、広く豊かな経験をして学校における教育活動を充実・発展させるとともに集団生活の楽しさを味わわせる。また、保護者の経済的負担の軽減を図る。

・事業費【歳入】	1,122千円（国補助金 高度へき地修学旅行費）
・事業費【歳出】	5,916千円

(4) 中学校体育連盟補助及び県体等出場補助事業

中学校体育連盟主催の大会及び県体育大会等に出場する生徒に対し、競技力の向上・体力の向上及び心身の調和的発達を図るため参加補助を行う。

・事業費【歳出】	4,069千円
・中学校体育連盟補助	1,000千円

- ・県体等出場補助 3,069千円

(5) 小中学校情報教育環境整備

中学校の情報教育のための生徒用ICT機器のリース経費

- ・事業費【歳出】 1,709千円

13 幼稚園費（予算額 19,070千円）

幼児の発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園教育の充実を図る。また、平日に加え長期休暇期間についても預かり保育を実施し、保護者の就労、子育て支援の拡充拡大を図る。

- ・事業費【歳入】 479千円（預かり保育料）
- ・事業費【歳出】 3,149千円
 - ・学校歯科医、薬剤師報酬 146千円
 - ・園児預かり保育指導員報酬 1,983千円
 - ・教材、管理備品購入費 310千円
 - ・幼児教育無償化副食費免除負担金 197千円
 - ・管理費（人件費を除く） 513千円

14 学校給食費（予算額 202,823千円）

(1) 給食実施体制

各調理場においては、栄養教諭の指導のもと、調理員は毎日行うミーティングで作業手順等の共通理解と連携を図りながら安心・安全な給食づくりに努め、調理場において調理員や配送員が不足する事態が生じるときは、人員の確保や調理場間での応援調整を行い業務に支障が生じない体制を整備する。

また、金岳小中学校共同調理場の体制整備のため、会計年度任用職員の栄養士を引き続き配置する（常勤地は学校給食センター）。

- ・事業費【歳出】 95,980千円
 - ・給食調理業務人員等の配置 95,980千円
学校給食センター11人、東部調理場8人、西部調理場6人、金岳調理場3人
（各調理場調理員、事務兼配送員、臨時・代替等含む）

(2) 学校給食運営委員会等の開催

学校給食の円滑な運営を推進し給食の資質向上を図るため、調理場ごとに学校給食運営委員会を開催し、給食の実施計画や給食費会計等の審議を行う。

また、各学校の給食担当者を交えた給食担当者会や、栄養教諭による給食業務合同打合せ会を開催し、意見交換をしながらより効果的な給食の提供に努める。

- ・事業費【歳出】 101千円
 - ・学校給食運営委員会（調理場ごとに開催）年1回 79千円
 - ・学校給食担当者会（学期ごとに開催）年3回 11千円
 - ・給食業務合同打合せ会（学期ごとに開催）年3回 11千円

(3) 献立及び調理【学校給食事業の維持経費等】

食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、子供たちの食生活の乱れや肥満増加、過度の痩身などの問題が指摘される中、不足しがちな栄養素の摂取を補助し、栄養バランスのとれた望ましい食習慣を支援するとともに献立表、食育だより等を発行し家庭や地域へ向け、食に関する情報を発信する。

また、調理従事者の衛生管理を徹底し、食材と作業手順の確認を十分に行うとともに、

食物アレルギーに対応するため、対象者への除去食等の調理手順等についても再確認し、安心・安全な給食の提供に努める。

製パン工場での共同パン加工については、給食センターはもとより東部及び西部調理場の献立に合わせたパンの提供に努める。

・事業費【歳入】	1,320千円（パン米飯加工収入）
・事業費【歳出】	19,093千円
・給食センター	9,362千円
・東部調理場	4,223千円
・西部調理場	4,218千円
・金岳調理場	1,290千円

(4) 衛生管理

近年の食中毒は、ウイルス性のものが多く季節を選ばず発生する状況にあるため、学校給食衛生管理基準を遵守し調理作業等を徹底するとともに、各種研修会等にも積極的に参加し調理従事者の資質向上に努める。

また、年間を通して調理場内の細菌検査や害虫等の駆除を行うとともに、調理従事者の健康診断等を行い、食中毒の発生防止と健康管理に努める。

・事業費【歳出】	3,021千円
・給食センター関係衛生研修会等	276千円
・便細菌検査（検便）毎月2回実施	544千円
・調理従事者健康診断（年1回）	314千円
・衛生保守管理業務委託	1,887千円

細菌検査年11回及び定期防除年3回

(5) 給食費補助金

子供たちの健全育成と子育て支援を推進するため、児童生徒を対象に給食費の完全無償化を実施し、保護者負担軽減を図る。

・事業費【歳入】	33,976千円（給食費負担軽減交付金）
・事業費【歳出】	57,826千円
給食費月額	小学生 5,500円、中学生 6,700円

(6) 児童生徒の食に関する指導推進

日常生活における食事について、正しい理解と望ましい食習慣を身につけ、食を通じて食文化や地域を理解することができる生きた教材として活用されるよう各種の資料提供に努める。

また、栄養教諭による学校訪問指導や給食週間での各学校の活動と連携した取り組みを行い、献立表や給食便り等により保護者へ食に対する啓発に努める。

(7) 施設・設備等の整備

給食施設及び設備並びに給食配送車の経年劣化による修繕や調理機器、配送車等の更新を行い、施設内の衛生管理と作業効率の向上を図るとともに、安心安全な給食を提供するための整備を行う。

・事業費【歳出】	8,100千円
・学校給食センター配送車 1台	8,100千円

(8) 地産地消の取組

新鮮で安全安心な食材として地元産の農林水産物を活用し、地域の生産者や関係機関と連携し地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、食育の推進と地産地消に取り組む。

(9) 学校給食センター整備基本計画作成

今後施設の老朽化に加え、少子高齢化に伴う児童生徒数の減少、調理員等の人材確保が懸念されることから、現在ある学校給食施設の再編を含め、新学校給食センターを建設することを目的に基本計画を作成し、協議検討を進めていく。

【 社会教育課 】

< 基本方針 >

本町教育振興計画の基本目標である【夢と希望に満ちた未来を創造する屋久島の人づくり～誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会～】を目指し、「第4期屋久島町教育振興基本計画」に基づく諸施策を展開する。

人権・同和教育・道徳教育に基づいた『思いやりに満ちた豊かな心と健康な体を育む教育』を基盤としながら、『自然と歴史と人に学ぶ教育活動の推進』、『地域とともにある学校運営の推進』『家庭教育支援の推進』、『自ら学び・共に高め合い・広め合う生涯学習の推進』に努める。

社会教育では、町民一人一人が生涯にわたって自己の目標や理想の実現に向かって学び続けることができ、また、繋がりや支え合いなど、豊かに生活するための地域社会づくりや絆づくりを目指し学習機会の情報提供や指導者の育成・確保、社会教育施設の維持など生涯学習の基盤づくりに努める。

町立図書室の図書館システムの運用や移動図書車を活用し、町民の読書意欲の向上に繋げるとともに図書室の生涯学習拠点化を継続して進める。

また、体験を主とした青少年団体の活動、成人団体や文化団体の自主的活動、各地域における特色ある公民館活動等、それぞれの課題点も見いだしながら情報提供等に努め好事例活動として町内に拡充し、生涯学習の推進に努める。

なお、スポーツ・レクリエーション事業及び文化事業では、各種大会等の実施や、町民活躍の場、町民融和の場、町民が楽しめる場の構築やその支援に取り組む。

文化財事業では、郷土に残る貴重な文化財の適切な管理に努め、町民の関心に応える活用のための事業を進め、埋蔵文化財を初めとする開発事業等との協議や調査など年次的な取組によりその調整を図る。

1 社会教育総務費（予算額 57,521千円）

(1) 社会教育諸条件の整備、充実

社会教育諸条件の整備と活用の充実を図る。

・事業費 3,924千円（歳入：コピー複写代 1千円）

- ・社会教育指導員の配置（給料 1,847千円 手当保険 1,586千円 費用弁償 108千円）
- ・社会教育委員会議の開催（報酬 98千円 費用弁償 26千円）
- ・社会教育委員の県・地区研修会への参加（費用弁償 74千円）
- ・青少年育成町民会議(青少年問題協議会)の開催（報酬 98千円 費用弁償 26千円）
- ・社会教育関係職員の研修 *令和8年度は南種子町開催（旅費 61千円）
- ・町報を活用した「教育委員会だより」の紙面充実

(2) 人権同和教育の促進

同和問題をはじめとする様々な人権課題についての研修に取り組み、差別を許さない気風を構築し、誰もが大事にされる信頼と融和のある住みよい社会づくりを目指す。

・事業費 71千円

- ・町人権教育研修会の開催
- ・地区人権教育ブロック別指導者研修会への派遣（旅費 31千円）

- ・人権教育指導者の育成、資質向上とその活用【地域、学校等】（費用弁償 40千円）
- ・社会教育職員の研修
- ・社会教育関係団体等での学習会の充実【家庭教育学級、成人学級等】
- ・学校や関係機関との連携による人権教育の推進【人権の花運動】

2 生涯学習推進費（予算額 1,516千円）

生涯学習社会に対応した町民の多様なニーズに応える学習機会を提供するなど、家庭や地域の教育機能の活性化を図るための諸施策の展開に努め、生涯学習の基盤づくりを進める。

- ・事業費 1,516千円
 - ・生涯学習講座【3講座】の開設（謝金 90千円 消耗品費 15千円）
 - ・社会教育関係団体指導者研修会（PTA・子ども会指導者）への派遣（費用弁償 128千円）
 - ・生涯学習大会の開催（委託料他 1,147千円）
 - ・「ありがとう」のはがき事業の実施（審査経費他 136千円）
 - ・生涯学習県民大学講座【人権教育（子育て、SNS等）】

3 社会教育活動費（予算額 7,544千円）

(1) 地域学校協働活動（学校応援団）の充実

家庭・地域・学校・各種団体との連携と協働による社会教育の充実を図り、地域人材の活用による学校教育活動に対する支援や、青少年団体活動や地域活動への相互支援、コミュニティ・スクールの充実に努める。

- ・事業費 1,129千円
 - ・推進体制の整備、地域学校協働活動実行委員会の開催（費用弁償 30千円）
 - ・地域学校協働活動（学校応援団事業）の実施（補助金 60千円）
 - ・かごしまCS・地域学校協働活動研修会（旅費等 31千円）
 - ・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）（謝金 1,008千円）

(2) 幼児期の教育支援

児童演劇公演の実施と幼児学級への適切な支援や助言を図る。

- ・事業費 3,105千円
 - ・永田幼児学級の育成と支援（補助金 2,200千円 その他 25千円）
 - ・児童演劇公演「町子ども劇場」の実施（委託料 800千円 車両借上料 80千円）

(3) 幼児期及び小・中学校期の家庭教育の充実

幼児期及び小中学校期の家庭教育については、各学校の家庭教育学級開設の支援を図り、保護者並びに教育関係者への研修会等を企画するなど家庭教育力の向上に繋げ、地域ぐるみで家庭教育を支援する環境づくりを図る。

- ・事業費 474千円
 - ・家庭教育学級の開設【16学級】（補助金 400千円）
 - ・各家庭における「さわやかあいさつ」運動への取り組み推進
 - ・家庭教育支援員養成研修会への派遣（費用弁償 43千円）
 - ・県家庭教育学級研修会への派遣（旅費 31千円）

(4) 青少年教育の充実

世界自然遺産の島「屋久島」を認識し、郷土に誇りと感動を覚えながら、自立自興

の気概に富む青少年育成に努める。また、社会教育関係団体が行う活動の助言や支援を図り、積極的な研修会や各種事業等への参加を促進する。

- ・ **事業費 1,106千円**
 - ・ 青少年健全育成ポスター、標語コンクールの開催 (事業費 91千円)
 - ・ 屋久島ジュニア検定の実施 (事業費 140千円)
 - ・ 町子ども会育成連絡協議会の支援 (補助金 640千円)
 - ・ 子ども会口永良部島交流促進事業の支援 (補助金 85千円)
 - ・ 高校生クラブ「ぽんだま」の育成、支援 (補助金 150千円)
 - ・ ジュニアリーダー(高校生クラブ)交流大会、地区ジュニアリーダー養成研修への派遣
 - ・ 地区青年団体指導者研修会への派遣と町内青年団体への助言
 - ・ 「さわやかあいさつ」運動の推進【青少年健全育成ポスター・標語コンクールと連携】

(5) 成人教育の充実

成人学級や成人団体への適切な助言、指導と支援を図る。

- ・ **事業費 1,390千円**
 - ・ 「ふるさとを想う二十歳の集い」の開催 (事業費 460千円)
 - ・ 町女性団体の支援 (補助金 550千円)
 - ・ 町PTA連絡協議会の支援 (補助金 290千円)
 - ・ 町校外生活指導連絡協議会の支援 (補助金 90千円)
 - ・ 「さわやかあいさつ」運動推進

4 公民館費(予算額 56,539千円)

(1) 地域住民の学習への取り組みや地域の問題解決に向けた公民館活動を積極的に支援する。

- ・ **事業費 440千円**
 - ・ 町公民館連絡協議会の支援 (補助金 260千円)
 - ・ 地区自治公民館経営研修会、館長等研修会への参加促進
 - ・ 地域ぐるみの「さわやかあいさつ」運動の推進
 - ・ 地区公民館活動の支援
 - ・ 地区公民館等講座の開設【6講座】 (謝金 180千円)
 - ・ 地域と学校との連携(地域学校協働活動)促進

(2) 地区公民館等の維持管理

生涯学習や地域交流の拠点となる地区公民館等の維持管理と整備に努める。

- ・ **事業費 19,158千円(歳入：公民館使用料 150千円 行政財産占有料 135千円)**
 - ・ 公民館等施設の修繕料 (修繕料 2,000千円)
 - ・ 公民館等施設シロアリ駆除 (委託料 220千円)
 - ・ 各公民館消防設備点検等 (委託料 1,003千円)
 - ・ 施設の管理運営(各集落公民館等施設：指定管理) (委託料 12,957千円)
 - ・ " (尾之間中央公民館) (消耗品費 180千円)
 - ・ 尾之間中央公民館電気代等 (光熱水費 1,148千円)
 - ・ 尾之間中央公民館浄化槽管理 (委託料 150千円)
 - ・ 各地区公民館等空調機更新 (備品購入費 1,500千円)

(3) 地区公民館大規模改修工事

- ・事業費 36,800千円（歳入：社会資本整備総合交付金 18,400千円）
 - ・中間公民館 (工事請負費 34,000千円)
 - ・小島観光農林漁業経営管理施設 (設計委託料 2,800千円)

5 図書館費（予算額 21,902千円）

図書室の整備や蔵書の充実により、生涯学習の拠点施設としての利用者拡大を図るとともに、巡回図書車「しゃくなげ2号」を効率的に運行し、広く町民の読書習慣の形成に努める。

また、地域や学校との連携、読み聞かせグループ等を積極的に支援し、子どもの読書活動の推進を図る。

図書館システムの運用により、蔵書の貸出返却・予約・検索などの作業の効率化が図られていることから、引き続き町図書室・学校図書室が一体となり、町民の読書意欲向上に努める。

- ・事業費 20,669千円
 - ・図書室警備システム委託（2室） (委託料 264千円)
 - ・図書館システム保守（3施設） (委託料 866千円)
 - ・図書館システム関係消耗品（バーコードシール他） (消耗品費 60千円)
 - ・図書室職員の研修と図書室間の連携 5名 (報酬 7,475千円)
 - (手当等 2,922千円)
 - (共済費 2,076千円)
 - (費用弁償 537千円)
 - ・巡回図書、巡回文庫の実施等 1名 (給料 2,399千円)
 - (手当等 1,225千円)
 - (共済費 1,185千円)
 - ・図書室蔵書の充実（蔵書・新聞紙・定期購読雑誌） (消耗品費 1,510千円)
 - ・ブックスタート事業の実施【町部局との連携】 (消耗品費 130千円)
 - ・親子読書会、「子ども読書の日大会」の実施 (消耗品費 20千円)
 - ・読書グループや学校司書との連携
 - ・読書活動ボランティアの登録・活用
 - ・「子どもといっしょに読書の日」や「読書週間」の啓発と「1日20分読書」運動の推進
 - ・口永良部島での巡回図書の拡充及びおはなし会の実施

6 保健体育総務費（予算額 14,615千円）

(1) 推進体制の充実

スポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、スポーツ推進委員をはじめとするスポーツ指導者やスポーツ協会を主としたスポーツ団体の育成に努める。

- ・事業費 848千円（歳入：広報誌等広告料 5千円）
 - ・スポーツ推進委員会議の開催と町内活動促進 (報酬 588千円 費用弁償 48千円)
 - ・地区スポーツ推進委員研修への参加 (R8年度屋久島町開催)
 - ・県スポーツ推進委員研修会（マスゲーム）研究大会への参加 (費用弁償 186千円)
 - ・マスゲーム講習、町民歌体操普及啓発活動 (費用弁償 26千円)

(2) コミュニティスポーツの振興

町民の運動能力の向上を図り、健康・体力づくりはもとより、地域の活性化や生き

がづくりをめざしたコミュニティスポーツの振興に努める。

- ・事業費 2,770千円
・総合型地域スポーツクラブの育成・支援 (補助金 2,770千円)

(3) 団体スポーツ等活動場所の提供

年間又は学期間において定期的に利用を希望する団体について、学校教育に支障のない範囲で学校体育館等施設を開放し、町民の利用に資する。

- ・事業費 639千円 (歳入：開放体育館使用料 365千円)
・学校体育施設開放事業の実施【17団体9校】 (謝金 639千円)
・ニュースポーツの普及、備品貸出し

(4) 団体の育成充実

中核団体への適切な助言、指導と支援を図る。

- ・事業費 8,058千円
・町スポーツ協会の運営補助 (補助金 7,000千円)
・熊毛地区スポーツ協会活動支援 (負担金 328千円)
・町スポーツ少年団の育成と支援 (補助金 730千円)

(5) 各種大会の開催と支援

各種スポーツイベントの開催により、町民の親睦・融和・健康増進を図り、日常のスポーツ活動を充実させる。

- ・事業費 913千円
・町民体育祭、町駅伝競走大会等の開催 (事業費 913千円)
・スポーツ少年団大会、各種競技大会の支援

(6) 各種大会への参加

町民の意識高揚とチーム力、競技力向上を図るため、各種大会への積極的な参加を進める。

- ・事業費 1,320千円
・県民スポーツ大会熊毛地区大会への出場及び運営 (負担金 328千円)
・各種競技の県大会出場支援
・熊毛地区市町対抗駅伝競走大会への出場及び運営
・県下一周駅伝競走大会及び地区対抗女子駅伝競走大会の選手強化と出場補助 (負担金 992千円)

7 体育施設費 (予算額 31,143千円)

生涯スポーツを推進するため、安心・安全に利用できる体育館、グラウンド等身近なスポーツ、レクリエーション施設の維持管理に努める。

- ・事業費 31,143千円 (歳入：保健体育施設使用料 1,386千円 行政財産占用料 43千円 社会保険料 1,423千円 雇用保険料 82千円)
・健康の森陸上競技場、宮之浦陸上競技場等の維持管理会計年度任用職員 5名 (報酬 10,535千円 手当等 3,780千円) (共済費 4,282千円 費用弁償 542千円)

- ・各体育施設の維持管理 (消耗品費 593千円 光熱水費 5,479千円)
 (修繕料 700千円 燃料費 630千円)
 (通信運搬費 272千円 手数料 887千円)
 (使用賃借料 552千円 委託料 2,759千円)
 (原材料費 50千円 負担金 82千円)

8 文化総務費（予算額 1,091千円）

芸術文化に対する関心を高めるため、文化協会や文化関係団体の育成に努め、文化祭等の各種文化事業を支援するとともに、地域に根ざした文化活動の拠点づくりを進める。

- ・事業費 1,000千円 (補助金 1,000千円)
 - ・町文化協会の育成と活動支援
 - ・町文化協会団体や文化団体自主事業への助言と後援
 - ・文化芸術による子どもの育成事業の活用促進
 - ・シドッチ上陸記念祭への支援
 - ・民俗芸能保存会、文化団体への補助事業等情報提供

9 文化財保護費（予算額 12,325千円）

(1) 文化財推進体制の確立

文化財保護法に基づく町内指定文化財等の管理体制を確立し、必要に応じて町文化財保護審議会が町教育委員会事務局及び文化財保有者、管理団体等への指導と助言を行う。

- ・事業費 208千円
 - ・町文化財保護審議会【資料館運営委員会】の開催【年3回】
 (報酬 74千円 費用弁償 15千円)
 - ・地区文化財保護審議会委員等研修会の開催 (R8年度屋久島町開催)
 - ・文化財行政関係職員の研修等 (旅費 119千円)
 - ・その他一般事務

(2) 文化財の調査

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の適切な保存のため、必要な調査事業を行う。

- ・事業費 661千円
 - ・湯向集落遺跡発掘調査事業（整理作業）
 (印刷製本費 500千円)
 (使用料 96千円)
 (通信運搬費 65千円)

(3) 文化財の保存・活用

町内の貴重な建造物や埋蔵文化財、天然記念物等の文化財の保存活用のため必要な管理を行う。また、無形文化財等の保存のため適切な支援や助言を図る。

- ・事業費 2,400千円 (歳入：地域振興事業 800千円)
 - ・町内指定文化財の清掃業務 7箇所 (委託料 700千円)
 - ・宮之浦川橋記録保存業務 (委託料 1,300千円)
 - ・無形民俗文化財補助 (補助金 100千円)

・閲覧PC購入

(備品購入費 300千円)

(4) 歴史民俗資料館の充実

歴史民俗資料の整理、記録に努め、郷土教育の拠点施設としての展示内容の工夫を図り、町民の利用を促進するとともに、文化財愛護思想の高揚と郷土愛の醸成に努める。

・事業費 7,804千円 (歳入：歴民館入館料 144千円 書籍売払収入 33千円)

- ・資料館の運営と収蔵資料の適正管理と整理 2名 (報酬 3,199千円)
(手当 1,373千円)
(共済費 1,774千円)
(費用弁償 355千円)
- ・施設の利用促進と展示内容の充実 (消耗品費 100千円)
(印刷製本費 200千円)
- ・教育普及活動(資料館活動)の実施 (謝金 21千円)
- ・平内民具倉庫収蔵品の管理と保存 1名 (報酬 343千円)
(費用弁償 15千円)
(光熱水費 24千円)
- ・燻蒸業務 (委託料 400千円)

【 上水道事業 】

水道は、町民生活及び町内経済に欠かせない最も重要な生活インフラであるから、使用者の皆様へ安全かつ良質な、安心して使用することのできる水を安定的に供給するため、水源及び浄水場等施設の維持管理、水質検査、老朽化した施設・設備の修繕、改修、更新に努める。

また、水道事業の持続可能な展開のため、事業経費を随時見直すとともに収入確保に努め、水道事業財政の健全化を図る。

【予算書に関する補足説明】

(1) 給水収益

人口減少等の影響に鑑み、前年度比1%減を見込んだ。

なお、令和7年度、国の補正予算で計上され、本町へ配分された重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰の影響を受けている本町生活者及び各事業者の経済負担軽減に資するため、令和8年度4月から9月までの6か月間、基本料金を免除する。

なお、当該基本料免除に対する交付金は、一般会計補助金として計上している。

また、水道料金収納率については99.5%を目指し、過年度の未収金についても臨戸徴収並びに給水停止措置の実施により徴収体制を強化する。

【収入】款：水道事業収益 項：営業収益 目：給水収益	
節：水道料金	268,425千円
収納率目標値：99.5% (267,082千円)	

(2) 一般会計補助金

地方公営企業における財政本旨は収益をもって支出を賄う独立採算が原則であるものの、本町水道事業は給水収益のみでは支出を賄いきれないため、不足する財源について一般会計補助金に頼っているところであるが、一般会計が負担すべきものとして総務省が毎年度示す繰出し基準に基づくものと、それ以外のいわゆる赤字補てんに分類される。その内訳は次のとおりである。

<収益的収支分>

【収入】款：水道事業収益 項：営業外収益 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	62,044千円
繰出し基準額 無償給水栓に対するもの	13,381,677円
企業債償還利子に対するもの	5,650,130円
職員の児童手当に対するもの	720,000円
重点支援地方創生臨時交付金分	42,292,800円

<資本的収支分>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：補助金 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	115,124千円
繰出し基準額 企業債償還元金に対するもの	86,050,540円
不足財源補填(赤字補てん)	29,073,460円

(3) 資本的支出における主な建設改良費

①長峰地区上水道施設整備事業（取水・導水施設耐震化）

<今年度事業内容：取水・導水施設実施設計>

【収入】款：水道事業資本的收入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	3,300千円
節：辺地対策事業債	3,300千円
【収入】款：水道事業資本的收入 項：補助金 目：国庫補助金	
節：国庫補助金（生活基盤耐震化等交付金）算定基礎額13,320千円×1/2	6,660千円

【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（委託費）	13,100千円
【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：備用品費	220千円
事業費計（全額国庫補助対象事業費）	
	13,320千円

②志戸子地区上水道施設整備事業（配水管路強靱化・水源及び浄水施設耐震化）

<今年度事業内容：給水切替>

【収入】款：水道事業資本的收入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	7,500千円
節：辺地対策事業債	7,500千円

【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	15,000千円
事業費計（全額単独事業費）	
	15,000千円

③吉田地区上水道施設整備事業（配水管路強靱化・水源及び浄水施設耐震化）

<今度事業内容：配水管布設・給水管切替、取水・導水施設整備実施設計>

【収入】款：水道事業資本的收入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	46,400千円
節：辺地対策事業債	46,200千円
【収入】款：水道事業資本的收入 項：補助金 目：国庫補助金	
節：国庫補助金（生活基盤耐震化等交付金）算定基礎額123,060千円×1/2	61,530千円

【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	149,306千円
【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：給料・手当・法廷福利費	4,330千円
【支出】款：水道事業資本の支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：備用品費	660千円
事業費計	
	154,296千円

(国庫補助対象事業費)	(126,515千円)
(単独事業費)	(27,781千円)

④鯛之川浄水場水質計測設備更新事業

<今年度事業内容：濁度計・残留塩素計更新>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	8,700千円
節：辺地対策事業債	8,600千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	16,500千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：事務費	
節：給料・手当・法廷福利費	862千円
事業費計（全額単独事業費）	17,362千円

⑤栗生浄水場薬注設備・水質計測設備更新事業

<今年度事業内容：薬注設備・濁度計・残留塩素計更新>

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	2,500千円
節：辺地対策事業債	2,500千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（工事費）	5,000千円
事業費計（全額単独事業費）	5,000千円

⑦各浄水場電気・機械設備修繕

<今年度事業内容：各機器類更新>

【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：施設建設改良費	
節：建設改良費（更新・修繕整備）	12,000千円
事業費計（全額単独事業費）	12,000千円

⑧洗砂機・強力吸引車・ミニショベル購入

【収入】款：水道事業資本的収入 項：企業債 目：建設企業債	
節：水道事業債	46,000千円
【支出】款：水道事業資本的支出 項：建設改良費 目：営繕設備費	
節：有形固定資産購入費	46,000千円
事業費計（全額単独事業費）	46,000千円

上記のほか、通常の維持管理に加え、漏水補修や各施設の老朽設備修繕費等を計上しており、安心・安全・安定した飲料水の供給に努める。

【 農業集落排水事業 】

平成13年度の供用開始から26年目を迎える。平成26年度から平成28年度において機能強化対策工事を実施し、電気・機械設備の老朽化が改善され、原集落における衛生環境の向上に資している。

【予算書に関する補足説明】

(1) 農業集落排水施設使用料

人口減少等の影響に鑑み、前年度比10%減を見込んだ。

なお、収納率は99.5%を目指し、過年度の未収金についても臨戸徴収により徴収強化に努める。

【収入】款：農業集落排水事業収益 項：営業収益 目：農業集落排水施設使用料	
節：農業集落排水施設使用料	6,579千円
収納率目標値：99.5% (6,546千円)	

(2) 一般会計補助金

地方公営企業における財政本旨は収益をもって支出を賄う独立採算が原則であるものの、本町農業集落排水事業は収益のみでは支出を賄いきれないため、不足する財源について一般会計補助金に頼っているところであるが、一般会計が負担すべきものとして総務省が毎年度示す繰出し基準に基づくものと、それ以外のいわゆる赤字補てんに分類され、その内訳は次のとおりである。

<収益的収支分>

【収入】款：農業集落排水事業収益 項：営業外収益 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	8,241千円
繰出し基準額 高資本費対策経費に対するもの	8,224,938円
地方公営企業適用に要する経費に対するもの	16,310円

<資本的収支分>

【収入】款：農業集落排水事業資本的収入 項：補助金 目：他会計補助金	
節：一般会計補助金	27,898千円
繰出し基準額 地方公営企業適用に要する経費に対するもの	937,219円
不足財源補填（赤字補てん）	26,960,781円

(3) 資本的支出における建設改良費

【支出】款：農業集落排水事業資本的支出 項：建設改良費 目：建設改良費	
節：建設改良費 公共枘設置工事	700,000円
設備更新修繕工事	1,000,000円
事業費計（全額単独事業費）	1,700千円

上記のほか、通常の維持管理に加え、排水処理施設及びポンプ場の修繕費等を計上している。

【 国民健康保険事業 】

国民健康保険事業の安定的な運営と財政の健全化を図るため、令和8年度の屋久島町国民健康保険事業を以下のとおり実施する。

1 本町の概要

国民健康保険制度は、平成30年4月から国の財政支援を大幅に拡充し、都道府県が財政運営の責任主体となって国保運営の中心的な役割を担い、安定的な財政運営や効率的な事業運営を確保することにより、持続可能な医療保険制度の確立を図るべく改正がなされた。

市町村においては、引き続き保険者として資格管理、保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業など、地域における細やかな業務を担っている。

令和8年1月末現在の国民健康保険の加入世帯は2,182世帯（前年比93世帯減）、被保険者数は3,245人（前年比226人減）となっている。

令和6年度の一人あたりの医療費は484,418円であったが、令和7年度も、令和6年度同様に高い水準で推移している。要因として、社会保険への加入要件の拡大を受け、被保険者数が大幅に減少したものの、70歳以上の加入者割合が大きいことにより、一件あたりの医療費が大きいことが考えられる。

今後、県内保険料水準の統一が図られることや、令和8年度から始まる子ども子育て支援制度の導入に伴い、国保事業費納付金や、国民健康保険税の負担増により、将来的な国保財政は大変厳しい状況が考えられる。

このような状況を踏まえ、疾病の早期発見・早期治療等により医療費を抑制するため、特定健診受診勧奨の強化、生活習慣の改善や重複受診・重複服薬の減少に向けた保健指導の実施、また、国保事業の運営における適正な保険税を賦課・徴収する等、財政健全化に向けた取り組みを実施する。

2 財政運営の仕組み

国保制度改革により、都道府県は市町村ごとの国保事業費納付金額を決定するとともに、保険給付に必要な費用に充てるため、市町村に対して保険給付費等交付金（普通交付金）を交付し、国民健康保険財政の「入」と「出」を管理することとなった。

市町村は、都道府県単位の国保事業運営に必要な費用として、国保事業費納付金を納付することとなり、本町の令和8年度納付金は、417,476,175円（前年度比3,003,651円増）と算定された。増額の主な要因は、令和8年度より新設される子ども分納付金が8,708,631円であることと、被保険者数が減少したこと等により、他の納付金がそれぞれ減少となった推計に伴う算定であることがあげられる。

しかし、今後は県内保険料水準の統一が図られることから、長期的視点で安定的な財政運営が図られるよう保険税率改正を検討する。

(1) 保険給付費等交付金 (歳入) (普通交付金)	予算額	1,495,790 千円
(2) 保険給付費 (歳出) (普通交付金対象分)	予算額	1,495,790 千円
(3) 保険給付費 (歳出) (普通交付金対象分以外)	予算額	10,844 千円
(4) 国民健康保険事業費納付金 (歳出)	予算額	417,478 千円
(内訳) 医療給付費分		277,683 千円
後期高齢者支援金等分		97,113 千円
介護納付金分		33,973 千円
子ども分納付金分		8,709 千円 【新設】

3 保険税収納率向上対策の推進 予算額 1,108 千円

国保財政の維持・安定と被保険者の保険税負担の公平を図るため、収納率目標を県の国保運営方針のとおり、現年度 96.19%、滞納繰越分は 20.12%として収納対策の強化に努める。

また、県内保険料水準の統一に向けた対策として、国保税率改正についても検討する。

- ① 計画的に納税できるよう、滞納世帯に対する納税相談や指導等を実施する。
- ② 滞納世帯に関する調査を行い、滞納処分を含めた徴収強化を図る。
- ③ 高額滞納者や滞納状況の改善が見られない滞納者に対しては、納付勧奨通知、資格確認書の返還を求め、必要に応じて資格確認書（特別療養）への切替え等の措置をする。
- ④ 県が示す市町村標準保険料率を参考とし、国保税率試算システムを活用し、適正な税率について検討する。

4 医療費適正化対策の推進 予算額 6,279 千円

レセプト点検員の配置、医療費通知や差額通知等に加え、次の事業を実施して一層の効果促進を図る。

(1) 職員等の資質向上

県や国保連合会等が開催する研修会などへ積極的に参加し、自己研鑽を図る。

(2) 医療費分析等の調査研究の実施

- ① KDBシステムや新医療費分析システム等を活用し、医療費等データの調査分析により事業の効果や課題を検証する。
- ② ①による検証結果を各種事業で活用する。

(3)被保険者への指導

①医療費通知の実施：年2回

②広報活動の実施

- ・ 広報誌等による医療費の実態、健康づくり、ポリファーマシー（多剤服薬）等の周知
- ・ 傷病届出の励行

(4)保健指導等のデータ整備

保健指導等の実施のため、各種健診、訪問指導等のデータを整備する。

(5)ジェネリック医薬品の推進

医療費抑制を目的とするジェネリック医薬品の推進のため、年2回ジェネリック医療費差額通知を送付する。また、ジェネリック希望シールを配布し、周知を図る。

(6)重複服薬者等対策

重複・多剤服薬は、副作用等による薬物有害事象のリスクや医薬品の飲み残しによる残薬の増加に繋がる恐れがあることから、対象者に対し当該リスク等に関するお知らせとして年2回通知し、適正な受診・服薬に繋げる。

(7)柔道整復療養費の適正化

国保連合会への委託により、多部位・頻回・長期施術の対象者へ二次点検及び患者調査を実施し、適正な給付に努める。

(8)レセプト点検の充実・強化

レセプトに記載の診療内容等について算定基準等を基に誤りがないか点検を行う。また、資格誤りについても確認を行い、適正な医療費負担に努めるとともにレセプト点検による効果額・効果率の向上を図る。

【目標値】

年 度		資格点検	内容点検	計
令和8年度 (目 標)	効果率	0.20%	0.35%	0.55%
	効果額	700円	1,400円	2,100円

5 保険適用の適正化

国保事業運営の健全化を図るため、被保険者資格を的確に把握し、適正な資格管理に努める。また、不当利得の回収、第三者行為求償について方策を講じる。

- (1) 年金情報やオンライン資格確認システムからの被用者保険等の得喪情報を利用し、国保得喪手続の勧奨をする。また、職権による国保資格喪失処理が可能である場合は適切に対応する。
- (2) 居所不明者被保険者の実態を調査し、対象者は町民課へ職権消除を依頼する。
- (3) 国保資格管理を強化し、不当利得件数の減少を図る。不当利得となった保険給付については、確実に回収する。
- (4) レセプト、救急搬送、交通災害共済等の情報から、第三者行為に該当する事案を発見して求償を行う。

6 保健事業の推進

予算額 17,215 千円

(1) 特定健康診査

① 集団健診の実施

がん検診等と同時に実施することにより受診しやすい体制をつくり、相互に受診率向上を図る。

② 個別健診の実施

町内医療機関で個別に受診できる体制をつくる。また、生活習慣病等で通院している方については、情報提供により受診となるよう医療機関との連携を強化する。

③ 受診率向上に向けた取り組み

受診者に対するインセンティブの提供や、国保連合会が展開する特定健診受診率向上共同事業を活用して未受診者の特性に合わせた受診勧奨通知をすることにより、受診率向上を図る。

(2) 疾病予防に関する事業

30歳以上の国保加入者を対象に人間ドック受診に係る費用について補助し、疾病の早期発見と健康づくりを支援する。また、人間ドックの結果を特定健診結果として活用し、特定健診の受診率向上を図る。

(3) 各種保健指導の実施

特定健診の結果を基に対象者を抽出し、自身の健康状態を自覚して生活習慣改善のための自主的な取組を継続的にできるよう、様々な働きかけやアドバイスを実施する。また、必要に応じて適切に医療機関を受診するよう支援を行うため、次の事業を実施する。

- ①特定保健指導事業（一部業務委託により実施する。）
- ②重症化予防（受診勧奨）事業
- ③糖尿病重症化予防事業

(4) 特定健診・特定保健指導の目標値

【 特定健診 】

年 度	目標値	受診率（実績）	前年度比
令和2年度	50.0%	40.8%	△6.3%
令和3年度	50.0%	35.1%	△5.7%
令和4年度	50.0%	41.5%	6.4%
令和5年度	50.0%	38.7%	△2.8%
令和6年度	50.0%	42.7%—	4%
令和7年度	50.0%	—	—

【 特定保健指導 】

年 度	目標値	実施率（実績）	前年度比
令和2年度	33.0%	15.6%	△22.4%
令和3年度	40.0%	51.9%	36.3%
令和4年度	40.0%	42.5%	△9.4%
令和5年度	40.0%	34.5%	△8.0%
令和6年度	50.0%	21.6%	△12.9%
令和7年度	50.0%	—	—

7 国保制度に関する広報

被保険者はもとより、広く町民に対して国保制度、国保財政、医療費の実態、健康づくりなどを周知するため、広報誌等により情報を発信する。

8 国民健康保険事業の運営に関する協議会 予算額 163 千円

国民健康保険事業の運営に関し諮問される重要な事項について、協議会としての意見を国保事業に反映するため、必要に応じて開催する。委員は被保険者代表、保険医・保険薬剤師代表、公益代表、それぞれ4名ずつの計12名で構成され、任期は3年である。

令和8年度屋久島町国民健康保険職員研修計画

目的	県や国保連合会等が主催する研修会に積極的に参加し、制度に対する理解や各種システム操作等、業務に必要なスキルの習熟に努める。
研修会等	<p>国保データヘルスシステム等初任者説明会 (4月・8月 国保連合会)</p> <p>第三者行為求償事務担当職員研修会(初任者) (4月 国保連合会)</p> <p>国保実務担当者説明会 (5月 県国民健康保険課)</p> <p>国保事務初任者研修会 (5月 県国民健康保険課)</p> <p>国保総合システム等操作研修会 (6月 国保連合会)</p> <p>在宅保健師・看護師研修会 (6月 国保連合会)</p> <p>レセプト点検初任者・担当者研修会 (8月 県、国保連合会)</p> <p>特定健康診査・特定保健指導推進研修 (7月 県国民健康保険課)</p> <p>データヘルス推進研修会 (8月 国保連合会)</p> <p>第三者行為求償事務担当職員研修会 (9月 国保連合会)</p> <p>国保税込納担当課長及び担当者研修会 (8月 国保連合会)</p> <p>収納対策強化研修会 (9月 県国民健康保険課)</p> <p>特定健診受診向上共同事業に係る説明会 (9月 国保連合会)</p> <p>高齢者の保健事業・介護予防セミナー (10月 国保連合会・後期広域)</p> <p>電算共同処理担当者研修会 (10月 国保連合会)</p> <p>国保トップセミナー (11月 国保連合会)</p> <p>国保運営協議会長及び主管課長合同研修会 (11月 国保連合会)</p> <p>医療費適正化に係るブロック別研修会 (12月 国保連合会)</p> <p>診療報酬明細書点検調査に係る管理者研修会 (12月 県・国保連合会)</p> <p>熊毛地区協議会研修会 (年1回 熊毛地区協議会)</p>

【 介護保険事業 】

○介護保険事業（介護保険事業特別会計）

介護保険制度は、高齢者が介護を必要とする状態になってもできる限り自宅で自立した生活が営めるよう、社会全体で支える仕組みである。

本町の被保険者数と要介護認定者数の推移をみると、認定者数及び認定率ともにほぼ横ばい状態が継続していることから、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みによる効果が一定程度あったと考えられる。

本年度は、第9期介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）の最終年度に当たり、計画の基本目標である、①介護予防・健康づくりの推進、②高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、③地域包括ケアの体制づくりの推進と深化、④持続可能な介護保険事業の推進を掲げ、基本理念の「地域で支え合い、自立と生きがいを目指したまちづくり」実現のための施策の展開を図るとともに、次期計画に向けた調査結果内容や基礎資料等を活用し、統計データに基づく現状・動向の分析を行い、第10期介護保険事業計画の策定を行う。

1 介護予防・日常生活支援総合事業の推進と地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となり、介護需要の増大や担い手不足が現実の課題として顕在化する中、介護保険制度の持続可能性が強く求められていることを踏まえ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を行う。第9期介護保険事業計画に基づき介護予防のための活動を支援し、生活支援サービスの創出、充実、強化を行う。また生活支援コーディネーターの活動を活用し、集落・団体等と連携を図りながら、サロン活動助成事業や元気度アップ推進事業により、引き続き住民主体の多様な通いの場を創り、併せて元気高齢者を含めた地域ボランティアの養成を行い、取り組みを育成・支援しながら新たな社会参加を促すことにより、地域包括ケアシステムの深化・推進に努め、自立支援、介護予防・重度化防止への取り組みを推進する。

2 包括的支援事業の充実と高齢者を支える環境づくり

包括的支援事業では、引き続き南部及び北部の地域包括支援センターを拠点に推進していく。

集落環境の実情に応じた支援体制を創出するため、地域の集落高齢者支援会議により地域高齢者を支える環境づくりに努める。

町全体の課題を把握し問題解決をサポートするため、地域ケア会議を開催して具体的な取り組みを共有し、中でも高齢者を支える環境づくりのため、専門家、各方面関係者を集めた地域ケア個別会議により積極的な対応を展開する。

また、在宅医療・介護連携体制の強化を進め、入院医療から在宅医療介護サービスまで切れ目のない体制づくりを目指す。加えて、在宅での看取りの普及啓発を行うとともに、認知症初期集中支援チームの増員と認知症地域支援推進員の活動により認知症施策の推進を行う。さらに生活支援体制整備の観点から、生活支

援コーディネーターや、生活支援・介護予防サービスの基盤整備事業に向けての「協議体」とともに高齢者を支える地域づくりを進める。

《歳入》

1 介護保険料（第1号被保険者保険料）

第1号被保険者（65歳以上）で老齢基礎年金等年額180千円以上（月額15千円以上）の受給者は、特別徴収として各年金保険者が引き去り、年額180千円未満の方や資格取得後約6ヶ月未満者等は普通徴収により納付する。

第1号被保険者保険料	現年度分	特別徴収	237,685千円	普通徴収	24,822千円
	滞納繰越分	—	—	普通徴収	832千円

2 国庫支出金

(1) 国庫負担金

介護保険給付費のうち、国の負担は施設サービス分が15%、その他分が20%となる。

ア 介護給付費負担金

国庫負担金	介護給付費負担金	228,150千円	施設分15% その他20%
-------	----------	-----------	------------------

(2) 国庫補助金

調整交付金は、高齢化率、低所得者数等を勘案し交付される。

地域支援事業のうち総合事業分の補助率は20%、包括的支援事業・任意事業分が38.5%となっている。

保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金は、財政的インセンティブとして取り組み状況（指標）に応じ交付される。

国庫補助金	調整交付金	介護給付費分	100,502千円	8.0%
		地域支援事業費分	1,505千円	5%
	地域支援事業	総合事業分	6,020千円	20%
		総合事業以外の地域支援事業分	17,225千円	38.5%
	保険者機能強化推進交付金		2,385千円	
	介護保険保険者努力支援交付金		4,831千円	

3 支払基金交付金

介護給付費交付金は、第2号被保険者（40歳～65歳未満）の保険料から介護給付費の法定分27%が交付される。地域支援事業支援交付金は、総合事業の事業経費の法定分27%が交付される。

支払基金交付金	介護給付費交付金	339,195千円	27%
	地域支援事業支援交付金	8,127千円	

4 県支出金

(1) 県負担金

介護保険給付費のうち、県の負担は施設サービス分が 17.5%、その他分が 12.5%となっている。

ア 介護給付費負担金

県負担金	介護給付費負担金	180,141 千円	施設分 17.5% その他 12.5%
------	----------	------------	------------------------

(2) 県補助金

ア 地域支援事業交付金

地域支援事業の総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

県補助金・地域 支援事業交付金	総合事業分	3,762 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	8,612 千円	19.25%

5 一般会計繰入金

町負担分は介護保険給付費が 12.5%、地域支援事業は総合事業分が 12.5%、包括的支援事業・任意事業分が 19.25%となっている。

介護給付費繰入金		157,035 千円	12.5%
地域支援事業繰入金	総合事業分	3,762 千円	12.5%
	総合事業以外の地域支援事業分	8,612 千円	19.25%
低所得者保険料軽減繰入金（現年度分）		26,950 千円	

《歳 出》

1 総務費

本年度は、第 9 期介護保険事業計画（3 か年計画）実施の最終年度に当たる。計画に則り、持続可能な介護保険事業の推進のため、計画の進捗管理に努めるとともに、各介護サービス事業所のサービス提供状況及び今後の事業意向の集約、高齢者等実態調査の調査結果内容等を活用した現状・動向の分析や介護保険運営協議会等における意見の集約を行い、次期計画の策定を行う。介護認定審査会については月 2 回開催し、高齢者の介護状況の適正な把握に努める。また、包括的支援事業については、高齢者が安心・安全な生活環境を確保していくため、南部及び北部地域包括支援センターを中心として運営を行う。財政的には介護保険料の賦課・徴収により財源確保に努め、安定した事業運営を目指す。

2 介護給付費及び予防給付費

要介護（要支援）者と認定された方が利用したサービスに対する給付費である。要介護者に対する介護給付と要支援者に対する予防給付があり、在宅において提供される居宅（介護予防）サービス、住み慣れた地域で生活ができるよう地域に密着したサービスが提供される地域密着型（介護予防）サービス、介護保険施設入所者に提供される施設サービス等に分けられる。保険給付費は、介護保険料に

直接影響があることから、適正なサービス利用についての啓発・ケアプラン点検等による給付の適正化に努める。

(1) 介護サービス等諸費

- | | | |
|---|---|------------|
| ア | 居宅介護サービス給付費 | 435,000 千円 |
| | 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護等のサービスを提供する。 | |
| イ | 地域密着型介護サービス給付費 | 220,000 千円 |
| | 本町には、小規模多機能型居宅介護事業所・特定施設として「ひまわりのお家」、認知症対応型共同生活介護事業所として「グループホーム鶴と亀」、「グループホームこもれびの杜」、定員 18 人以下の小規模通所介護事業所として「ミニ・デイサービスほほ笑み」、「ミニ・デイ野の花」がある。 | |
| ウ | 施設介護サービス給付費 | 413,000 千円 |
| | 要介護者にのみ提供される施設サービスに関わるもので、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院が該当施設となる。本町には、特別養護老人ホームとして「縄文の郷」、「竜天園」の 2 箇所がある。 | |
| エ | 居宅介護福祉用具購入費 | 2,400 千円 |
| | 居住空間の行動をより簡便にするため補助具を交付し、在宅生活における自立を促す。 | |
| オ | 居宅介護住宅改修費 | 4,000 千円 |
| | 住宅を改修することにより、在宅生活の自立を促す。 | |
| カ | 居宅介護サービス計画給付費 | 64,000 千円 |
| | 居宅介護サービスを利用するにあたり、ケアマネジャーがサービス利用計画を作成する。 | |

(2) 介護予防サービス等諸費

要支援者に対する予防給付であり、詳細は前述した各給付費と同様である。

- | | | |
|---|------------------|-----------|
| ア | 介護予防サービス給付費 | 25,000 千円 |
| イ | 地域密着型介護予防サービス給付費 | 3,000 千円 |
| ウ | 介護予防福祉用具購入費 | 900 千円 |
| エ | 介護予防住宅改修費 | 3,000 千円 |
| オ | 介護予防サービス計画給付費 | 4,200 千円 |

(3) 高額介護サービス等費

介護サービス利用について、所得額に応じた段階ごとの負担限度額を設け、その限度額を超えた分の償還払いを行う。

- | | | |
|---|-------------|-----------|
| ア | 高額介護サービス費 | 22,000 千円 |
| イ | 高額介護予防サービス費 | 80 千円 |

(4) 特定入所者介護サービス等費

低所得者で施設入所（短期入所を含む）の際、自己負担となる食費・居住費について負担軽減を行う。

ア 特定入所者介護サービス費	52,000 千円
イ 特定入所者介護予防サービス費	200 千円

(5) 高額医療合算介護サービス等費

介護保険、医療保険、後期高齢者医療の利用者負担額を合算して、一定の基準額を超えた分の償還払いを行う。

ア 高額医療合算介護サービス費	6,000 千円
イ 高額医療合算介護予防サービス費	80 千円

3 地域支援事業

(1) 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

ア 介護予防・生活支援サービス事業費

(ア) 介護予防・生活支援サービス事業費 20,485 千円

総合事業サービスのうち、通所介護と訪問介護のサービス費

(イ) 介護予防ケアマネジメント事業費 7,965 千円

総合事業利用者に対するケアマネジメントに要する経費

イ 一般介護予防事業費 1,580 千円

介護予防に関する知識や技術の普及を行い、住民主体の通いの場を作る経費。

(2) 包括的支援事業

ア 包括的支援事業費 24,878 千円

地域包括支援センターの運営や、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談事業・権利擁護事業を実施する。

イ 在宅医療・介護連携推進事業費 185 千円

在宅医療と介護サービスが一体的に提供される仕組みをつくるため、関係機関による検討会を実施する。

ウ 認知症総合支援事業費 13,742 千円

認知症初期集中支援チームや地域支援推進員の養成及び関係機関との連携を強化し、認知症ケアの向上を図る。

エ 生活支援体制基盤整備事業費 4,251 千円

総合事業の充実に向けて、生活支援コーディネーターを配置し、身近な生活支援サービスが充実するよう活動を行う。また住民、関係機関代表等による協議体の中で協議を進め充実を図る。地域ボランティアの養成を行い、屋久島愛らんどネットによる生活支援をすすめる。

(3) 任意事業

ア 地域包括支援センター運営事業費 1,740 千円

認知症サポーターの養成や介護サービス相談員の配置及び成年後見申立に支援を要する際に必要な経費

イ 家族介護支援事業費 246 千円

介護者の負担軽減と介護技術の普及のため、介護経験者や現在介護を行っ

ている家族の交流をする際に必要な経費
ウ 介護給付等費用適正化事業 40 千円
介護給付費の適正化のための専門職等によるケアプラン点検に要する経費

【 診療所事業 】

○ 地域医療事業（診療所事業特別会計）

町民の健康及び福祉の向上を図り、健やかな地域社会づくりを推進していくため、栗生診療所・永田へき地出張診療所・口永良部島へき地出張診療所の安定的な運営に努める。また、特定診療科（眼科・皮膚科・耳鼻咽喉科）の出張診療について、鹿児島大学病院に専門医師の派遣を依頼し、定期的な診療を提供する。

良質な診療を維持するため、医療機器の整備については、経年に応じ計画的に順次更新していくよう努める。

1 栗生診療所

栗生診療所では、本年度は新規採用医師1名体制のもと、内科・外科・小児科の診療科目の拡充を図りつつ、引き続き町南西部地域を担う医療機関としての役割を維持していく。

総合病院から遠隔地であり、高齢化が急速に進展する地域でもあるため、入院を要する症例や緊急を要する症例等では迅速な対応ができるよう、日頃から他の医療機関等との連携確保に努める。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院耳鼻咽喉科に医師の出張診療を要請し、年間24回の診療を実施する。

また、永田へき地診療所医師との連携により、口永良部島の出張診療をひと月に概ね2回、遠隔診療を行うこととする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努める。

2 永田へき地出張診療所

永田へき地診療所では、鹿児島県から自治医科大学出身の医師を派遣いただき、引き続き町北西部地域を担う医療機関として内科診療を維持していく。

特定診療科目の開設については、鹿児島大学病院皮膚科及び眼科にそれぞれ専門医師の出張診療を要請し、皮膚科については年間24回、眼科については年間12回の実施を確保する。

また、栗生診療所医師と連携により、口永良部島の出張診療ひと月に概ね2回、遠隔診療を行う。

医師は、特定診療科目の診療日に合わせて県本土の総合病院で実施する臨床研修に出張し、多様・多数の症例に接することで自身の知識習得や技術向上に努めることとする。

このほか、診療所に勤務する看護師及び医療事務職員のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

3 口永良部島へき地出張診療所

口永良部島へき地出張診療所では、常駐看護師1名のみ体制であるが、栗生診療所医師及び永田へき地診療所医師による定期出張診療をひと月に概ね2回実施維持していくとともに、遠隔診療により島民の医療機関として維持していく。

また、県保健医療福祉課、県医師会及び県歯科医師会等の協力により行っている特定

診療科巡回診療（眼科・耳鼻咽喉科・皮膚科）及び「こじか号」による歯科診療を本年度も実施する。

また、看護師のスキルアップのため、研修・講習会等への積極的な参加に努めることとする。

【 後期高齢者医療事業 】

1 概 要

後期高齢者医療保険制度は、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定以上の障害がある場合は 65 歳以上）の高齢者を対象に、世代間の負担割合を明確にし、将来にわたり持続可能で公平かつわかりやすい制度として始まった。

鹿児島県においても県内全市町村が加入する鹿児島県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」という。）が設立され、財政運営は広域連合が行い、窓口業務は各市町村が担うこととなっている。

国の施策においては、令和 2 年度から新たに高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に取り組む法的な整備がなされ、国保・介護・後期で一体的な保健事業を推進し、持続可能な制度となるよう事業の実施が求められている。本町においては、このような状況を踏まえて事業の実施に向けた調整を進め、令和 5 年度より実効性のある計画を策定し事業を実施している。

被保険者の費用負担となる保険料の算定については、広域連合の条例で規定の上、県内均一の保険料率を適用し、医療費の動向などを踏まえながら 2 年ごとに見直すこととなっている。また、令和 4 年度より、一定以上の所得がある被保険者については、現役並み所得者（窓口負担割合 3 割）を除き、医療費の窓口負担割合を 2 割とする制度改正を行っている。

令和 8・9 年度の保険料率改定では、均等割のうち医療分を 69,800 円（前回比 9,900 円増）、子ども・子育て支援金分を 1,400 円（新規）、所得割率のうち医療分を 11.72%（前回比増減なし）、子ども・子育て支援金分を 0.25%（新規）、賦課限度額を 85 万円（前回比 5 万円増）としている。医療費の増大に対応するとともに、必要な事業を展開するため収入を確保するものとする。

令和 8 年 1 月 5 日現在においては、町内の被保険者数は 2,198 名（前年比 17 名増）となっている。令和 8 年度においても引き続き広域連合と連携を図り、被保険者が安心して必要な医療を受けることができるよう適正な運営に努める。

2 市町村が担う事務

後期高齢者医療制度における窓口業務は、住民情報を保有し地域住民に接している市町村が担うこととなっており、被保険者が安心して医療を受けられるよう広域連合と連携しながら迅速な対応に努める。

(1) 資格確認書・資格確認のお知らせの交付等に係る事務

- ① 資格確認書等の交付・再交付・返還
- ② 各種届出・申請の受付

(2) 医療給付を行うための手続に係る事務

- ① 限度額認定証等の交付・再交付・返還
- ② 各種申請の受付

(3) 保険料の徴収に係る事務

- ① 保険料の徴収
- ② 保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受付

(4) その他

- ① 後期高齢者医療制度に関する広報・相談対応

3 健全な制度運営の推進

財政運営は、広域連合が県内各市町村からの負担金及び保険料納付金により行うため、速やかに支出を行うことにより健全な制度運営に資する。

(1) 予算額

① 歳出（一般会計：後期高齢者医療事業費）

ア 後期高齢者医療広域連合負担金	181,735 千円
(ア) 共通経費市町村負担金	6,717 千円
(イ) 市町村療養給付費負担金	175,018 千円

② 歳出（特別会計：後期高齢者医療広域連合納付金経費）

ア 後期高齢者医療広域連合納付金	243,652 千円
(ア) 被保険者保険料（現年度・滞納繰越・延滞金）	164,350 千円
(イ) 保険基盤安定負担金（県 3/4・町 1/4 負担）	79,302 千円

4 保険料の徴収事務

年金引き去りによる特別徴収や普通徴収による的確な保険料確保及び口座振替の推奨や、早期徴収に努めるとともに、目標収納率を定め徴収事務を行うことにより財政の安定化に資する。

(1) 令和8・9年度の保険料率（令和8年度改定）

① 均等割額

ア 医療分 69,800 円

イ 子ども・子育て支援金分 1,400 円

② 所得割額

ア 医療分 11.72%

イ 子ども・子育て支援金分 0.25%

(2) 目標保険料収納率

広域連合において、令和8・9年度の保険料率算定時に用いられた予定保険料収納率を目標保険料収納率に定め、収納事務に努める。

① 現年度 99.40%

② 現年度＋滞納繰越 98.70%

(3) 予算額

① 歳入（特別会計：後期高齢者医療保険料）

ア 後期高齢者医療保険料 164,328 千円

（ア）特別徴収保険料（現年度分） 98,237 千円

（イ）普通徴収保険料（現年度分） 65,491 千円

（ウ）普通徴収保険料（滞納繰越分） 600 千円

② 歳出（特別会計：徴収経費）

ア 徴収経費 710 千円

5 保健事業の推進

(1) 長寿健診の実施・結果の活用

国民健康保険事業の特定健診に合わせて、被保険者を対象とした長寿健診を実施することにより、疾病の早期発見による重症化予防に繋げ、被保険者の健康維持に努める。

① 長寿健診の実施（5月・11月の年2回）

② 健診関係データ等の調査分析

③ 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

④ 予算額

ア 歳入（特別会計：雑入）

（ア）長寿健診補助金 2,401 千円

イ	歳出（特別会計：保険事業費）	
	（ア）健康診査経費（受診見込者数 450 人）	3,176 千円
(2)	健康診査・疾病予防及び重症化予防に関する事業	
	① 人間ドック利用の助成	
	② 予算額	
	ア 歳入（特別会計：雑入）	
	（ア）雑入（人間ドック等の費用助成）	57 千円
	イ 歳出（特別会計：健康保持増進事業費）	
	（ア）疾病予防費（人間ドック利用補助金 20,000 円／人）	100 千円
(3)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施に関する事業	
	保健事業と介護予防を一体的に実施し、疾病予防や重症化予防、心身の機能低下防止に努める。	
	① 事業計画、健康相談、保健指導の実施	
	② 予算額	
	ア 歳入（一般会計：受託事業収入）	
	（ア）一体的事業収入	6,989 千円
	イ 歳入（特別会計：受託事業収入）	
	（ア）一体的事業収入（特別対策補助）	516 千円
	ウ 歳出（特別会計：保健事業費）	
	（ア）一体的実施事業	7,813 千円

6 医療費適正化対策の推進

高齢化等により高齢者の医療費が増大する中、持続可能な制度運営を図るため、次の事業を実施し、一層の事業効果を図る。

(1) 職員などの資質向上

- ① 広域連合が行う研修などへの参加
- ② その他、各種研修会への参加

(2) 医療費分析等の調査・活用

- ① 医療費関係データ等の調査分析
- ② 上記データに関する被保険者教育及び他事業への活用

(3) 広報活動の推進

被保険者はもとより、広く住民に対して後期高齢者医療制度の概要や医療費

の実態などの広報活動を実施する。

- ① 町広報誌やホームページを活用した情報提供
- ② パンフレット等の配布

【 船舶事業 】

令和8年度は、安全管理規程及び関係法令の遵守をしながら安全最優先の原則を第一に事業の推進を図る。

1. 安全運航第一

経営トップから船員まで一丸となり、安全方針、安全重点施策に基づき安全最優先の原則を徹底し、「海難事故ゼロ」「油漏れ事故ゼロ」「人身事故ゼロ」の「スリーゼロ運動」に取り組む。そして、本事業の最大の目的である「乗客と物資を安全・確実に届ける」ために適切な運航を行う。

そのために安全統括管理者及び運航管理者の指導のもと教育・訓練等を重ねながら、船員による日々の通常点検に加えて集中点検日を設けて細心のメンテナンスを行うとともに、車輛・貨物の横転や荷崩れ防止、船内巡視の強化に努め、安全確保・重大事故防止に努める。

また、お客様に対して船内の立入禁止区域や禁止事項など遵守事項の周知を徹底し、事故の予防に取り組む。

2. 健全な運営のために

本会計は、国・県の離島航路補助に依存する割合が極めて高いため、利用者増加のために関係機関との連携を図りながら運航収益の確保に努めるとともに、平成29年度から実施している特定有人国境離島法による旅客運賃低廉化事業を継続するとともに、令和8年3月には本船就航から丸5年を迎えたことから、今一度町民の利用促進に努める。

世界的な原油高や原材料費等の高騰、人件費の上昇など、ますます厳しい経営を強いられることとなるが、船体や機関、設備等の日常点検を行いながら、早期の修繕や部品交換を行い、船体の長寿命化を図っていく。

また、港湾内施設等の破損箇所や劣化状況を港湾管理者（県）に対し迅速に伝えるとともに、台風などの悪天時に遠方へ避難しなくても良い、安全・安心な宮之浦港の整備を要望していく。

3. 主な事業収入・支出

収益的収入	運航収益（旅客、貨物、車輛等）	44,626千円
収益的支出	動力費（A重油、潤滑油）	203,412千円
収益的支出	修繕費（中間検査、中間整備、臨時整備等）	91,291千円

【 電気事業 】

豊富な水資源を安全でクリーンなエネルギーに変え、島内の経済を支えている屋久島の電気は、脱炭素社会のモデルケースとして非常に高い評価を受けている一方、発電や送電設備の維持に巨額の費用負担がかかるのが現状である。電気課では、発電者である屋久島電気株式会社から電力購入単価の引き上げを受け、島内の配電事業者と情報を共有し、電気料金の改定を行い健全な事業運営のため、供給区域内への「安全・安心・安定」した電力の供給体制の確立を目指す。高騰する整備に必要な部材などに注視し、所有する設備に起因する停電をなくすことを最重要課題と掲げ、目視による定期的な巡回パトロール及び支障木の伐採や撤去を積極的に行い、機器の点検や保守の強化を図り、経年劣化が見受けられる既存設備を計画的に取替え、島内経済の発展や脱炭素社会の実現に寄与するため、サービスの向上に努める。

本年度予算については、収益的収入支出715,390千円、資本的支出96,242千円の総額811,632千円を予算計上し、新規需用家への早急な対応は勿論、既存の配電設備を計画的に整備・改良するため、次のとおり事業を実施する。

事業計画内容

1. 建設改良費

(1) 配電設備

電気設備の経年劣化に起因する事故及び停電等を未然に防止するため、次のとおり配電線路の電柱の建替え、腕金・碍子等の部材及び機器等の取替え、高圧線及び低圧線並びに引込線等の張替え工事を実施する。また、宮之浦線73号柱に設置してある高圧自動電圧調整器が、製造から26年を経過し劣化が見受けられるため、更新を行うとともに計量法に規定する期限が満了となるすべての積算電力量計を取替える。

ア 宮之浦川西地区高低圧線改良工事	31,000千円
イ 小瀬田地区高低圧線改良工事	13,000千円
ウ 長峰線高低圧線改良工事	12,500千円
エ 高圧自動電圧調整器(SVR)取替工事	22,000千円
オ 検満切れ積算電力量計取替業務委託(配電区域全域)	13,700千円
計	92,200千円

(2) 業務設備

公営企業会計システムは導入から5年経過することから、今後の法改正への対応、システム保守性の維持及び業務効率化を図るために、他の公営企業会計と連携し公営企業会計システムを更新する。

2. 工事請負費

監視システム改良工事

光ケーブルを利用して自動高圧負荷開閉器の遠隔操作を可能にするため、監視システム内のプログラムと設備の追加を行う。

3. 架空電線修繕費

各地区改修工事

配電区域内において、突発的な故障等発生した際の早急な修繕及び経年劣化等による配電線路等の部分的な改修を行い設備の充実を図る。また、新規需用家への電線引込み、撤去及び電柱移設等、早急な対応を必要とする工事を実施する。

以上、計画的な配電設備の改修の他、高所作業車による配電線路の巡視及び機器の定期的な点検や支障木の伐採等を行うことで、設備の維持管理に努める。また、電気使用料金の収納確保のため、口座振替を積極的に推奨するとともに委託収納員と連携を図り収納率向上に努める。